

平成 29 年度事業報告書
【船員保険事業】

(2017)

事業期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日



全国健康保険協会
船員保険

目次

加入者・船舶所有者の皆様へ	1
第1章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針	
1. 理念	2
(1) 基本使命	2
(2) 基本コンセプト	2
2. 事業運営の基本方針	2
第2章 29年度の事業運営方針と総括	3
第3章 加入者数及び船舶所有者数の状況	
(1) 加入者、船舶所有者の動向	5
(2) 被保険者の年齢構成	5
第4章 医療費と保険給付費の動向	
(1) 医療費及び保険給付費(年金給付を除く)の動向	7
(2) 現金給付の動向	10
(3) 年金給付費の動向	12
第5章 船員保険財政の動向と保険料率の決定	
1. 平成29年度の決算の状況	14
2. 平成30年度保険料率決定までの動き	15
(1) 船員保険料率のこれまでの状況について	15
(2) 30年度における保険料率の方向性(29年11月時点)	15
(3) 30年度における保険料率の決定	19
第6章 船員保険事業の概況	
1. 保険運営の企画・実施	21
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進	21
(2) 情報提供・広報の充実	24
(3) ジェネリック医薬品の使用促進	28
2. 保険給付等の円滑な実施	30
(1) サービス向上のための取組み	30
(2) 高額療養費制度の周知	31
(3) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨	31
(4) 保険給付等の業務の適正な実施	32
(5) レセプト点検の効果的な推進	34
(6) 被扶養者資格の再確認	36
(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収	36

3. 保健事業の推進、強化	37
(1) 保健事業の効果的な推進	37
(2) 特定健康診査等の推進	41
(3) 特定保健指導の推進	43
(4) 加入者の健康増進等を図るための取組みの推進	43
4. 福祉事業の着実な実施	48
5. 組織運営及び業務改革	49
(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革	49
(2) 人材育成の推進	50
(3) 業務改革・改善の推進	51
(4) 経費の節減等の推進	51
第7章 東日本大震災及び熊本地震への対応	
1. 東日本大震災への対応	52
29年度における加入者への対応	52
2. 熊本地震への対応	53
29年度における加入者への対応	53
第8章 今後の運営	54
協会の運営に関する各種指標	55
平成29年度の財務諸表等	57
参考資料	
平成29年度お客様満足度調査結果(船員保険)について	79
第2期船員保険データヘルス計画	82

加入者・船舶所有者の皆様へ

全国健康保険協会が船員保険事業の運営を担ってから9年目に入りました。この間、私どもは、わが国の海運及び水産を支える船員の皆様及びそのご家族の健康と福祉の向上を図るため、職員が一丸となって事業運営に取り組んでまいりました。

事業運営に当たっては、船員保険協議会をはじめ加入者や船舶所有者の皆様のご意見を反映した自主自律の運営に努めるとともに、サービスの向上を図ってまいりました。おかげさまで、関係者の皆様のご協力とご支援をいただき、事業運営は着実に安定してきております。この場をお借りして、改めて日頃のご高配に厚く御礼申し上げます。

財政状況につきましても、比較的安定していると言えます。しかし、これは、これまで減少傾向にあった被保険者数が27年度以降増勢に転じていること、平均標準報酬月額が6年連続で増加していることなどが大きく寄与しているところであり、被保険者の年齢構成割合を見ると50歳代から60歳代の構成割合が高いといった特徴は変わっておらず、医療費の増加がなお見込まれることから、中長期的な観点からは、引き続き慎重な財政運営を図る必要があると認識しております。

このような中、29年度は、加入者のメタボリックシンドロームリスクの保有率及び喫煙率の減少に向けた取組みを柱として策定した第1期船員保険データヘルス計画の最終年度の取組みを着実に実施するとともに、ジェネリック医薬品の更なる使用促進や、レセプト点検などの医療費の適正化に向けた取組みを引き続き実施するなど、保険者機能の発揮・強化に向けた取組みを総合的に推進してまいりました。また、船員労働の特殊性に対応した、無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業についても、着実に実施してまいりました。

更に、関係団体等の皆様のご協力をいただきながら、船員保険が、加入者や船舶所有者の皆様にとってより身近な存在となり、「船員保険の加入者で本当に良かった」と喜んでいただけるよう、引き続き様々な取組みを進めてまいります。

今後とも、皆様からのご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹

第1章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針

1. 理念

(1) 基本使命

全国健康保険協会（以下「協会」）は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

(2) 基本コンセプト

基本使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的に取り入れ、保険者の機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組んでいます。

- ・加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

2. 事業運営の基本方針

協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組みます。

第2章 29年度の事業運営方針と総括

協会は、船員保険の保険者として、各種現金給付の支払いや保険証の交付などの基本的な業務を確実に実施することに加え、保険者機能の強化を図り、その発揮による総合的な取組みを推進し、加入者の皆様の健康づくりを積極的に支援しています。

29年度については、

1. 船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを踏まえた事業運営に努めるとともに加入者や船舶所有者の視点に立って積極的に情報提供等を行う
 2. データヘルス計画の着実な実施等による加入者の健康づくりの支援等を行う
 3. 健全な財政運営及びサービスの向上等に努める
- の3つを運営方針として掲げ事業運営に努めてきました。

29年度の各業務の実施状況を振り返ってみると、各種現金給付の支払いや保険証の交付などの基本的な業務については、加入者の視点に立った迅速かつ正確なサービスの提供に努め、傷病手当金等の支給等に要する標準日数を定めたサービススタンダードの達成率は100パーセントであり、保険証の発行に要する日数についても、標準指標である資格情報の取得から3営業日以内を達成しました。

保険者機能の強化・発揮という観点からは、29年度は第1期船員保険データヘルス計画(27年度～29年度)の最終年度として取組みを行いました。第1期計画では情報提供・啓発活動を中心に加入者に様々な方法で働きかけを行ってきました。29年度に行った中間評価の結果ではメタボリックシンドロームリスク保有率、喫煙率のどちらも減少しておらず、情報提供、啓発活動は重要ではあるものの、これらの取組みだけではすぐに行動変容には結びつかないことがわかりました。このような状況を踏まえ、第2期船員保険データヘルス計画は、健診費用の無料化など、より具体的な取組みを盛り込んだ計画としています。

また、29年度は第2期特定健康診査等実施計画の最終年度でもありました。船員保険の加入者の健診受診率、特定保健指導実施率は他の被用者保険の保険者と比較し低く、目標を達成すべくこれまで健診機関数の増加などの取組みを行ってきました。第2期計画では、29年度中に健診受診率65%、保健指導実施率30%を達成すると最終目標達成には至っていませんが、計画期間中、健診受診率、保健指導実施率はともに着実に伸びてきています。

30年度から始まる第3期特定健康診査等実施計画では、35年度までに第2期計画と同様の特定健診実施率65%、特定保健指導実施率30%を達成するという目標が改めて国から示されており、さらに各年ごとに着実に実施率を向上させ、これを達成することを目指します。

そのため、まずは健診を受診していただくことが重要であり、30年度は生活習慣病予防健診(一般健診及び巡回健診)を無料で実施することとしております。その後は健診結果を踏まえて加入者の方にアプローチし、情報提供をさせていただくこと等により加入者の方の健康増進に繋げていきます。

健全な財政運営については、30年度の保険料率の決定に当たり加入者の動向、医療費の動向等を踏まえた中期的な見通しを示したうえで船員保険協議会においてご議論いただきました。結果として、30年度は現行の保険料率を維持することが決定されました。

現時点では疾病部門も災害保健福祉保険部門も黒字で推移していますが、加入者や医療費等の状況によっては将来赤字に転じることも十分考えられることから、今後とも適切な将来見通しを船員保険協議会にお示しするとともに、安定的な財政運営に努めていきます。

その他、加入者の方の負担を軽減し効率的な医療の提供を図るためにジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検の効果的な実施に努めました。

情報提供・広報に関しては、加入者の方、船舶所有者は紙媒体の広報・情報提供をよくご覧になっているとのアンケート結果を踏まえ、29年度も紙媒体を中心に広報・情報提供を実施してきました。加えて、ホームページやメールマガジン等の媒体も活用し効果的・効率的な情報提供を実施してきました。

福祉事業については、海上という特殊な環境下で労働する船員の健康と生命の安全を守る上で、重要な役割を果たしている無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業について円滑かつ着実な実施に努めました。

また、旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用手続きの見直しや宿泊数等の見直しを実施するなど、船員保険協議会の議論を通じて船員のニーズ等を踏まえた事業実施に努めました。

これからも、船員労働の特殊性を十分考慮した事業運営を図るとともに、各種指標の動向、中期的な財政見通し等を踏まえながら、安定的な事業運営に努めていきます。

第3章 加入者数及び船舶所有者数の状況

(1) 加入者、船舶所有者の動向

29年度末現在の被保険者数は58,291人であり、前年度末に比べて260人(0.4%)増加しています。被保険者のうち、疾病任意継続被保険者数は2,927人であり、前年度末に比べて130人(4.3%)減少しています。

被扶養者数は62,637人であり、前年度末に比べて1,524人(2.4%)減少しています。

加入者数は120,928人であり、被扶養者の減少が被保険者の増加を大きく上回ったことにより、前年度末に比べて1,264人(1.0%)減少しています。

29年度の被保険者1人当たりの平均標準報酬月額額は417,256円であり、前年度に比べて5,257円(1.3%)増加しており、6年連続の増加となっています。

平均標準賞与月額額は594,179円であり、前年度に比べて6,348円(1.1%)減少しています。船舶所有者数は5,608人であり、前年度末に比べて11(0.2%)減少しています。

【(図表 3-1) 加入者、船舶所有者等の動向】

(加入者：人、平均標準報酬月額：円、平均標準賞与月額：円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被保険者数	58,231 (▲0.8%)	57,859 (▲0.6%)	57,750 (▲0.2%)	57,919 (0.3%)	58,031 (0.2%)	58,291 (0.4%)
うち疾病任意 継続被保険者数	3,557 (1.4%)	3,398 (▲4.5%)	3,221 (▲5.2%)	3,107 (▲3.5%)	3,057 (▲1.6%)	2,927 (▲4.3%)
被扶養者数	71,237 (▲3.0%)	69,288 (▲2.7%)	67,347 (▲2.8%)	65,842 (▲2.2%)	64,161 (▲2.6%)	62,637 (▲2.4%)
加入者数	129,468 (▲2.1%)	127,147 (▲1.8%)	125,097 (▲1.6%)	123,761 (▲1.1%)	122,192 (▲1.3%)	120,928 (▲1.0%)
平均標準報酬月額	390,432 (0.4%)	392,966 (0.6%)	398,897 (1.5%)	403,073 (1.0%)	411,999 (2.2%)	417,256 (1.3%)
平均標準賞与月額	496,987 (4.7%)	530,145 (6.7%)	563,481 (6.3%)	582,064 (3.3%)	600,527 (3.2%)	594,179 (▲1.1%)
船舶所有者数	5,819 (▲1.8%)	5,782 (▲0.6%)	5,729 (▲0.9%)	5,670 (▲1.0%)	5,619 (▲0.9%)	5,608 (▲0.2%)

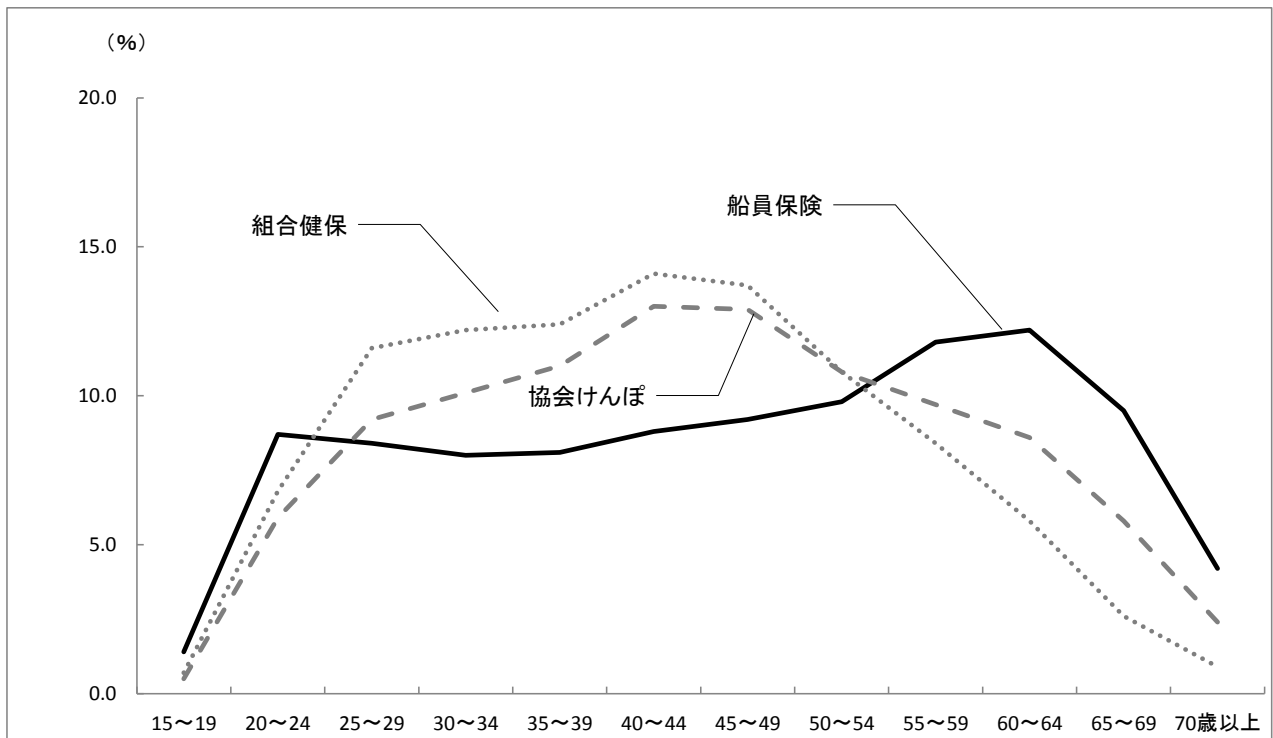
注) () 内は対前年度増減率です。

(2) 被保険者の年齢構成

船員保険は、被用者保険の中では、1人当たりの医療費が比較的低額である20歳代から30歳代の被保険者の割合が少なく、1人当たりの医療費が高額となる50歳代から60歳代の被保険者の割合が高いという特徴があります。(図表 3-2 参照)

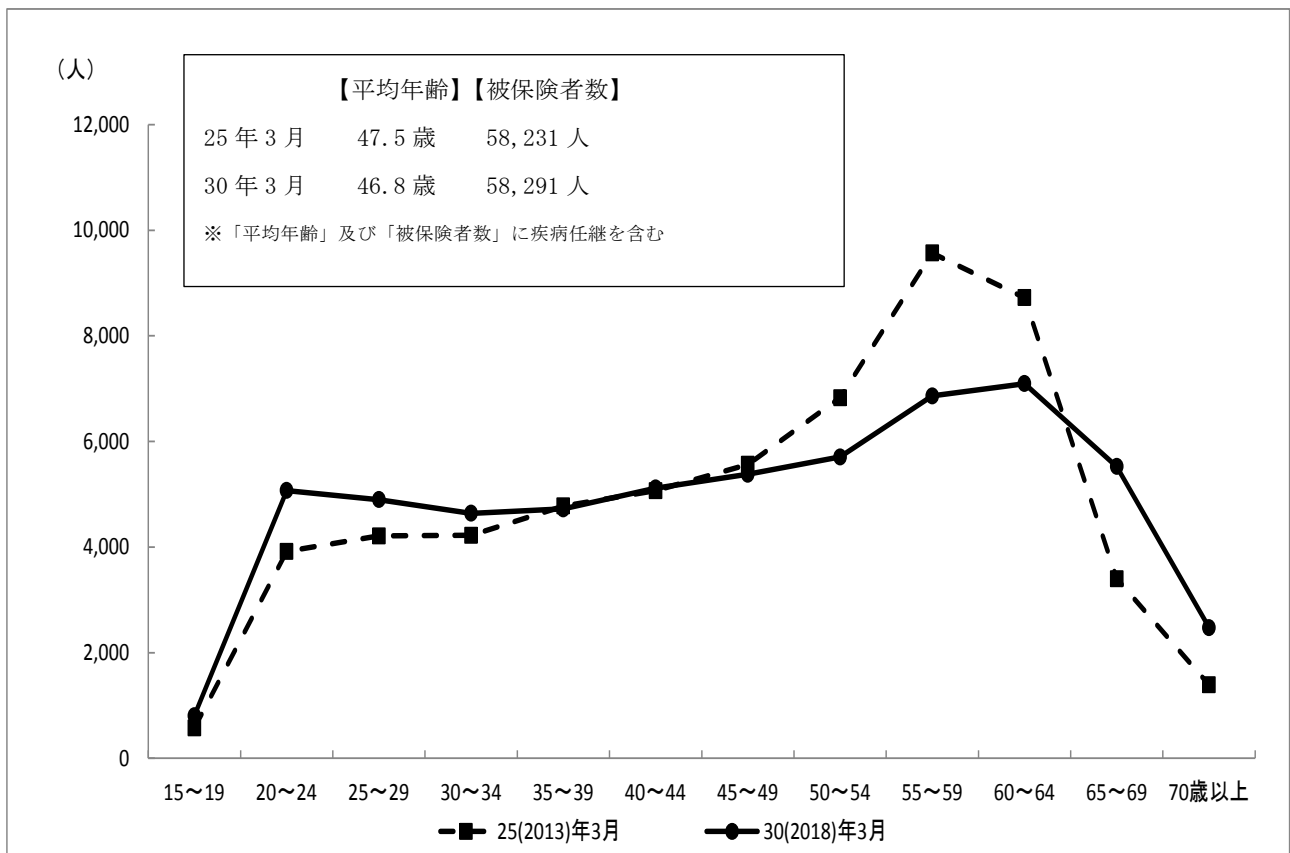
30年3月末における被保険者の平均年齢は、46.8歳であり、5年前の25年3月末における平均年齢が47.5歳であったのに比べ、若干若くなっていますが、50代以降の被保険者の構成割合が高い状況は変わっておらず、船員保険事業の安定的な運営を図っていく上で、引き続き、この点に十分留意していく必要があります。(図表 3-3 参照)

【(図表 3-2) 制度別被保険者の年齢構成の比較】



※船員保険、協会けんぽ 30年3月末現在、組合健保 28年10月1日現在

【(図表 3-3) 被保険者の年齢階層別の推移】



第4章 医療費と保険給付費の動向

(1) 医療費及び保険給付費（年金給付を除く）の動向

29年度の医療費総額は約245億円であり、前年度に比べて0.6%減少しています。

このうち、医療給付費は約195億円であり、前年度に比べて0.9%減少しています。その内訳は、現物給付が約191億円（前年度に比べ0.5%減少）、現金給付費（療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限る）が約3億円（前年度に比べて18.4%減少）です。

また、その他の現金給付費（傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計）は約28億円であり、前年度に比べて3.7%減少しています。

その結果、医療給付費にその他の現金給付費を加えた保険給付費（年金給付費を除く）は約223億円であり、前年度に比べて1.3%減少しています。

【(図表 4-1) 医療費と保険給付費（年金給付費を除く）の動向 [全体]】

(単位：百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
医療費総額	24,415 (▲0.6%)	24,037 (▲1.5%)	23,892 (▲0.6%)	24,304 (1.7%)	24,666 (1.5%)	24,525 (▲0.6%)
医療給付費①	19,411 (▲1.1%)	19,005 (▲2.1%)	18,894 (▲0.6%)	19,246 (1.9%)	19,626 (2.0%)	19,450 (▲0.9%)
現物給付	19,036 (▲0.6%)	18,621 (▲2.2%)	18,488 (▲0.7%)	18,888 (2.2%)	19,239 (1.9%)	19,135 (▲0.5%)
現金給付費 (注1)	375 (▲21.1%)	383 (2.2%)	406 (6.0%)	358 (▲11.9%)	387 (8.1%)	315 (▲18.4%)
その他の現金給付費 (注2)②	2,632 (▲12.0%)	2,687 (2.1%)	2,706 (0.7%)	2,666 (▲1.5%)	2,931 (10.0%)	2,822 (▲3.7%)
①+②	22,043 (▲2.6%)	21,692 (▲1.6%)	21,599 (▲0.4%)	21,911 (1.4%)	22,557 (2.9%)	22,272 (▲1.3%)

注1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

注3) () 内は、対前年度の増減率です。(以下、図表 4-2 から図表 4-9 についても同様)

加入者1人当たりで見ると、医療費総額は201,629円であり、前年度に比べ0.6%増加しています。7年連続の増加となっています。

このうち、医療給付費は159,909円であり、前年度に比べ0.2%増加しています。その内訳は、現物給付が157,315円（前年度に比べ0.6%増加）、現金給付費が2,593円（前年度に比べて17.5%減少）です。

また、その他の現金給付費は23,199円であり、前年度に比べて2.6%減少しています。

保険給付費は183,108円であり、前年度に比べて0.1%減少しています。

【(図表 4-2) 加入者 1 人当たり医療費と加入者 1 人当たり保険給付費（年金給付費を除く）の動向 [全体]】

(単位：円)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
平均加入者数 (人)	130,779	128,054	125,884	124,436	123,032	121,633
医療費総額	186,691 (1.6%)	187,709 (0.5%)	189,794 (1.1%)	195,314 (2.9%)	200,480 (2.6%)	201,629 (0.6%)
医療給付費 ①	148,426 (1.1%)	148,411 (▲0.0%)	150,089 (1.1%)	154,662 (3.0%)	159,518 (3.1%)	159,909 (0.2%)
現物給付	145,558 (1.6%)	145,418 (▲0.1%)	146,863 (1.0%)	151,788 (3.4%)	156,375 (3.0%)	157,315 (0.6%)
現金給付費 (注 1)	2,868 (▲19.3%)	2,993 (4.3%)	3,226 (7.8%)	2,874 (▲10.9%)	3,144 (9.4%)	2,593 (▲17.5%)

その他の現金給付費 (注 2) ②	20,127 (▲10.1%)	20,984 (4.3%)	21,493 (2.4%)	21,421 (▲0.3%)	23,825 (11.2%)	23,199 (▲2.6%)
----------------------	--------------------	------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------

①+②	168,554 (▲0.4%)	169,394 (0.5%)	171,581 (1.3%)	176,083 (2.6%)	183,343 (4.1%)	183,108 (▲0.1%)
-----	--------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	--------------------

注 1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注 2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

医療費及び保険給付費（年金給付を除く）のうち、職務外の事由に関する給付、下船後の療養補償及び職務上の事由による上乘せ給付等に関する給付並びに経過的な職務上の事由による給付の内訳は、それぞれ図表 4-3、図表 4-4 及び図表 4-5 のとおりです。

【(図表 4-3) 職務外の事由に関する給付】

(単位：百万円)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
医療費総額	22,509 (▲0.9%)	22,208 (▲1.3%)	22,117 (▲0.4%)	22,602 (2.2%)	22,873 (1.2%)	22,834 (▲0.2%)
医療給付費 ①	17,504 (▲1.5%)	17,176 (▲1.9%)	17,119 (▲0.3%)	17,544 (2.5%)	17,833 (1.6%)	17,760 (▲0.4%)
現物給付	17,167 (▲1.0%)	16,814 (▲2.1%)	16,778 (▲0.2%)	17,219 (2.6%)	17,507 (1.7%)	17,467 (▲0.2%)
現金給付費 (注 1)	337 (▲22.2%)	362 (7.3%)	341 (▲5.9%)	325 (▲4.7%)	327 (0.5%)	292 (▲10.5%)

その他の現金給付費 (注 2) ②	2,230 (▲8.5%)	2,324 (4.2%)	2,369 (1.9%)	2,323 (▲1.9%)	2,562 (10.3%)	2,504 (▲2.3%)
----------------------	------------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------	------------------

①+②	19,735 (▲2.4%)	19,500 (▲1.2%)	19,488 (▲0.1%)	19,867 (1.9%)	20,395 (2.7%)	20,264 (▲0.6%)
-----	-------------------	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-------------------

注 1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注 2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

【(図表 4-4) 下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付】

(単位：百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
医療費総額	1,771 (7.1%)	1,709 (▲3.5%)	1,704 (▲0.3%)	1,628 (▲4.5%)	1,716 (5.4%)	1,608 (▲6.3%)
医療給付費 ①	1,771 (7.1%)	1,709 (▲3.5%)	1,704 (▲0.3%)	1,628 (▲4.5%)	1,716 (5.4%)	1,608 (▲6.3%)
現物給付	1,735 (6.2%)	1,688 (▲2.7%)	1,640 (▲2.9%)	1,597 (▲2.6%)	1,656 (3.7%)	1,585 (▲4.3%)
現金給付費 (注1)	36 (82.0%)	21 (▲41.6%)	64 (208.2%)	31 (▲51.9%)	60 (94.5%)	23 (▲62.0%)

その他の現金給付費 (注2) ②	151 (9.7%)	129 (▲14.9%)	160 (24.0%)	188 (17.7%)	180 (▲4.3%)	159 (▲11.6%)
---------------------	---------------	-----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------

①+②	1,922 (7.3%)	1,838 (▲4.4%)	1,864 (1.4%)	1,816 (▲2.6%)	1,897 (4.4%)	1,767 (▲6.8%)
-----	-----------------	------------------	-----------------	------------------	-----------------	------------------

注1) 「現金給付費」は、医療に係る現金給付である療養費（一部負担額相当額の支払を含む）に限っています。

(図表 4-5 についても同様)

注2) 「その他の現金給付費」は、休業手当金です。

【(図表 4-5) 経過的な職務上の事由による給付 (注1)】

(単位：百万円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
医療費総額	136 (▲33.8%)	120 (▲11.9%)	71 (▲40.8%)	74 (4.6%)	76 (3.2%)	82 (7.8%)
医療給付費 ①	136 (▲33.8%)	120 (▲11.9%)	71 (▲40.8%)	74 (4.6%)	76 (3.2%)	82 (7.8%)
現物給付	134 (▲27.0%)	119 (▲10.9%)	70 (▲41.5%)	72 (3.4%)	76 (5.9%)	82 (7.3%)
現金給付費	2 (▲90.6%)	0 (▲81.9%)	1 (184.8%)	2 (81.8%)	0 (▲99.6%)	0 (5367.6%)

その他の現金給付費 (注2) ②	251 (▲39.8%)	234 (▲6.5%)	177 (▲24.5%)	154 (▲12.8%)	189 (22.6%)	159 (▲16.1%)
---------------------	-----------------	----------------	-----------------	-----------------	----------------	-----------------

①+②	386 (▲37.8%)	354 (▲8.4%)	248 (▲30.0%)	228 (▲7.8%)	266 (16.3)	241 (▲9.2%)
-----	-----------------	----------------	-----------------	----------------	---------------	----------------

注1) 「経過的な職務上の事由による給付」とは、21年12月以前の職務上の事由による傷病手当金や障害年金等の給付については、19年の法律改正前の船員保険法に基づく給付であるため、経過的に協会から支給しているものです。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料の合計です。

(2) 現金給付の動向

i) 職務外の事由による給付

職務外の事由による現金給付^(注1)の支給額(件数)は、図表4-6のとおりであり、高額療養費(償還払い)1億1,075万円(2,981件)、柔道整復施術療養費1億3,995万円(34,746件)、その他の療養費3,481万円(2,115件)、傷病手当金18億9,149万円(6,418件)、出産手当金1,125万円(13件)、出産育児一時金4億2,863万円(1,023件)となっています。

ii) 職務上の事由による上乗せ給付・独自給付及び経過的な職務上の事由による給付

職務上の事由による上乗せ給付・独自給付^(注2)及び経過的な職務上の事由による給付^(注3)の支給額(件数)は、図表4-7のとおりであり、休業手当金1億5,922万円(914件)、行方不明手当金1,110万円(12件)、傷病手当金1億5,153万円(295件)となっています。

注1)「職務外の事由による現金給付」とは、職務外の事由による傷病を支給事由とする高額療養費(償還払い分)や療養費(下船後の療養補償に関するものは除く。)、傷病手当金等です。

注2)「職務上の事由による上乗せ給付」とは、19年の法律改正により、22年1月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付(労災保険相当分)が労災保険に統合されたことに伴い、法律改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、休業手当金が該当します。また、「独自給付」とは、労災保険にはない船員保険独自の給付であり、行方不明手当金等が該当します。

注3)「経過的な職務上の事由による給付」とは、21年12月以前における職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする傷病手当金であり、19年の法律改正前の船員保険に基づく給付であるため、経過的に協会から支給するものです。

【(図表 4-6) 現金給付の推移】

(単位：件、千円、1件当たり金額：円)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
職務外の事由による給付	高額療養費	件数	12,099 (3.2%)	13,770 (13.8%)	13,517 (▲1.8%)	14,182 (4.9%)	14,393 (1.5%)	14,345 (▲0.3%)
		金額	1,304,672 (3.3%)	1,390,411 (6.6%)	1,389,036 (▲0.1%)	1,471,613 (5.9%)	1,587,157 (7.9%)	1,547,340 (▲2.5%)
		1件当たり金額	107,833 (0.1%)	100,974 (▲6.4%)	102,762 (1.8%)	103,766 (1.0%)	110,273 (6.3%)	107,866 (▲2.2%)
	現物給付分	件数	10,280 (10.0%)	10,564 (2.8%)	10,684 (1.1%)	11,393 (6.6%)	11,275 (▲1.0%)	11,364 (0.8%)
		金額	1,182,406 (9.8%)	1,223,837 (3.5%)	1,243,250 (1.6%)	1,337,778 (7.6%)	1,456,213 (8.9%)	1,436,589 (▲1.3%)
		1件当たり金額	115,020 (▲0.1%)	115,850 (0.7%)	116,366 (0.4%)	117,421 (0.9%)	129,154 (10.0%)	126,416 (▲2.1%)
	現金給付分 (償還払い)	件数	1,819 (▲23.5%)	3,206 (76.3%)	2,833 (▲11.6%)	2,789 (▲1.6%)	3,118 (11.8%)	2,981 (▲4.4%)
		金額	122,266 (▲34.5%)	166,573 (36.2%)	145,787 (▲12.5%)	133,836 (▲8.2%)	130,945 (▲2.2%)	110,751 (▲15.4%)
		1件当たり金額	67,216 (▲14.4%)	51,957 (▲22.7%)	51,460 (▲1.0%)	47,987 (▲6.7%)	41,996 (▲12.5%)	37,152 (▲11.5%)
	療養費	件数	40,858 (▲10.3%)	39,614 (▲3.0%)	38,561 (▲2.7%)	38,487 (▲0.2%)	38,526 (0.1%)	36,861 (▲4.3%)
		金額	206,649 (▲15.7%)	192,549 (▲6.8%)	187,525 (▲2.6%)	184,829 (▲1.4%)	188,811 (2.2%)	174,765 (▲7.4%)
		1件当たり金額	5,058 (▲6.0%)	4,861 (▲3.9%)	4,863 (0.1%)	4,802 (▲1.2%)	4,901 (2.1%)	4,741 (▲3.3%)
	柔道整復施 術療養費	件数	38,492 (▲9.9%)	37,348 (▲3.0%)	36,486 (▲2.3%)	36,406 (▲0.2%)	36,349 (▲0.2%)	34,746 (▲4.4%)
		金額	168,425 (▲15.3%)	155,733 (▲7.5%)	153,589 (▲1.4%)	151,862 (▲1.1%)	151,295 (▲0.4%)	139,952 (▲7.5%)
		1件当たり金額	4,376 (▲6.0%)	4,170 (▲4.7%)	4,210 (1.0%)	4,171 (▲0.9%)	4,162 (▲0.2%)	4,028 (▲3.2%)
	その他の療 養費	件数	2,366 (▲16.7%)	2,266 (▲4.2%)	2,075 (▲8.4%)	2,081 (0.3%)	2,177 (4.6%)	2,115 (▲2.8%)
		金額	38,224 (▲17.5%)	36,816 (▲3.7%)	33,936 (▲7.8%)	32,967 (▲2.9%)	37,515 (13.8%)	34,813 (▲7.2%)
		1件当たり金額	16,155 (▲0.9%)	16,247 (0.6%)	16,355 (0.7%)	15,842 (▲3.1%)	17,233 (8.8%)	16,460 (▲4.5%)
	傷病手当金	件数	5,766 (▲8.6%)	5,864 (1.7%)	6,140 (4.7%)	6,075 (▲1.1%)	6,830 (12.4%)	6,418 (▲6.0%)
		金額	1,578,803 (▲7.9%)	1,678,077 (6.3%)	1,711,061 (2.0%)	1,721,450 (0.6%)	1,959,789 (13.8%)	1,891,490 (▲3.5%)
		1件当たり金額	273,812 (0.8%)	286,166 (4.5%)	278,674 (▲2.6%)	283,366 (1.7%)	286,938 (1.3%)	294,716 (2.7%)
出産手当金	件数	28 (64.7%)	24 (▲14.3%)	21 (▲12.5%)	6 (▲71.4%)	23 (283.3%)	13 (▲43.5%)	
	金額	10,022 (23.8%)	12,122 (20.9%)	12,620 (4.1%)	6,236 (▲50.6%)	9,539 (53.0%)	11,247 (17.9%)	
出産育児一時金	件数	1,153 (▲0.9%)	1,145 (▲0.7%)	1,148 (0.3%)	1,114 (▲3.0%)	1,061 (▲4.8%)	1,023 (▲3.6%)	
	金額	483,630 (▲0.9%)	477,420 (▲1.3%)	480,176 (0.6%)	467,576 (▲2.6%)	445,332 (▲4.8%)	428,628 (▲3.8%)	

【(図表 4-7) 現金給付等の推移】

(単位：件、千円、1 件当たり金額：円、受給権者：人)

			24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
職務上の事由による 上乘せ給付・独自給付	休業手当金	件数	1,071 (11.3%)	954 (▲10.9%)	1,060 (11.1%)	1,134 (7.0%)	1,133 (▲0.1%)	914 (▲19.3%)
		金額	151,471 (9.7%)	128,935 (▲14.9%)	159,931 (24.0%)	188,299 (17.7%)	180,158 (▲4.3%)	159,219 (▲11.6%)
		1件当たり金額	141,429 (▲1.4%)	135,152 (▲4.4%)	150,879 (11.6%)	166,049 (10.1%)	159,010 (▲4.2%)	174,200 (9.6%)
	行方不明 手当金	件数	10 (▲44.4%)	28 (180.0%)	6 (▲78.6%)	8 (33.3%)	4 (▲50.0%)	12 (200.0%)
		金額	5,290 (▲55.9%)	18,983 (258.8%)	5,762 (▲69.6%)	5,674 (▲1.5%)	2,404 (▲57.6%)	11,098 (361.6%)
		1件当たり金額	529 (▲20.7%)	678 (28.2%)	960 (41.6%)	709 (▲26.1%)	601 (▲15.3%)	925 (53.9%)
経過的な職務上の 事由による給付	傷病手当金	件数	643 (▲37.3%)	495 (▲23.0%)	347 (▲29.9%)	318 (▲8.4%)	288 (▲9.4%)	295 (2.4%)
		金額	244,589 (▲39.3%)	222,493 (▲9.0%)	165,805 (▲25.5%)	147,348 (▲11.1%)	182,202 (23.7%)	151,527 (▲16.8%)
		1件当たり金額	380,387 (▲3.3%)	449,481 (18.2%)	477,823 (6.3%)	463,358 (▲3.0%)	632,646 (36.5%)	513,652 (▲18.8%)

(3) 年金給付費の動向

29 年度の年金給付費は図表 4-8 のとおり、約 41 億円であり、前年度と比べて 0.2%増加しています。受給権者数は 2,193 人であり、前年度に比べて 0.9%減少しています。

障害年金・遺族年金 4,309 万円 (29 年度末の受給権者数 35 人)、障害手当金・遺族一時金 5,298 万円 (99 件)、経過的な職務上の事由による障害年金・遺族年金 39 億 2,958 万円 (29 年度末の受給権者数 2,158 人)、障害手当金・遺族一時金 871 万円 (1 件) となっています。

【(図表 4-8) 年金給付費の動向】

(年金給付費：百万円、受給権者数：人)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
年金給付費 (注 1)	4,277 (▲0.3%)	4,341 (1.5%)	4,238 (▲2.4%)	4,138 (▲2.4%)	4,046 (▲2.2%)	4,052 (0.2%)
受給権者数 (注 2)	2,283 (▲1.1%)	2,271 (▲0.5%)	2,250 (▲0.9%)	2,230 (▲0.9%)	2,212 (▲0.8%)	2,193 (▲0.9%)

注 1) 年金給付費は、障害手当金、遺族一時金等の各種一時金を含めています。

注 2) 受給権者数は、各年度末における障害年金及び遺族年金の受給権者の合計です。

【(図表 4-9) 年金給付費の推移】

(単位：件、千円、1 件当たり金額：円、受給権者：人)

			24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
職務上の事由による上乗せ給付 (注 1)	障害年金	受給権者	1 (0.0%)	3 (200.0%)	3 (0.0%)	4 (33.3%)	10 (150.0%)	13 (30.0%)
		金額	3,469 (139.4%)	10,991 (216.8%)	7,331 (▲33.3%)	7,679 (4.8%)	9,294 (21.0%)	15,704 (69.0%)
	遺族年金	受給権者	6 (100.0%)	7 (16.7%)	9 (28.6%)	13 (44.4%)	13 (0.0%)	22 (69.2%)
		金額	3,553 (465.3%)	3,530 (▲0.7%)	8,374 (137.2%)	16,760 (100.1%)	14,610 (▲12.8%)	27,385 (87.4%)
	障害手当金	件数	26 (136.4%)	100 (284.6%)	144 (44.0%)	140 (▲2.8%)	98 (▲30.0%)	93 (▲5.1%)
		金額	22,433 (363.3%)	38,766 (72.8%)	65,330 (68.5%)	65,796 (0.7%)	46,506 (▲29.3%)	44,097 (▲5.2%)
	遺族一時金	件数	2 (▲66.7%)	7 (250.0%)	6 (▲14.3%)	11 (83.3%)	4 (▲63.6%)	6 (50.0%)
		金額	1,890 (▲39.7%)	4,639 (145.4%)	7,965 (71.7%)	7,792 (▲2.2%)	3,240 (▲58.4%)	8,883 (174.2%)
経過的な職務上の事由による給付 (注 2)	障害年金	受給権者	527 (▲0.9%)	512 (▲2.8%)	502 (▲2.0%)	488 (▲2.8%)	475 (▲2.7%)	464 (▲2.3%)
		金額	949,808 (0.2%)	935,286 (▲1.5%)	903,808 (▲3.4%)	879,000 (▲2.7%)	838,103 (▲4.7%)	808,669 (▲3.5%)
	遺族年金	受給権者	1,749 (▲1.4%)	1,749 (0.0%)	1,736 (▲0.7%)	1,725 (▲0.6%)	1,714 (▲0.6%)	1,694 (▲1.2%)
		金額	3,194,823 (▲0.6%)	3,208,598 (0.4%)	3,155,704 (▲1.6%)	3,145,020 (▲0.3%)	3,123,065 (▲0.7%)	3,120,910 (▲0.1%)
	障害手当金	件数	11 (▲35.3%)	6 (▲45.5%)	6 (0.0%)	3 (▲50.0%)	1 (▲66.7%)	1 (0.0%)
		金額	54,840 (▲28.5%)	29,382 (▲46.4%)	29,234 (▲0.5%)	7,325 (▲74.9%)	7,056 (▲3.7%)	8,712 (23.5%)
	遺族一時金	件数	3 (-)	3 (0.0%)	3 (0.0%)	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)
		金額	23,443 (-)	43,867 (87.1%)	49,835 (13.6%)	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)

注 1) 「職務上の事由による上乗せ給付」とは、19 年の法律改正により、22 年 1 月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付（労災保険相当分）が労災保険に統合されたことに伴い、法律改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、障害年金や遺族年金等が該当します。

注 2) 「経過的な職務上の事由による給付」とは、21 年 12 月以前における職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする障害年金や遺族年金等であり、19 年の法律改正前の船員保険に基づく給付であるため、経過的に協会から支給するものです。

第5章 船員保険財政の動向と保険料率の決定

1. 平成29年度の決算の状況

29年度の決算では、船員保険の収入は約477億円、支出は約433億円であり、収支差は約44億円となりました。

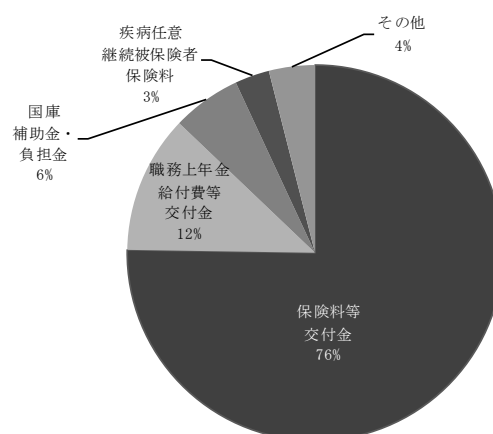
収入の主な内訳は、保険料等交付金が約362億円、疾病任意継続被保険者保険料が約12億円、国庫補助金・負担金が約30億円、職務上年金給付費等交付金が約55億円であり、この他に被保険者の保険料負担の軽減を図るための準備金からの取崩し額として約16億円などが計上されています。

一方、支出の主な内訳は、保険給付費が約265億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が約101億円、介護納付金が約32億円、業務経費・一般管理費が約31億円となっています。

船員保険の財政状況は、近年比較的安定していますが、収支差は年々減少する見込みであり、近い将来には単年度赤字となることが想定されることから、引き続き、中長期的な観点から慎重な財政運営を図っていく必要があります。(図表5-4「船員保険の中期的収支見通し(疾病保険分)」参照)

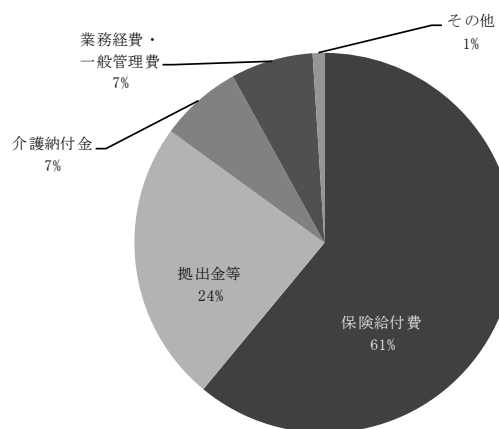
【(図表5-1) 29年度 船員保険勘定決算の収入の概要】

収入計	477 億円
保険料等交付金	362 億円
疾病任意継続保険料	12 億円
国庫補助金・負担金	30 億円
職務上年金給付費等交付金	55 億円
その他	17 億円



【(図表5-2) 29年度 船員保険勘定決算の支出の概要】

支出計	433 億円
保険給付費	265 億円
拠出金等	101 億円
介護納付金	32 億円
業務経費・一般管理費	31 億円
その他	3 億円



2. 平成 30 年度保険料率決定までの動き

(1) 船員保険料率のこれまでの状況について

船員保険事業が協会に移管されて以降、疾病保険料率については、24 年度、25 年度に引き上げを行いましたが、被保険者負担分については、19 年の法律改正時の特例措置として「被保険者の負担を軽減するため必要があるときは、準備金から繰入れを行うことにより、期間を定めて保険料率から 0.5% までの範囲内で協会が定める率を控除して保険料率とすることができる」とされたことから、被保険者負担分の引き上げ率と同率を加えた控除率にすることにより、被保険者負担率は据え置かれてきました。

船舶所有者負担分についても同様に、疾病保険料率の引き上げ時には、災害保健福祉保険料率を同率引き下げることで、船員保険保険料率全体での負担率は据え置かれてきました。

(図表 5-3 参照)

【(図表 5-3) 保険料率の推移】

	21～23 年度	24 年度	25～29 年度
疾病保険料率	9.40%	9.80%	10.10%
被保険者負担分	4.70%	4.90%	5.05%
被保険者負担率	4.55%	4.55%	4.55%
控除率	0.15%	0.35%	0.50%
船舶所有者負担分	4.70%	4.90%	5.05%
災害保健福祉保険料率	1.40%	1.20%	1.05%
船舶所有者負担分	1.40%	1.20%	1.05%
保険料率合計	10.80%	11.00%	11.15%
被保険者負担分	4.70%	4.90%	5.05%
被保険者負担率	4.55%	4.55%	4.55%
控除率	0.15%	0.35%	0.50%
船舶所有者負担分	6.10%	6.10%	6.10%

(2) 30 年度における保険料率の方向性 (29 年 11 月時点)

29 年 11 月 13 日に開催された第 37 回船員保険協議会において、疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率について次の i) ～ ii) の考え方を示して審議を行い、それぞれの料率について現行の率を据え置くという方向性が了承されました。(以下 i)、ii) は、第 37 回船員保険協議会資料 1-3「平成 30 年度における保険料率の方向性(案)」より引用)

i) 疾病保険料率について

近年、平均標準報酬月額が増加傾向にあること等の影響もあり、現時点では、現行の保険料率を据え置いた場合、30 年度の単年度収支差は約 39 億円の黒字となり、また、中期的収支見通しにおいても 35 年度までは継続して黒字となる見通し。(図表 5-4 参照)

しかし、現行の保険料率を維持した場合でも単年度黒字額は年々減少する見込みであり、近い将来には単年度赤字となることが想定される。

さらに、

- ① 減少傾向にあった被保険者数について、若年層の増加等により 27、28 年度は対前年度比で微増となっている。将来の財政状況を大きく左右する被保険者数等、特に年齢構成の変化の動向を見極めるための期間が必要である。
- ② 医療費そのものは、高齢化の進展や医療の高度化等により、今後も増加していくことが見込まれる。近年の実績をみても、その幅にはバラつきがあり、28 年度の入院医療費のように、今後も予期せず医療費が急増するリスクがある。

O加入者1人当たり医療給付費の推移 (単位：円)					➔	O28年度の加入者1人当たり医療給付費の対前年度伸び率の内訳					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成28年度	全体	入院	入院外	調剤	その他(歯科等)
医療給付費	132,703	131,928	133,381	138,430	143,151						
(対前年度伸び率)	(+ 2.1%)	(Δ 0.6%)	(+ 1.1%)	(+ 3.8%)	(+ 3.4%)	対前年度伸び率	+ 3.4%	+ 8.8%	+ 1.3%	Δ 0.2%	+ 0.5%
						(全体への寄与度)	-	(+ 3.0%)	(+ 0.5%)	(Δ 0.0%)	(+ 0.0%)

- ③ 拠出金は、他制度の医療費を負担するという性質上、その拠出額は国（診療報酬支払基金）から示されるものであり、協会において今後の拠出額を正確に見込むことは困難であるが、ベースとなる医療費は他制度においても増加しており、特に、高齢化の進展に伴う後期高齢者の医療費は、今後、益々増加していくと考えられる。
- ④ 30 年度以降の診療報酬改定が及ぼす影響が不透明である。

以上のことから、船員保険の財政状況は、現時点では比較的安定してはいるものの、中長期的な観点から慎重な財政運営を図る必要があり、30 年度の保険料率は、現行と同率の 10.10%とする。

【(図表 5-4) 29 年 11 月時点における収支見込み (疾病保険分)】

船員保険の収支見込み(疾病保険分)

(単位:百万円)

		28年度 (決算)	29年度 (29年8月時点での見直し)	30年度 (29年8月時点での見込み)	備考	
収 入	保 險 料 収 入	30,291	30,772	31,081	疾病保険料率:9.6% (被保険者負担軽減分(0.5%)控除後)	
	国 庫 補 助 等	2,941	2,941	2,941		
	雑 収 入 等	218	52	52		
	準 備 金 戻 入	1,577	1,599	1,616		被保険者負担軽減分:0.5%
	計	35,028	35,364	35,690		
支 出	保 險 給 付 費	20,518	20,910	21,304	【平成30年度基礎係数】 被保険者数 57,436人(▲0.0%) 加入者数 120,290人(▲1.3%) 平均標準報酬月額 420,271円(1.1%) 加入者1人当たり医療給付費 152,063円(3.3%) 注:()内は対前年度比	
	前 期 高 齢 者 納 付 金	3,182	3,059	2,535		
	後 期 高 齢 者 支 援 金	6,301	6,688	6,929		
	老 人 保 健 拠 出 金	0	0	0		
	退 職 者 給 付 拠 出 金	434	402	182		
	病 床 転 換 支 援 金	0	0	0		
	保 險 給 付 等 業 務 経 費	60	86	86		
	レ セ プ ト 業 務 経 費	15	17	17		
	そ の 他 業 務 経 費	15	37	37		
	一 般 管 理 費	427	616	616		
	雑 支 出 等	118	96	105		
計	31,070	31,911	31,810			
単 年 度 収 支 差		3,958	3,453	3,880		
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 の ための 繰 入 額 を 除 いた 収 支 差		2,380	1,854	2,264		
準 備 金 残 高		26,644	28,497	30,762		
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		11,802	10,203	8,587		
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分 を 除 く		14,842	18,295	22,175		

船員保険の中期的収支見通し(疾病保険分)

(単位:百万円)

区 分		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
収 入	保 險 料 収 入	31,121	31,115	31,090	31,054	30,988
	国 庫 補 助 等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	そ の 他	1,672	1,672	1,670	1,669	1,665
	計	35,733	35,727	35,700	35,663	35,594
支 出	保 險 給 付 費	21,576	21,820	22,046	22,272	22,456
	拠 出 金 等	10,920	10,940	11,050	11,194	11,368
	業 務 経 費 等	857	856	855	854	853
	計	33,353	33,615	33,951	34,320	34,677
単 年 度 収 支 差		2,380	2,111	1,749	1,343	916
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 の ための 繰 入 額 を 除 いた 収 支 差		760	491	131	▲ 274	▲ 697
準 備 金 残 高		31,522	32,013	32,144	31,870	31,173
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		6,968	5,348	3,729	2,113	499
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分 を 除 く		24,554	26,665	28,415	29,757	30,674

ii) 災害保健福祉保険料率について

現時点では、現行の保険料率を据え置いた場合、30年度の単年度収支差は約4億円の赤字が見込まれるが、一定の準備金を保有していることから、30年度の保険料率は、現行と同率の1.05%とする。(図表5-5参照)

【(図表5-5) 29年11月時点における収支見込み(災害保健福祉保険分)】

船員保険の収支見込み(災害保健福祉保険分)

		28年度 (決算)	29年度 (29年8月時点での見直し)	30年度 (29年8月時点での見込み)	備考
収 入	保 険 料 収 入	3,260	3,319	3,354	災害保健福祉保険料率: 1.05%
	国 庫 補 助	59	11	10	
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	186	280	168	
	雑 収 入 等	145	25	25	
	計	3,650	3,635	3,556	
支 出	保 険 給 付 費	2,008	1,976	1,958	【平成30年度基礎係数】 被保険者数 58,723人(▲0.0%) 平均標準報酬月額 420,271円(1.1%) 注:()内は対前年度比
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	25	33	33	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	5	6	6	
	保 健 事 業 経 費	544	683	683	
	福 祉 事 業 経 費	401	539	539	
	そ の 他 業 務 経 費	5	9	9	
	一 般 管 理 費	328	675	675	
	雑 支 出 等	10	8	9	
計	3,326	3,929	3,912		
単 年 度 収 支 差		324	▲ 294	▲ 355	
準 備 金 残 高		18,089	17,795	17,440	

船員保険の中期的収支見通し(災害保健福祉保険分)

区 分		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
収 入	保 険 料 収 入	3,356	3,357	3,357	3,354	3,349
	国 庫 補 助 等	9	9	9	9	9
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	124	92	68	50	37
	そ の 他	25	25	26	26	26
	計	3,514	3,484	3,460	3,440	3,422
支 出	保 険 給 付 費	1,967	1,975	1,979	1,983	1,985
	業 務 経 費 等	1,954	1,953	1,953	1,953	1,953
	計	3,921	3,928	3,933	3,936	3,938
単 年 度 収 支 差		▲ 406	▲ 444	▲ 473	▲ 496	▲ 516
準 備 金 残 高		17,033	16,590	16,117	15,620	15,104

(3) 30年度における保険料率の決定

29年11月の船員保険協議会で示した方向性と同年12月に閣議決定された政府予算案を踏まえ、30年1月23日に開催された第38回船員保険協議会に、30年度の保険料率についての案(図表5-6)を、当該保険料率を前提に再作成した収支見込み(図表5-7)と併せて提出し、了承されました。

なお、当該保険料率案は、30年1月29日に開催された第90回運営委員会の議を経て、厚生労働大臣に対して認可申請を行い、30年2月9日付で認可されました。

【(図表5-6) 平成30年度船員保険の保険料率(案)】

平成30年度船員保険の保険料率(案)

以下のとおり、保険料率を3月分(4月納付分)から変更する。但し、疾病任意継続被保険者については4月分(4月納付分)から変更する。

(平成29年度)					(平成30年度)				
1. 一般保険料率					1. 一般保険料率				
	(単位: %)					(単位: %)			
	被保険者負担率	控除率(注)	船舶所有者負担率	計		被保険者負担率	控除率(注)	船舶所有者負担率	計
疾病保険料率	4.55	0.50	5.05	10.10	疾病保険料率	4.55	0.50	5.05	10.10
災害保健福祉保険料率	-		1.05	1.05	災害保健福祉保険料率	-		1.05	1.05
合計	4.55	0.50	6.10	11.15	合計	4.55	0.50	6.10	11.15
※特定保険料率: 2.86%、基本保険料率: 6.74% > 疾病任意継続被保険者 ⇒ 9.93% (疾病9.60%(0.5%控除後) + 災害0.33%) > 独立行政法人等被保険者 ⇒ 災害 0.33% > 後期高齢者医療被保険者 ⇒ 災害 0.88% (注)被保険者保険料負担軽減措置による控除率である。					※特定保険料率: 2.84%、基本保険料率: 6.76% > 疾病任意継続被保険者 ⇒ 9.93% (疾病9.60%(0.5%控除後) + 災害0.33%) > 独立行政法人等被保険者 ⇒ 災害 0.33% > 後期高齢者医療被保険者 ⇒ 災害 0.88% (注)被保険者保険料負担軽減措置による控除率である。				
2. 介護保険料率					2. 介護保険料率				
	(単位: %)					(単位: %)			
	被保険者負担率	船舶所有者負担率	計			被保険者負担率	船舶所有者負担率	計	
介護保険料率	0.795	0.795	1.59		介護保険料率	0.805	0.805	1.61	

【(図表 5-7) 30 年 1 月時点における収支見込み】

船員保険の収支見込み(疾病保険分)

(単位:百万円)

		28年度 (決算)	29年度 (29年12月時点での見直し)	30年度 (29年12月時点での見込み)	備考
収 入	保 険 料 収 入	30,291	30,836	31,245	疾病保険料率:9.6% (被保険者負担軽減分(0.5%)控除後)
	国 庫 補 助 等	2,941	2,941	2,941	
	雑 収 入 等	218	53	54	
	準 備 金 戻 入	1,577	1,603	1,624	被保険者負担軽減分:0.5%
	計	35,028	35,433	35,864	
支 出	保 険 給 付 費	20,518	20,524	20,693	
	前 期 高 齢 者 納 付 金	3,182	3,059	3,104	【平成30年度基礎係数】
	後 期 高 齢 者 支 援 金	6,301	6,688	6,884	被保険者数 57,115人(▲0.3%)
	老 人 保 健 拠 出 金	0	0	0	加入者数 119,685人(▲1.5%)
	退 職 者 給 付 拠 出 金	434	402	140	平均標準報酬月額 424,852円(1.6%)
	病 床 転 換 支 援 金	0	0	0	加入者1人当たり医療給付費
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	60	86	92	147,695円(2.2%)
	レ セ プ ト 業 務 経 費	15	17	20	
	そ の 他 業 務 経 費	15	37	39	注:()内は対前年度比
	一 般 管 理 費	427	616	588	
	雑 支 出 等	118	95	103	
計	31,070	31,525	31,663		
単 年 度 収 支 差		3,958	3,908	4,201	
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 の た め の 繰 入 額 を 除 いた 収 支 差		2,380	2,306	2,577	
準 備 金 残 高		26,644	28,949	31,526	
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		11,802	10,199	8,575	
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分 を 除 く		14,842	18,750	22,951	

船員保険の収支見込み(災害保健福祉保険分)

(単位:百万円)

		28年度 (決算)	29年度 (29年12月時点での見直し)	30年度 (29年12月時点での見込み)	備考
収 入	保 険 料 収 入	3,260	3,327	3,372	災害保健福祉保険料率:1.05%
	国 庫 補 助 等	59	37	9	
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	186	280	168	
	雑 収 入 等	145	25	25	
	計	3,650	3,669	3,574	
支 出	保 険 給 付 費	2,008	2,032	1,990	
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	25	33	36	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	5	6	2	【平成30年度基礎係数】
	保 健 事 業 経 費	544	683	921	被保険者数 58,397人(▲0.3%)
	福 祉 事 業 経 費	401	539	539	平均標準報酬月額 424,852円(1.6%)
	そ の 他 業 務 経 費	5	9	9	注:()内は対前年度比
	一 般 管 理 費	328	675	598	
	雑 支 出 等	10	8	10	
	計	3,326	3,985	4,106	
単 年 度 収 支 差		324	▲ 316	▲ 532	
準 備 金 残 高		18,089	17,773	17,241	

第6章 船員保険事業の概況

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

船員保険では、健診データやレセプトデータを活用して様々な分析を実施し、その結果に基づいた取組みを行っています。

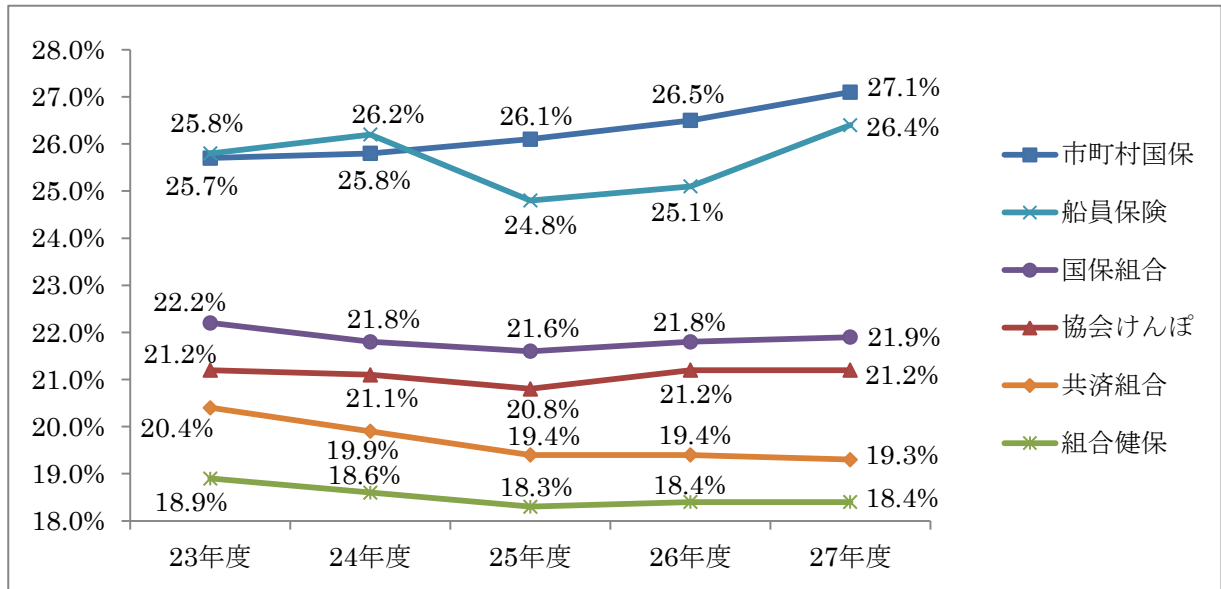
i) データ分析による船員保険の課題

船員保険の被保険者は50代後半から60代前半にピークがあり、他の被用者保険に比べて平均年齢が高くなっています。(図表3-2参照)このような状況もあり、他の被用者保険に比べてメタボリックシンドローム該当者の割合が高く(図表6-1参照)、市町村国保と同程度の該当割合となっています。

年齢が高くなれば生活習慣病に罹病し医療費も増加傾向にある(図表6-2参照)ことから、これらの方々に対する対策とともに、生活習慣病に罹病しない習慣を身に付けていただく取組みが必要となります。

また、喫煙率は国民健康栄養調査と比較して非常に高く40%台で推移(図表6-3参照)しており、喫煙率の減少が船員保険の重要な課題の一つであるといえます。

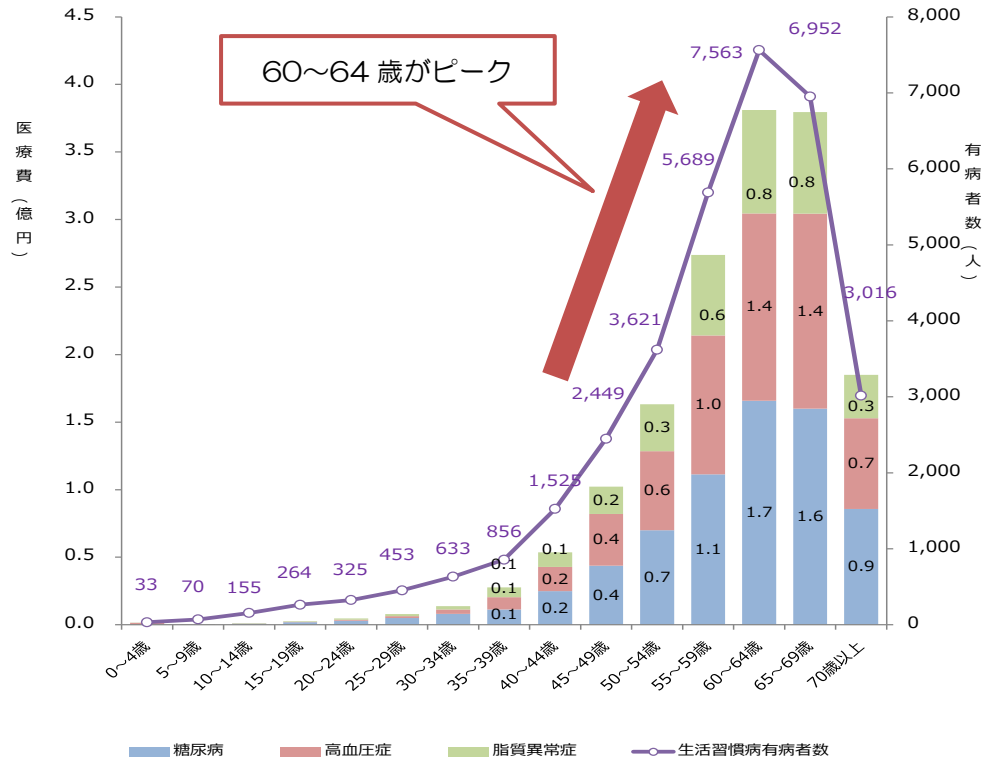
【(図表6-1) 各医療保険者における特定健診受診者(男性)のメタボリックシンドローム該当者の割合】



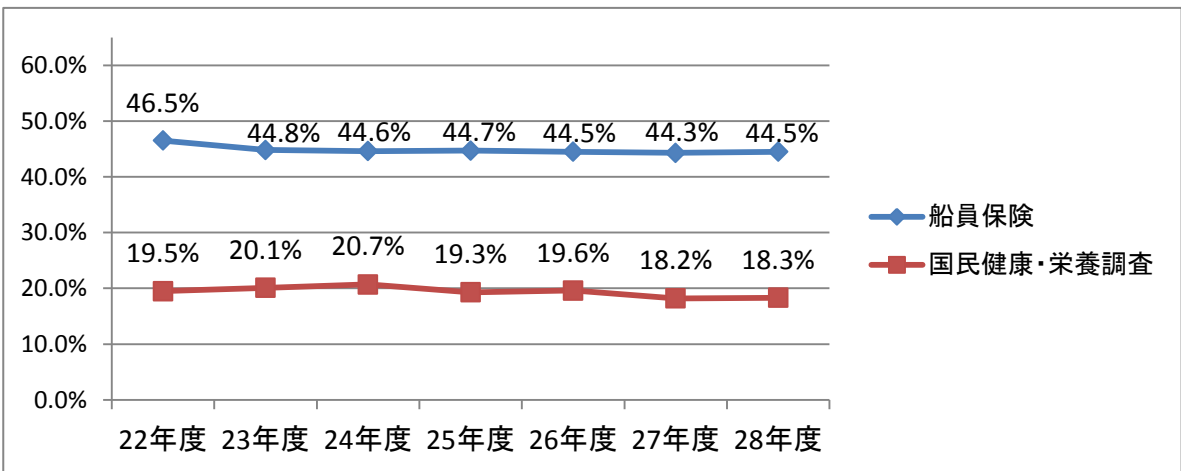
《データ出典》22年度～27年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況(厚生労働省ホームページ)

※船員保険については40～74歳の特定健診受診者(全体)に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合
 その他の保険者については40～74歳の特定健診受診者(男性)に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合

【(図表 6-2) 船員保険被保険者の年齢階層別有病者数と医療費】



【(図表 6-3) 国民全体と船員保険被保険者の喫煙率の比較】



《調査対象年齢》

国民健康・栄養調査 (20歳以上の被調査者)

船員保険 (35歳~74歳の被保険者)

《データ出典》

国民健康・栄養調査

船員保険健診結果データ

ii) メタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率の減少に向けた取組み

前述のとおり船員保険加入者のメタボリックシンドロームリスク保有者の割合は他の医療保険加入者に比べて高くなっており、健康保険組合が18.4%に対して船員保険は26.4%と約4人に1人が該当しています。

メタボリックシンドロームは、腹部に脂肪がたまる内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、脂質代謝異常のうち2つ以上に該当した人の病態であり、動脈硬化が進行して心臓病や脳卒中などを引き起こす危険性が高まります。

特に、航海中すぐに医療機関へ受診ができない船員ほど、これらの生活習慣病にかかるリスクを減らす予防が大事であり、毎日の食事や運動、休養や睡眠などの生活習慣を改善して健康増進を図る一次予防、定期的に健診を受けて病気を早期に発見し早期に治療する二次予防に努め、自覚症状が少ない生活習慣病の発症リスクを事前に減らしていく取り組みが必要になります。

29年度は、加入者の健康意識の啓発を図る観点から、加入者から募集した、『船員と健康』をテーマにした川柳を題材として、健康に関する情報やレシピを盛込んだ冊子「健康航海術～船員とご家族のヘルスマネジメント！～」を作成し港イベント等で来場者に配布しました。

また、喫煙率の減少のために、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットの送付対象となる方のうち、問診で喫煙していると回答されている方については、禁煙リーフレット「卒煙のすすめ」を同封し、禁煙に対する意識の向上を図りました。

【健康航海術 ～船員とご家族のヘルスマネジメント！～】



【禁煙リーフレット「卒煙のすすめ」】



(2) 情報提供・広報の充実

加入者の方や船舶所有者の視点に立った、わかりやすく時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施しました。

加入者の方や船舶所有者は、関係団体の機関誌やチラシ等の紙媒体による情報提供・広報をご覧になられているため、29年度においても、紙媒体による広報等の充実に努め、加えてホームページやメールマガジン等を活用し、効率的な広報等を実施しております。

29年度の具体的な取組みは次の i) ～ vi) とおりです。

なお、29年度に実施したアンケート結果では、最も見られている媒体は納入告知書に同封しているチラシ、次に関係団体等の機関誌等となっており、今後も紙媒体を中心に効果的な広報等を実施してまいります。

i) 「船員保険のご案内」の作成・配布

新たに船員保険制度に加入された方等への情報提供を目的として、船員保険制度の概要や利用手続き等について説明したパンフレット「船員保険のご案内」を作成し、協会支部の窓口、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所のほか、29年度から新たに各地方運輸局等の窓口にも設置していただき、船員保険制度の周知・広報に努めました。



《配布内訳》

協会支部	約 2,100 部
労働基準監督署	約 5,500 部
年金事務所	約 3,100 部
地方運輸局等	約 8,600 部
合計	約 19,300 部

ii) 保険料納入告知書への広報チラシの作成・同封

日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険に関する様々な情報を盛り込んだチラシ「船員保険丸」を同封し、船舶所有者に時宜を得た情報提供を行いました。

【29年度実績】

発送月	内容
4月	29年度健診の案内、限度額適用認定証の利用促進
5月	29年度被扶養者資格再確認業務の周知、休業手当金申請案内
6月	保養事業の案内、マイナンバーの本人確認措置について
7月	オーダーメイド健康情報リーフレット発送案内、マイナンバーの情報連携について
8月	高額療養費の制度改正、ジェネリック軽減額通知送付案内
9月	特定保健指導の利用案内、メールマガジンの登録案内
10月	柔整のかかり方について、下船後の療養補償について
11月	健診未受診者勧奨、退職後の保険制度案内
12月	限度額適用認定証の利用促進、マイナンバー本格運用後の取扱いについて
1月	ロコモティブシンドロームについて、医療機関の上手なかかり方について
2月	30年度保険料率改定案内
3月	保養事業案内、特別支給金・独自給付について

iii) 「船員保険のしおり」の作成・同封

船員保険に加入された方に船員保険についてご理解いただくため、給付内容等について説明した、保険証と一緒に携帯できる大きさのリーフレット「船員保険のしおり」を保険証を送付する際に同封しました。

【船員保険のしおり（29年6月版）＜抜粋＞】



＜配付内訳＞

被保険者(被扶養者)	約 35,700 部
疾病任意継続被保険者(被扶養者)	約 9,500 部
合計	約 45,200 部

iv) 「船員保険通信」の作成・配付

加入者の方や船舶所有者に船員保険を身近に感じていただくため、船員保険の運営状況や決算状況等をできるだけわかりやすく記載したリーフレット「船員保険通信」を毎年作成しています。29年度は11月に全ての被保険者及び船舶所有者に送付しました。



《配布内訳》

被保険者	約 58,400 部
船舶所有者	約 4,500 部
合計	約 62,900 部

v) 関係団体への広報

関係団体の皆様に多大なるご協力をいただき、各関係団体の機関誌等において、時宜を得た、かつ、きめ細やかな情報提供・広報を実施しました。

29年度からは新たに、国土交通省海事局を加えた9つの関係団体の機関誌等に延べ64件掲載していただきました。

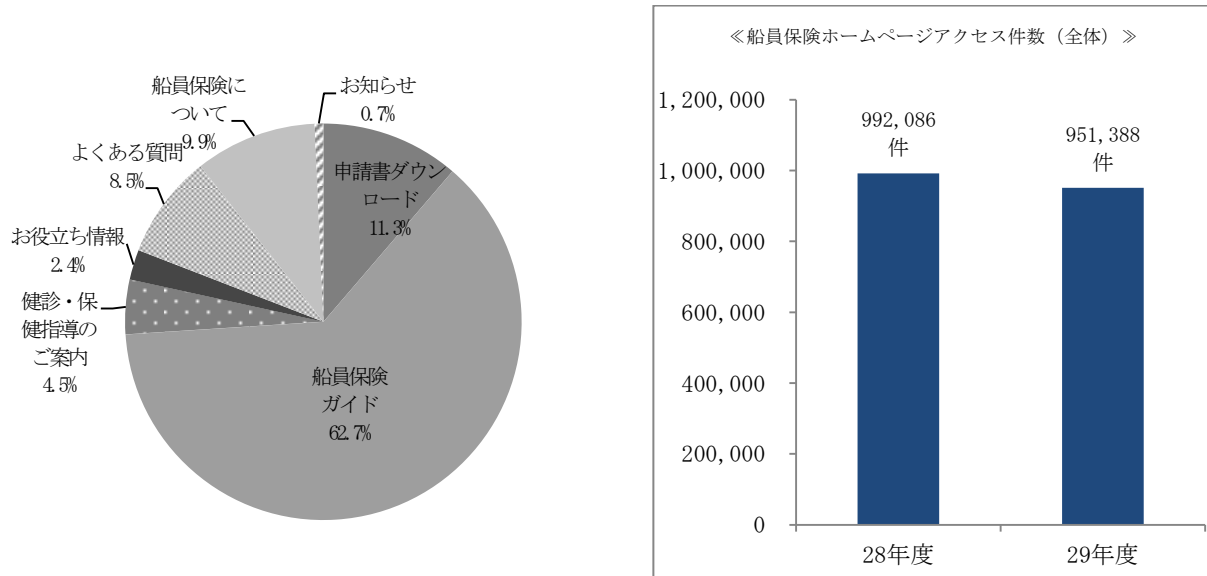
vi) ホームページやメールマガジンでの広報

ホームページの29年度の総アクセス件数は、951,388件（月平均で約79,300件）となっています。

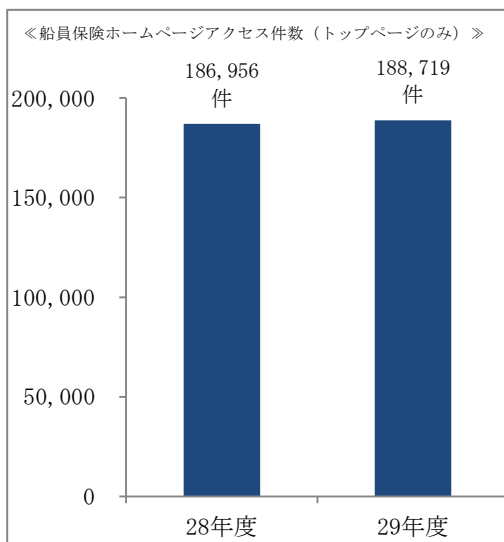
アクセスの内訳は、船員保険制度の内容や利用方法等を説明した「船員保険ガイド」が全体の約63%を占めており、その中でも、具体的な場面ごとにおける船員保険の利用方法を説明した「こんなときどうする」のアクセス件数が多数でした。

また、定期的に健康づくりに関する情報や、よりわかりやすい船員保険制度の案内を船員保険のトップページに掲載するなど、加入者の方や船舶所有者に役立つ情報を提供しました。

【(図表 6-4) 船員保険ホームページのアクセス件数 (全体)】



【(図表 6-5) 船員保険ホームページアクセス件数 (トップページのみ)】



メールマガジンについては、毎月第3営業日を配信日として、加入者の方や船舶所有者を中心とした会員の皆様に、折々における船員保険の取組み、各種事務手続きや健康づくりに関する情報をお届けしました。2月には臨時号として「30年度の保険料率改定」に関するお知らせを行いました。

メールマガジンの新規登録件数の拡大に向け、船員保険部で使用する封筒にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元バーコードを掲載したほか、メールマガジンの案内を全ての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」に掲載するなどを行った結果、29年度中に95人(29年3月末から19.2%増)の新規登録があり、会員数は30年3月末現在で590人となりました。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

加入者の方のお薬代負担の軽減や船員保険財政の改善につながるジェネリック医薬品の使用を促進するため、加入者の方にジェネリック医薬品軽減額通知の送付、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行ったほか、ホームページや関係団体の機関誌等を活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施しました。

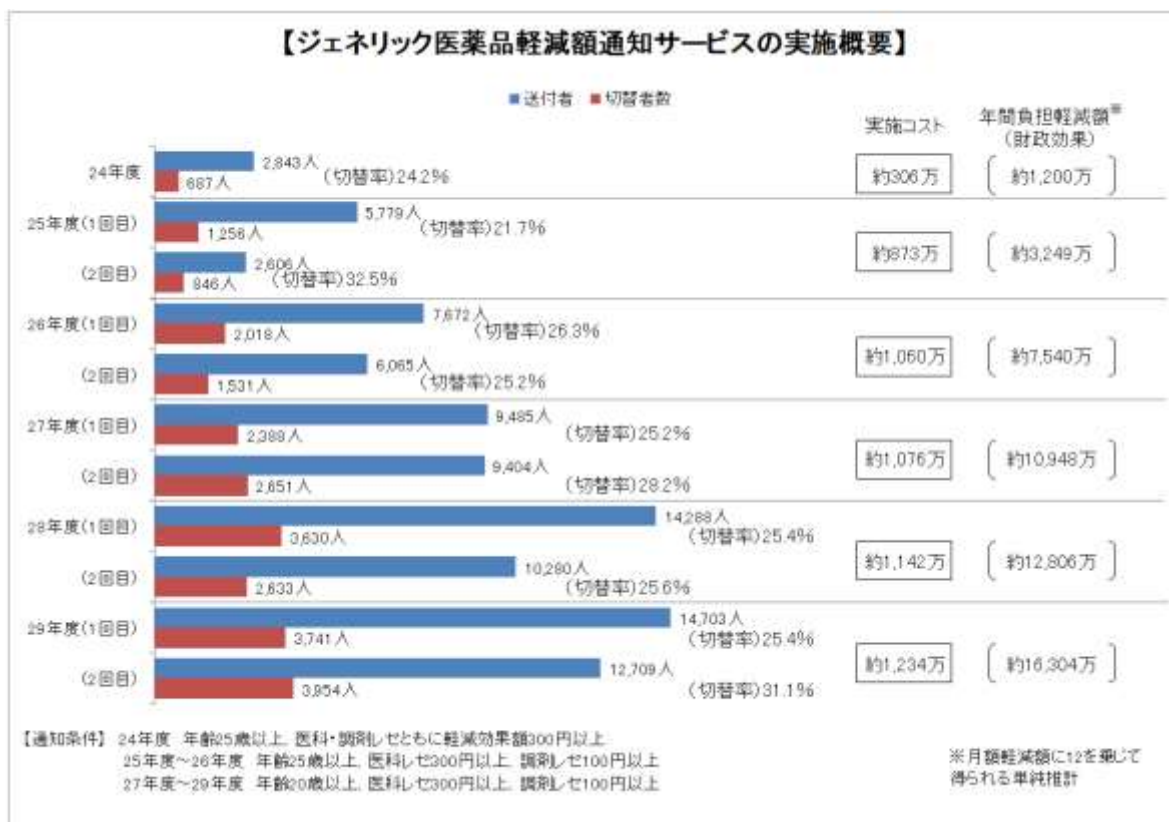
i) ジェネリック医薬品軽減額通知

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担の軽減額をお知らせする取組みを実施しています。この取組みについては、毎年度、通知対象レセプトを拡大するなど実施方法の見直しを行うとともに、被保険者と被扶養者とで同封するリーフレットを変更するなど、費用対効果を勘案しつつより効果的に実施するよう努めています。

29年度は、通知対象レセプトを6か月分から8か月分へ拡大し、1回目のお知らせとして29年8月に14,703人に、2回目のお知らせとして30年2月に12,709人に、それぞれ送付しました。

その結果、29年9月時点では1回目通知を送付した方のうち25.4%に当たる3,741人の方が、また、30年3月時点では2回目通知を送付した方のうち、31.1%に当たる3,954人の方がジェネリック医薬品に切り替えていただいたことから、単純推計すると年間約1億6,304万円の財政効果が得られたこととなります。(図表6-6参照)

【(図表6-6) ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施概要】



ii) ジェネリック医薬品希望シールの作成・配布

ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼りつけて使用することができるジェネリック医薬品希望シールを作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約 74,000 枚を配布するなどの取組みを行いました。

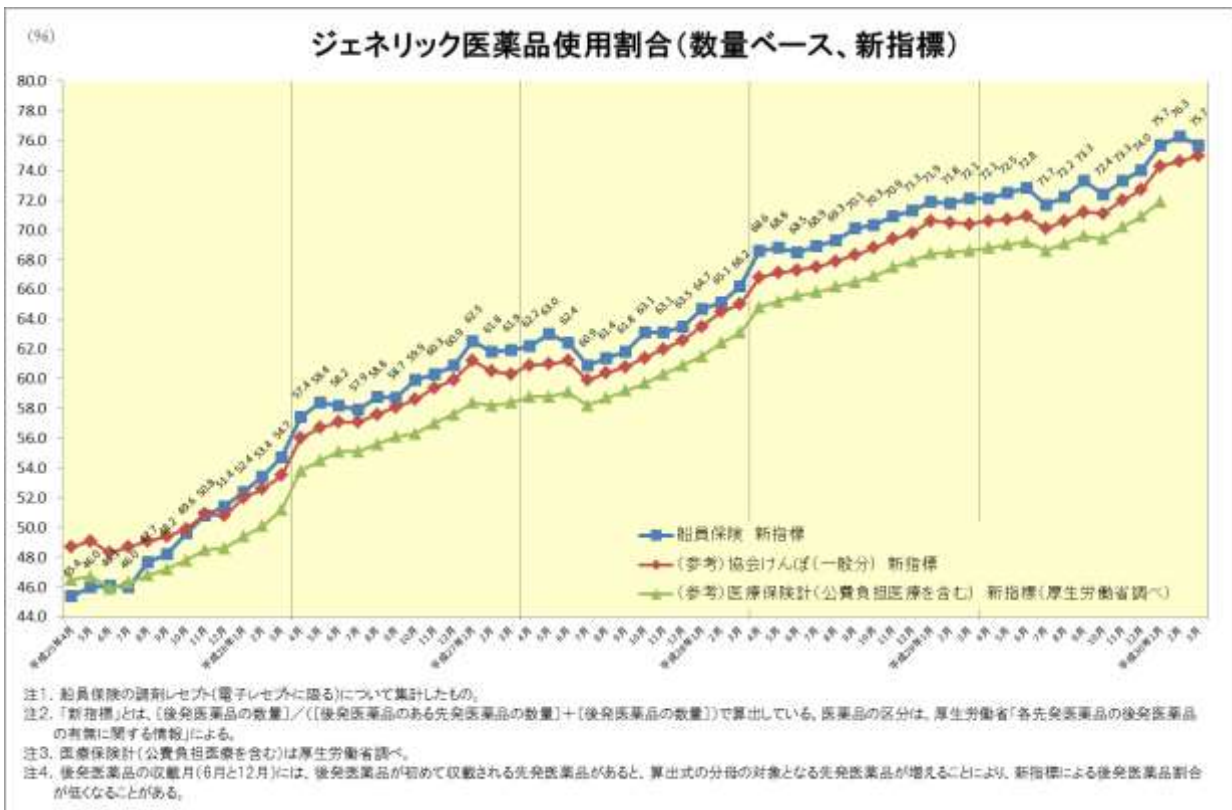
また、船員保険の活動内容を広く発信する取組みの一環として、地方自治体等が開催する港イベント等に参加した際にもジェネリック医薬品希望シールの配布を行いました。

iii) ジェネリック医薬品の使用割合

ジェネリック医薬品の使用割合（新指標・数量ベース）は、前述した取組み等によって、新指標での算出が開始された 25 年度当初の約 45% から大幅に増加しており、30 年 3 月時点では、75.7% に達しています。

船員保険における使用割合は、医療保険全体の平均を上回る水準で推移していますが、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、「2020 年（平成 32 年）9 月までに、後発医薬品の使用割合を 80% 以上とする」とされたことから、引き続きジェネリック医薬品の使用促進のための取組みを進めてまいります。（図表 6-7 参照）

【(図表 6-7) ジェネリック医薬品の使用割合】



2. 保険給付等の円滑な実施

(1) サービス向上のための取組み

i) お客様満足度調査の実施

加入者の方のご意見を適切に把握し、サービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証や傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書を送付する際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました。(29年8月～30年3月実施：送付数5,071名、回答数782名)

29年度のお客様満足度調査の結果は、職員の応接態度については引き続き高い評価をいただいたものの、28年度と比較して満足度が低下する結果となりました。これは、申請書における新たに開始されたマイナンバーの記入関係など添付書類等の不備による返戻件数が多いことが一因と考えられることから、30年度に改善策を検討・実施することとしています。

また、お客様のご意見として「療養補償証明書は、医療機関と調剤薬局の両方に提出する必要があるので、調剤薬局用もあると便利ではないか」とのご意見を踏まえ、船員保険部内に設置したサービス向上委員会において改善策を検討し、療養補償証明書の様式を「医療機関用」、「船舶所有者用」及び「船員保険部用」の3部複写から調剤薬局等でも使用していただけのように「医療機関用」をもう1枚追加した4部複写に変更しました。

【(図表 6-8) 29年度お客様満足度調査結果 (全体)】

指 標	27年度	28年度	29年度
事務処理に要した期間に対する満足度	80.0%	85.0%	80.3%
手続き方法に対する満足度	88.4%	92.3%	86.9%
サービス全体としての満足度	82.8%	88.6%	82.8%
職員の応接態度に対する満足度	95.5%	95.8%	95.3%

注) 満足度とは、アンケートにおける回答全体のうち、「満足」又は「やや満足」と回答した方の割合です。(回答の選択肢は、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」の4肢となっています。)

【(図表 6-9) 29年度お客様満足度調査 適用・給付 (再掲)】

[保険証を送付した疾病任意継続被保険者の方 (適用)]

指 標	27年度	28年度	29年度
事務処理に要した期間に対する満足度	71.5%	81.3%	76.5%
手続き方法に対する満足度	90.5%	91.9%	86.9%
サービス全体としての満足度	77.4%	84.4%	77.6%
職員の応接態度に対する満足度	95.0%	95.8%	94.5%

【傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書を送付した方（給付）】

指 標	27 年度	28 年度	29 年度
事務処理に要した期間に対する満足度	86.3%	87.0%	83.4%
手続き方法に対する満足度	86.8%	92.5%	86.9%
サービス全体としての満足度	86.8%	90.9%	86.4%
職員の応接態度に対する満足度	96.0%	95.8%	96.0%

※ 29 年度お客様満足度調査結果の詳細については、参考資料「平成 29 年度お客様満足度調査結果（船員保険）について」をご覧ください。

ii) サービススタンダードの達成

船員保険給付に係る申請書の受付から振込までの期間について、10 営業日以内をサービススタンダード（所要日数の目標）とすることを通じて、サービスの維持・向上に努めています。

29 年度のサービススタンダードの達成率（10 営業日以内に振込むことができた割合）は、年度を通して 100% を達成することができました。また、振込までの平均所要日数は 6.00 日でした。

保険証の発行に要する日数についても、29 年度の平均は船員保険部に必要な情報が届いてから 2.00 営業日（疾病任意継続被保険者分は 1.97 営業日）であり、目標指標である 3 営業日以内を達成しています。

(2) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証の利用促進について関係団体の機関誌等で広報を実施するとともに、限度額適用認定証を利用することによって医療機関の窓口で一時的に高額療養費相当額を負担する必要がなくなる高額療養費の現物給付化の仕組みについて説明したチラシを作成し、ジェネリック医薬品軽減額通知や医療費のお知らせの送付時や高額療養費の支給決定通知書の送付時にも同封するなど、限度額適用認定証の更なる利用促進に向けた周知を図りました。

また、29 年 8 月の制度改正により 70 歳以上の高額療養費の自己負担限度額が変更されたことに伴い、制度改正の内容について関係団体の機関誌等へ掲載しました。

なお、高額療養費が未申請の方には、あらかじめ、請求月等の必要事項を記載した高額療養費支給申請書を送付する方式（ターンアラウンド方式）により高額療養費の申請漏れの防止を図りました。

(3) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

船員保険の休業手当金、障害年金及び遺族年金等の職務上上乗せ給付の支給を行うためには労災保険給付の受給者情報が必要であるため、厚生労働省から毎月、受給者情報の提供を受けています。当該情報を活用し、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行い、その円滑な支給に努めました。

これらの給付に併せて支給される休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金及び経過的特別支給金の申請勧奨も行っています。

29年度においては、未申請者に対して、職務上上乘せ給付について492件、休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金について337件、経過的特別支給金について55件の申請勧奨を行いました。

【(図表 6-10) 特別支給金の支給実績】

(単位:件、千円)

特別支給金名称		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
休業特別支給金	件数	487	473	583	539	517
	金額	79,388	72,997	101,158	92,409	66,105
障害特別支給金	件数	54	96	75	79	110
	金額	40,928	36,275	26,613	23,207	26,615
遺族特別支給金	件数	51	134	175	200	220
	金額	20,424	35,573	20,415	17,503	28,916
経過的特別支給金(障害)	件数	41	58	48	39	44
	金額	27,220	17,505	17,514	21,930	27,337
経過的特別支給金(遺族)	件数	22	14	11	2	18
	金額	35,034	35,633	32,192	2,521	52,351

注1)「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合など、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

注2)「経過的特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間において特別給与(賞与等)が支給されていないなど、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

(4) 保険給付等の業務の適正な実施

i) 現金給付の審査の適切な実施

傷病手当金等の現金給付の審査に当たっては、申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者本人や担当医師に照会を行うほか、船員保険部の審査医師に意見を求めるなど、適正な給付に努めました。

また、適用(制度への加入や報酬等)に関する不正請求が疑われるような案件については、日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行います。調査を必要とする申請はありませんでした。

ii) 下船後の療養補償に関する周知

下船後の療養補償の対象となる範囲内の適正な受診がなされるよう、療養補償の適正な受診に関するチラシを被保険者に送付するとともに、関係団体の機関誌等へ療養補償の適正な受診に関する記事を掲載する等の広報を行いました。

また、療養補償証明書が船員保険部に提出されていない方のレセプトの請求があった場合は、船舶所有者及び医療機関等へ照会及び提出の督促を行い、下船後の療養補償の利用の適正化に努めました。

【下船後の療養補償に関するチラシ】

「船員保険療養補償証明書」は、正しい記入、適切なお使いをお願いします。

下船後の療養補償についてのご案内

■「下船後の療養補償」とは？

船員保険の被保険者の方は、乗船中（直前として船始発）にほじめて発生した船舶外の船舶で医療機関を受診する際、「船員保険療養補償証明書」を医療機関（調剤薬局等）および全国健康保険協会の船員保険部に提出することにより、下船日（診療を受けることができる状態になった日）からその療養の目的を満する日までの間に限り、保険診療はについて自己負担なしで受診することができます。（※船外での場合は、医療機関に調剤薬局が併設されている必要があります。）

■ 次のようなケースでご利用いただけます！

- 乗船中に発症等により受診する場合
- 乗船前夜中に急激な悪化があり、乗船後乗船と判断された場合
- 乗船中に自己負傷となり、乗船前と判断された場合
- 船外で発症等により受診する場合があります。

**■ 次の場合は「下船後三月の療養補償」の対象外です！
（一部負担金のお支払いが必要になります）**

- 乗船前夜中に急激な悪化を認めたにもかかわらず下船後に受診する場合は、乗船中に発症等により受診した旨を乗船中に申告する必要があります。
- 乗船中に発症等により受診したが、後に乗船補償証明書を提出して受診し、「下船後二週間以内」に発症した場合は、自己負担ありです。
- 乗船中に発症等により受診したが、乗船中に発症等により受診した旨を乗船中に申告し、その後に乗船中に受診した場合は、自己負担ありです。
- 乗船中に発症等により受診したが、乗船中に発症等により受診した旨を乗船中に申告し、その後に乗船中に受診した場合は、自己負担ありです。

下船後三月の療養補償を利用される場合は、「船員保険療養補償証明書」を医療機関・調剤薬局、および船員保険部へご提出ください。

船員保険部に対し療養補償申請書の提出が難しい場合は、船員保険部での療養の結果、下船後三月の療養補償が受け取れない場合は、船員保険部の方に対し、医療機関等へお問い合わせいただく必要があります。

全国健康保険協会 船員保険部
〒100-8305 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL: 03-3268-0000（受付時間） FAX: 03-3268-0001

《下船後の療養補償に関する広報実績》

- 5月 被扶養者資格の再確認において船舶所有者にチラシを配付（約4,000枚）
- 9月 療養補償証明書の交付が多い船舶所有者に案内文書を送付（約200件）
- 10月 関係団体の機関誌及び納入告知書に記事を掲載
- 11月 「船員保険通信」にチラシを同封し、全船舶所有者へ配付（約4,500枚）
- 3月 「船員保険のご案内」に記事を掲載

iii) 柔道整復施術療養費の適正化

柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請に加え、29年度から新たに、1年以上の長期受診となっている申請に対しても、対象の加入者に文書による照会を実施しました。また、その際に柔道整復師へのかかり方を説明したチラシを配付するとともに、関係団体の機関誌等へのチラシの掲載による広報を行いました。

iv) 有識者会議の開催

放射線被ばくに係る旧船員保険の職務上給付の申請に関して、その給付決定を行うに当たり「船員保険における放射線等に関する有識者会議」を設置しています。

有識者会議は、28年8月8日から29年12月11日まで計6回開催し、水爆実験による元漁船員の被ばく線量の評価等について検討を行っていただきました。その結果を報告書としてとりまとめ、ホームページにおいて公表しました。

(5) レセプト点検の効果的な推進

医療機関が協会に医療費を請求するためのレセプト（診療報酬明細書）は、その審査の委託先である社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）による審査の後、協会において支払基金では審査されていない事項等について点検を行うことで医療費の適正化を進めています。

支払基金の審査については、近年の電子レセプトの普及を背景にその充実が進んでおり、従来は保険者でしか行っていなかった突合点検や縦覧点検が24年3月から開始されました。その結果、支払基金の審査の後に点検を行う協会では、点検効果が現れにくい傾向が強くなっています。

船員保険のレセプト点検は、健康保険におけるレセプト点検のノウハウを活用することにより事務処理の効率化、円滑な実施を図るため、東京支部において点検を行っています。27年度からはシステムによる自動点検を開始、また、東京支部内での勉強会の実施や審査医師による指導等を行うことで点検員のスキルアップを図るなど効果的な点検に努めてきました。しかし、29年4月から点検員に欠員が生じ十分な点検が実施できていなかったことから、外部の点検業者を活用することとし29年11月から内容点検のすべてを委託しています。

また、レセプト点検効果額向上に向けて東京支部との打合せを定期的に行うとともに、3か月に1度は点検業者も交えて打合せを行い、点検結果についての情報共有や今後の点検方針等についての意見交換を行いました。

このような取組みを行いました点検員の欠員による影響が大きく、29年度の内容点検における加入者1人当たりの診療内容等査定効果額は、28年度と比べて22.8%減の72円となりました。29年度の支払基金による審査の効果額は60百万円（28年度61百万円）で28年度と比較して減少しており、船員保険全体としての査定効果が減少しています。

その他、資格点検については資格喪失後受診等の疑いのあるレセプトの照会等を実施し、外傷点検については負傷原因について対象者へ照会等を行うなど効果額の向上に努めました。

【(図表 6-11) 加入者1人当たり診療内容等査定効果額】

	加入者1人当たり効果額	
内容点検	72円	(93円)

注) () 内は、28年度の数値です。

【(図表 6-12) 加入者1人当たりレセプト点検効果額】

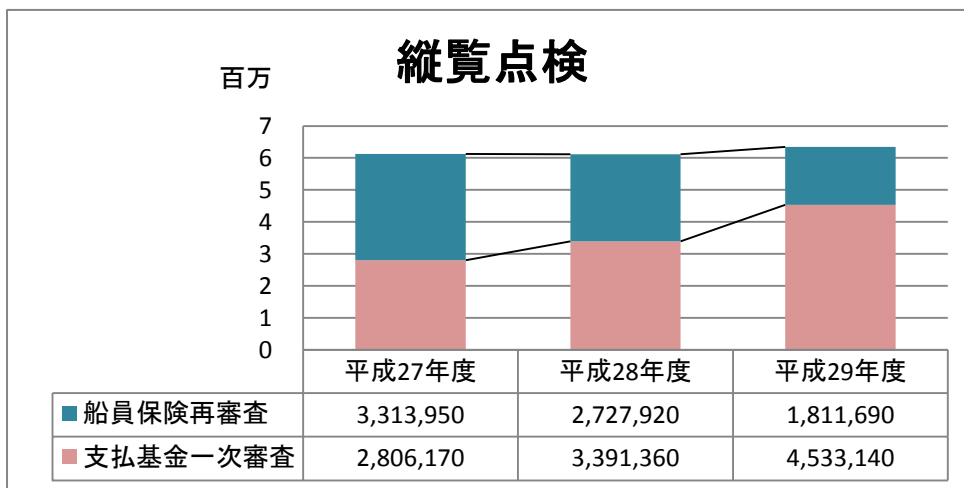
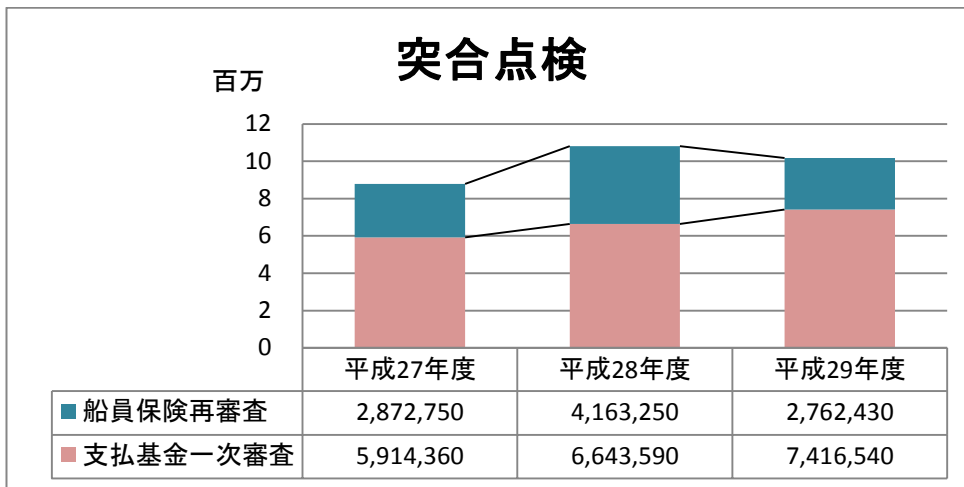
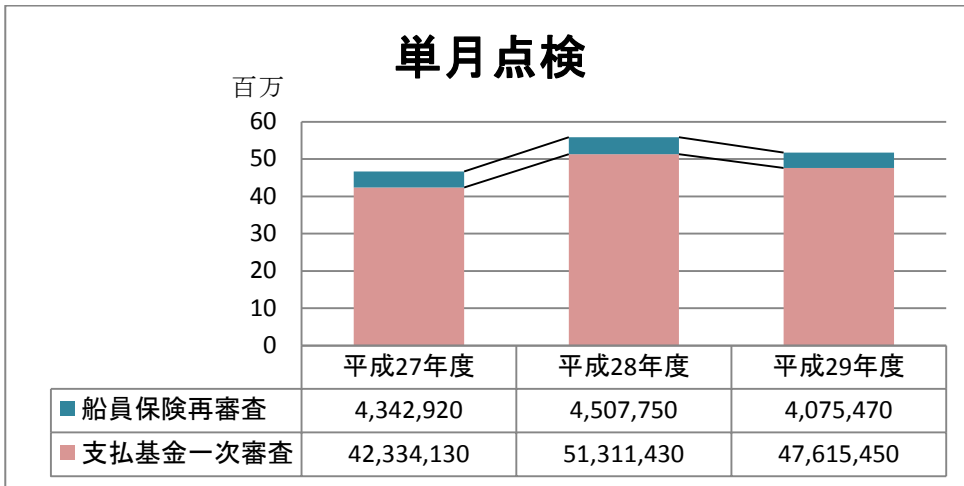
	加入者1人当たり効果額	
資格点検	2,296円	(2,548円)
外傷点検	269円	(228円)
内容点検	437円	(345円)

注) () 内は、28年度の数値です。

※ 「診療内容等査定効果額」とは、保険者のレセプト点検を経て社会保険診療報酬支払基金へ再審査請求がなされたレセプトのうち、社会保険診療報酬支払基金で査定され、保険者の支払金額が確定するものを集計したものであり、財政的な効果が確認できるものです。

これに対し、「レセプト点検効果額」は、社会保険診療報酬支払基金から医療機関へ返戻されて再度請求されるものも含まれ、財政的な効果としては全てを計上できるものではありません。26年度から目標指数としては、「加入者1人当たり診療内容等査定効果額」を採用しています。

【(図表 6-13) 点検種別診療内容等査定効果額（医療費ベース）の推移】



【(図表 6-14) 診療報酬請求額と診療内容等査定効果額（医療費ベース）等の推移】

	26年度	27年度	28年度	29年度	増減
診療内容等査定効果額	67 百万円	62 百万円	73 百万円	68 百万円	▲5 百万円
支払基金一次審査	58 百万円	51 百万円	61 百万円	60 百万円	▲2 百万円
協会点検による再審査	10 百万円	11 百万円	11 百万円	9 百万円	▲3 百万円
診療報酬請求金額	19,096 百万円	19,015 百万円	19,712 百万円	19,544 百万円	▲168 百万円
請求金額に対する査定効果額割合	0.35%	0.32%	0.37%	0.35%	-

※支払基金一次審査の診療内容等査定効果額及び診療報酬請求金額は支払基金ホームページの統計情報を使用しています。

※端数整理のため、計数が一致しない場合があります。

(6) 被扶養者資格の再確認

被扶養者の資格解除の届出が正しく提出されていない場合、本来、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあるほか、各医療保険制度の前期高齢者の加入率等に応じて算出される高齢者医療制度への納付金等の負担額が増えるなど、被保険者等の保険料負担に影響します。

このため、29年度においても、保険給付や高齢者医療制度への支援金等を適正なものとするため、対象船舶所有者（3,879件）に対し被扶養者資格の再確認を実施しました。なお、確認に当たっては、被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に加入した場合に資格解除の届出が未提出（二重加入）となっていないかを重点的に確認しました。

その結果、リスト等を送付した船舶所有者の93.8%から提出があり、201人の被扶養者について資格解除の届出が未提出であることが確認できました。これを適正に処理したことにより、高齢者医療制度への納付金等約871万円の適正化（削減）を図ることができました。

(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めました。

具体的には、被保険者や被扶養者の資格を解除した際に保険証を返却されておらず、日本年金機構から一次催告が行われた後も返却されていない方に対して、二次催告および三次催告を実施しました。また、船舶所有者および船員保険事務組合に退職される方の保険証の早期回収をお願いするチラシを送付し保険証の誤使用防止に努めた結果、保険証回収率は96.4%となりました。（28年度は96.3%）

なお、発生した債権については、文書等による催告を半年以内に複数回実施し、早期の債権回収に取り組んでいます。その後も納付がされない高額債務者（債権額5万円以上）に対しては、裁判所へ督促を申し立てる支払督促を積極的に実施し、回収強化に努めています。

また、保険者間調整を活用することで、確実な債権回収を実施しています。

支払督促や保険者間調整を積極的に実施したことにより、29年度の新規発生債権の収納率は83.0%となり、前年度を0.6%上回りました。

【(図表 6-15) 債権の収納率と支払督促、保険者間調整の実施件数および金額】

	28年度	29年度
新規発生債権の収納率	82.4%	83.0%
支払督促実施件数	5件	11件
保険者間調整実施金額	1,197,871円	6,821,343円

※「新規発生債権の収納率」とは、当年度に発生した債権のうち、当年度中に回収した金額（年度末時点）の割合です。
※「保険者間調整」とは、資格喪失後受診等により発生した債権について、協会と国民健康保険との間で返納金と給付金を直接清算する方法です。

3. 保健事業の推進、強化

(1) 保健事業の効果的な推進

保健事業をより効果的かつ効率的に実施していくため、第1期船員保険データヘルス計画に基づき、加入者におけるメタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率を減少させることを2大柱として、加入者の健康づくりに関する様々な取組みを推進、展開しました。

i) 第2期船員保険データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画の策定

① データヘルス計画

27年度から29年度までの第1期の船員保険データヘルス計画では、メタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率の減少を2本柱として、情報提供・啓発活動等を中心とした取組みを実施してきました。計画の最終年度である29年度に中間評価を行ったところ、メタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率は減少しておらず、情報提供や啓発活動は引き続き重要ではあるものの、これらの取組みだけではすぐに行動変容には結びついていないことがわかりました。

【(図表 6-16) 第1期船員保険データヘルス計画の主な実施状況】

事業名	概要	実施状況
船員手帳健康証明データ提供者への健康づくり支援	船員手帳健康証明書データ提供者に健康づくり支援等に関する冊子を送付	27年度 8,084人 28年度 7,913人 29年度 8,008人
健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供冊子の送付	健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供冊子を送付	27年度 受診勧奨 1,344人 上記以外 12,289人 28年度 受診勧奨 1,794人 上記以外 18,221人 29年度 受診勧奨 1,731人 上記以外 10,841人
出前健康講座の開催	加入者等に健康増進に取り組むきっかけを与えるため研修会等に保健師等を派遣	27年度 32回 (1,525人参加) 28年度 26回 (1,114人参加) 29年度 25回 (1,265人参加)
事業所カルテを活用した健康経営の取組みの支援	船員の健康管理を経営的な視点で捉えてもらう取組み	27年度 訪問13件 送付120件 28年度 訪問16件 送付100件 29年度 訪問19件 送付160件
健康情報の提供等による意識の啓発	健康づくりに関する情報提供冊子等を送付することにより健康づくりの支援を行う	27年度 「喫煙対策冊子」の送付 船舶所有者 4,545 喫煙被保険者 8,575 28年度 「ヘルスコンパス」の送付 船舶所有者 4,500 被保険者 58,500 29年度 「運動及び保養事業勧奨用リーフレット」の送付 船舶所有者 4,500 被保険者 58,400

【(図表 6 - 17) メタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率の状況 (中間評価)】

	27 年度	28 年度	対前年比
メタボリックシンドローム リスク保有率	28.4%	27.7%	▲0.7
喫煙率	44.3%	44.5%	+0.2

このような状況を踏まえ、第2期船員保険データヘルス計画では、引き続きメタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙の減少を目標としつつ、健診費用の無料化や健診項目の追加をはじめとして、より具体的な取組みを実施するため、船舶所有者に自社の船員の健康状況を認識いただいた上で、船舶所有者と協働したメタボリックシンドロームを減少させる取組み、いわゆるコラボヘルスの実施や、スマートフォンを使用した禁煙プログラムの実施等を盛り込んだ6年間(30年度～35年度)の計画を策定しました。

【第2期船員保険データヘルス計画(抜粋)】

第2期船員保険データヘルス計画の概要

【目的等】
加入者の健康維持増進及び疾病の予防や早期回復を図るために必要な保健事業を効果的かつ効率的に実施するため、第2期船員保険データヘルス計画を策定する。

第2期船員保険データヘルス計画は、第1期船員保険データヘルス計画の結果を踏まえ、船舶所有者と協働して取組む「コラボヘルス」などを併せて実施し、加入者の行動変容、ヘルスリテラシーを高めることにより健康増進を図ることとする。

なお、第1期船員保険データヘルス計画(平成27年度～29年度)においては、船員保険加入者の健康課題である「メタボリックシンドロームリスクの保有率」及び「喫煙率」の減少を目標に、情報提供等による啓発活動を中心とした取組みを実施してきたが、加入者の行動変容には不十分であり、食事や運動環境などを整えることも重要であると考えた。

【基本方針】
第2期船員保険データヘルス計画では、第1期船員保険データヘルス計画に引き続き、船員保険加入者の健康課題である「**メタボリックシンドロームリスクの保有率**」及び「**喫煙率**」の減少を目標として、健康づくりに関する情報提供及び啓発活動に加え、船舶所有者と協働した加入者の健康づくり支援を併せて実施し、加入者の健康意識を高め、行動変容に繋げること等により健康増進を図ることとする。

【取組の3本柱】
① 健診事業等の推進 ② 船舶所有者等の連携 ③ 健康づくりに関する情報提供及び啓発活動

【計画の期間】
第2期船員保険データヘルス計画は平成30年度から平成35年度までの6年間となっており、平成32年度までを前期、平成33年度から平成35年度までを後期に区分けし、前期終了後に中間評価を実施することとしている。

【参考】(第1期船員保険データヘルス計画(H27～H29年度)中間評価)

リスク	2014年度(H26)		2015年度(H27)		2016年度(H28)		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
喫煙	リスクあり	9,902人	40.0%	10,405人	40.0%	9,009人	42.9%
	喫煙者	24,820人		26,079人		18,692人	
メタボリックシンドローム	リスクあり	6,584人	26.5%	7,401人	28.4%	5,172人	27.7%
	喫煙者	24,842人		26,079人		18,689人	

② 特定健康診査等実施計画

医療保険の保険者は、40歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドロームの予防等に重点を置いた特定健康診査及び特定保健指導を実施することが義務付けられています。厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本指針において各保険者が29年度までに達成すべき実施率目標が示され、船員保険においても第2期特定健康診査等実施計画(25年度～29年度)を策定しました。

29年度は当該計画期間の最終年度であり、目標達成に向けて後述する様々な取組みを実施した結果、次の健診等実績のとおり健診受診率等は着実に伸びてきています。

この目標値については、国全体として健診受診率 70%、特定保健指導実施率 45%を達成するため、それぞれの保険者の事情を勘案して示された目標値でしたが、26 年度時点の実施状況が目標値とは大きく乖離していたため、現行の目標値を次期計画期間も維持することとされました。船員保険については、改めて 35 年度までに健診実施率 65%、特定保健指導実施率 30%を達成することが目標として示され、第三期実施計画を策定しました。

【(図表 6-18) 第二期特定健康診査等実施計画の実施目標と実績】

(単位：%)

		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
健 診	目標	40.7	43.9	50.7	57.5	65.0
	実績	40.3	44.1	47.0	48.8	— ※
特定保健指導	目標	9.8	12.7	18.4	24.1	30.0
	実績	7.2	6.0	10.6	9.9	— ※

※国へ報告する 29 年度の実績については現在集計中です。

【(図表 6-19) 第三期特定健康診査等実施計画の実施目標】

(単位：%)

		30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
特定健康診査		50	53	56	59	62	65
被保険者		68	71	74	77	80	82
	生活習慣病 予防健診	40	42	44	46	48	50
	手帳健診	28	29	30	31	32	32
被扶養者		20	23	26	29	32	35
特定保健指導		18	20	22	25	27	30
被保険者		18	20	22	25	28	31
被扶養者		12	14	16	18	20	22

ii) 29 年度の健診等実績

29 年度における生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実施率については、図表 6-20 のとおりです。

40 歳以上の被保険者の健診実施率は 37.8%となりました。28 年度の実施率 37.0%と比較して 0.8 ポイント増加しました。

被扶養者の健診実施率は 18.8%となりました。28 年度の実施率 17.8%と比較して 1.0 ポイント増加しました。

被扶養者の方には、特定健診と市町村が実施するがん検診との同時受診をお勧めしています。また、被扶養者の方も被保険者の方と同じように、がん検診の項目を含む生活習慣病予防健診が受けられるように 25 年度から見直した効果として、被扶養者の方の健診受診者数に占める生活習慣病予防健診受診者の割合は約 64%を占めています。

なお、健診等実績の国への報告では、被保険者の方の健診について、図表 6-20 の「生活習慣病予防健診 40～74 歳」の件数に船舶所有者等から収集した船員手帳の健康証明書データの件数を加えるほか、年度途中で加入・脱退した方を除いています。

【(図表 6-20) 生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実績 (速報値)】

	27 年度		28 年度		29 年度		28 年度比較増減		
		実施率		実施率		実施率	受診者数	実施率	
生活習慣病予防健診 (被保険者の特定健診) 40～74 歳	(対象者) 38,058 人 (受診者) 13,898 人	36.5%	(対象者) 37,577 人 (受診者) 13,893 人	37.0%	(対象者) 36,940 人 (受診者) 13,954 人	37.8%	61 人	0.8%	
生活習慣病予防健診 (被保険者) 35～39 歳	(対象者) 4,592 人 (受診者) 2,048 人	44.6%	(対象者) 4,572 人 (受診者) 2,071 人	45.3%	(対象者) 4,622 人 (受診者) 2,110 人	45.7%	39 人	0.4%	
特定健康診査 (被扶養者) 40～74 歳	(対象者) 24,266 人 (受診者) 4,217 人	17.4%	(対象者) 23,366 人 (受診者) 4,166 人	17.8%	(対象者) 22,628 人 (受診者) 4,260 人	18.8%	94 人	1.0%	
特定保健指導 (被保険者)	初回 面談	(対象者) 4,047 人 (受診者) 1,047 人	25.9%	(対象者) 4,107 人 (受診者) 806 人	19.6%	(対象者) 4,011 人 (受診者) 1,011 人	25.2%	205 人	5.6%
	6 か月 後評価	566 人	14.0%	605 人	14.7%	629 人	15.7%	24 人	1.0%
特定保健指導 (被扶養者)	初回 面談	(対象者) 448 人 (受診者) 67 人	15.0%	(対象者) 452 人 (受診者) 73 人	16.2%	(対象者) 407 人 (受診者) 80 人	19.7%	7 人	3.5%
	6 か月 後評価	62 人	13.8%	48 人	10.6%	82 人	20.1%	34 人	9.5%

注 1) 健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者（独立行政法人等職員被保険者を除く。）を「(対象者)」とし、当該年度中に受診した者を「(受診者)」としています。

注 2) 船員手帳の健康証明書データ取得分については、生活習慣病予防健診の実績(受診者)及び特定保健指導の母数(対象者)に含めていません。

(参考)

船員手帳の健康証明書データ取得分数を含めて国に報告した際の被保険者の健診実施率

[平成 27 年度] 65.7% [平成 28 年度] 67.7%

(2) 特定健康診査等の推進

船員保険では、被保険者数が20名以下の小規模船舶所有者が全船舶所有者の約85%を占め、かつ船員の活動場所が広域に点在していることや、乗船中においては沿岸部を除いてインターネット等の利用も制限されることなどもあって、船員との接触が困難であり、効果的な特定健康診査（以下「特定健診」といいます。）の受診勧奨や特定保健指導の実施が難しいという面があります。そのような背景を踏まえつつ、29年度においても、特定健診の実施体制の拡充や健診未受診者への啓発活動を推進し、以下の取組みを行うことで、特定健診及び特定保健指導の実施率を引き上げるよう努めました。

i) 広報による取組み

① 広報活動

協会のホームページやメールマガジン、健診業務の委託先である一般財団法人船員保険会のホームページを活用した広報を実施するとともに、パンフレット「船員保険のご案内」においても健診・保健指導について取り上げ、協会支部、年金事務所及び労働基準監督署等の窓口を設置していただきました。

また、全ての被保険者及び船舶所有者に送付する「船員保険通信」にも、健診・保健指導のご案内を掲載しました。

さらに、船員保険部で使用する封筒の裏面を活用した広報を通年で実施するとともに、被扶養者資格の再確認時に健診に関するチラシを同封したほか、関係団体の機関誌等に掲載していただくなど、積極的な広報に取り組みました。

② パンフレット等の送付による健診案内

年度初めに、受診券及び健診の案内パンフレット等を船舶所有者（4,301）あてに送付し、生活習慣病予防健診の対象となる被保険者（40,071人）に配付いただくようご依頼しました。

また、特定健診の対象となる被扶養者（22,216人）には、年度初めに、受診券及び健診の案内パンフレット等を被保険者の登録住所へ直接送付しました。

疾病任意継続被保険者（3,004人）とその被扶養者（1,928人）には、年度初めに受診券及び健診の案内パンフレット等を被保険者の住所あてに送付しました。

③ 健診未受診者への受診勧奨

29年度中に、生活習慣病予防健診又は特定健診が未受診である加入者に対し、受診勧奨文書をお送りするとともに、がんが身近な疾病であることを認識し、がん検診を受けていただくための「啓発チラシ」を10月末日に送付しました。また船舶所有者にも同時期に「啓発チラシ」を送付し未受診者勧奨に努めました。（送付数：船舶所有者3,787、被保険者26,859人、被扶養者18,442人）

ii) 健診実施機関等の増加

受診環境を整え利便性を高めることで、より多くの加入者に船員保険の生活習慣病予防健診を利用していただけるよう、下記①～③の医療機関に対して船員保険の生活習慣病予防健診及び特定保健指導委託契約の締結についての働きかけを行いました。

なお、③についてはGIS（地理情報システム）を活用し、未受診者の多い地域を特定しました。

①健康保険の生活習慣病予防健診の実施機関であり、かつ地方運輸局の指定により船員手帳健康証明を行うことができる医療機関

②健康保険の生活習慣病予防健診の実施機関であり、地方運輸局の指定ではない医療機関

③健診未受診者が多い地域である中国・四国地方に所在し、地方運輸局の指定により船員手帳健康証明を行うことができる医療機関

これらの取組みにより、健診実施機関等が着実に増加しております。（図表 6-21 参照）

【(図表 6-21) 生活習慣病予防健診等実施機関の契約状況】

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
生活習慣病予防健診実施機関	202	204	213	244	262
総合健診実施機関	98	99	106	128	134
特定保健指導実施機関	79	84	87	99	101

※件数は各年度末時点の状況です。

iii) 巡回健診を活用した利便性の向上

巡回健診は、被保険者の乗船スケジュールに合わせて漁業協同組合等を中心に実施していましたが、27 年度から被扶養者が利用しやすいようにといった観点も取り入れ、駅周辺などでも実施しています。（図表 6-22 参照）

その際、健診を受診するきっかけとなるように、無料のオプション検査として血管年齢測定・脳年齢測定等を実施するなど工夫を凝らし受診者数の増加に努めました。

また、GIS(地理情報システム)を活用した分析結果に基づき、自宅から健診機関までの距離が遠く、かつ被保険者が多く居住している地域である鹿児島県阿久根市において新たに巡回健診を実施しました。

【(図表 6-22) 巡回健診実施状況】

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
実施回数	315 回	330 回	352 回	346 回	338 回
受診者数	8,541 人	8,810 人	8,656 人	8,601 人	8,531 人

iv) 市町村・協会支部と連携した特定健診の実施

被扶養者の健診実施率の向上を目的とし、被扶養者が多く居住している市町村（青森県むつ市、宮城県気仙沼市、山口県長門市・萩市、大分県佐伯市）と連携し、がん検診と特定健康診査との同時実施を行いました。

また、青森、宮城、山口及び大分支部が主催した集団健診にも受診できるよう連携し、被扶養者に対して特定健診の受診案内を送付しました。

v) 船員手帳の健康証明書データの取得

被保険者は、1年に1度必ず船員手帳に健康証明を受けることになっているため、生活習慣病予防健診を受診されなかった方に対し船員手帳の健康証明書データの提出をご依頼し、被保険者の健康状態を把握するよう努めています。

29年度においても、6月に3,034の船舶所有者に対し、28年度に生活習慣病予防健診を受診されなかった方の船員手帳の健康証明書データの提出をご依頼する文書を送付し、その後、8月に、文書による再依頼と電話による提出勧奨も行いました。

また、11月初旬に生活習慣病予防健診未受診者に対して受診勧奨文書を自宅へ送付する際にも、船員手帳の健康証明書データの提出をご依頼したほか、関係団体等にも本件に係る広報にご協力をいただきました。

なお、30年度からは協会の生活習慣病予防健診の費用を無料化することとしており、被保険者には生活習慣病予防健診結果を船員手帳の健康証明に活用していただくことの普及に努めています。

(3) 特定保健指導の推進

特定保健指導の実施については、健診と併せて実施している健診機関に加えて、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用した特定保健指導を通年度実施しました。外部事業者が持っているノウハウ等を活用し、未利用者への働きかけを船舶所有者を通じて行うなど、実施体制の強化に努めました。その結果、被保険者の特定保健指導の初回面談実施率は25.2%となり28年度の実施率19.6%と比較して5.6ポイント増加しました。

(4) 加入者の健康増進等を図るための取組みの推進

加入者の健康に対する意識の向上を図るとともに、健康づくりを効果的かつ効率的に支援、促進することを目的として、次の業務を実施しました。

i) オーダーメイドの情報提供リーフレットの配付

生活習慣病予防健診等を受診しても自らの健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、健診結果に無関心の方の意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを作成し、配付しました。

29年度においては、生活習慣病予防健診又は特定健診を受診された方へ以下の4つの行動変容ステージにあわせた情報提供リーフレットを配付するとともに、船員手帳健康証明書データ(証明日が29年度のもの)の提供があった方についても同様に配付しました。その結果、医療機関への受診勧奨を行った加入者のうち、13.7%(29年7月～30年3月に医療機関への受診勧奨を行った加入者のうち、29年8月～30年2月に医療機関を受診した加入者)が医療機関を受診しました。

【行動変容ステージ】

- ① 生活習慣病で医療機関を受診している確認が取れない方で、糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、すみやかに医療機関を受診していただきたい方
- ② 糖尿病、脂質異常症、高血圧のいずれかで医療機関を受診していただいているが、検査数値から見て、継続して医療機関を受診していただきたい方

- ③ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導をご利用いただきたい方
- ④ 糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方

【オーダーメイドの情報提供リーフレット】



【配付状況】 29年7月～30年3月に毎月送付
計10,451部を被保険者宅へ直送。
30年1月以降に受診された方については、30年4月から6月までに送付。

ii) 船員手帳健康証明書データの提供者に対する健康づくり支援

29年度中に受けた船員手帳健康証明書のデータを提供していただいた方のうち、P43、44の行動変容ステージ①～④に該当する方には、オーダーメイドの情報提供リーフレットを配付しましたが、28年度に受けた船員手帳健康証明書データを提供していただいた方（8,008名）には、ご自身の健診結果に興味を持っていただくためのパンフレット「船員手帳でわかるあなたの健康」及び胃がん検診の重要性を解説したパンフレット「ちょっと気になる？胃がん（検診で早期発見）」を配付しました。

また、健診の分析結果を活用し、健康証明書データ提供者の特定保健指導対象者の割合を掲載するなど、健診結果に関心を持っていただける取組みを行いました。

【船員手帳の健康証明書の見方に関するパンフレット】



iii) 「健康度カルテ」を活用した船舶所有者への情報提供

船舶所有者の健康づくりに対する理解や意識を高め、船舶所有者が船員の健康増進に積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、健診結果データに基づいた船舶所有者ごとの「健康度カルテ」を作成し、健診受診者（35歳以上）が10名以上いる船舶所有者に、郵送（160件）又は訪問（19件）による提供を行いました。

「健康度カルテ」では、血圧・脂質といった生活習慣病に関わるリスクの保有率などについて、自社の船員の状態が船員保険に加入する船員全体の平均と比べてどれだけ乖離しているかをレーダーチャートにより相対的に確認できるようにしています。

訪問用の「健康度カルテ」の一部には、保健師からのコメント欄を設け、船舶所有者ごとの気になるリスクや改善のポイントなどについて、アドバイス等を記載しています。

【「健康度カルテ（訪問用）」内容イメージ】



iv) 健康づくりに関するリーフレット等の配布及びホームページへの健康情報の掲載

船内で実践できる運動及び保養事業奨奨用リーフレット「今よりココロとカラダをリラックス」を作成し、全ての被保険者及び船舶所有者に送付しました。

また、ホームページにおいても、船員に向けた健康情報「Monthly Information」（図表 6-23 参照）を約半年間にわたって連載するとともに、関係団体に多大なるご協力をいただき、機関誌等に「船員のための健康情報」を掲載していただくなど、メタボリックシンドロームリスク保有率の減少に着目した健康情報等の広報を実施しました。

【今よりココロとカラダをリラックス（運動及び保養事業奨奨用リーフレット）】



【(図表 6-23) 「Monthly Information」 ホームページ掲載内容】

掲載内容
<ul style="list-style-type: none"> ● ロコモティブシンドロームを知っていますか？ ● インフルエンザ3つの撃退法 ● 歯周病のこわさを知っていますか？ ● その誤解は危険です！生活習慣病 ● 今年度の健診はもう受けましたか？ ● 楽しく気軽にメタボ対策

v) 出前健康講座の開催

船員が研修や会合等で集まる機会に保健師等を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座の取組みを積極的に実施しました。

講習のテーマは、メタボリックシンドローム対策や糖尿病や高血圧等の生活習慣病に加え、新たにメンタルヘルス講座を導入しました。船舶所有者や参加される被保険者等のご希望を踏まえながら、健康づくりに積極的に取り組んでいただくきっかけとなる内容を選定しています。

船員災害防止協会のご協力もあり、9月の労働安全衛生月間を中心に年間で25回開催し、計1,265人の方に受講していただきました。

【(図表 6-24) 出前健康講座実施状況】

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施回数	11回	11回	32回	26回	25回
参加人数	451人	367人	1,526人	1,114人	1,265人

vi) 船員養成校での健康に関する特別講義の開催

29年度は船員保険への加入が見込まれる船員養成校の学生を対象として、若いうちから健康意識を醸成し、将来の生活習慣病や心の病へのリスクを軽減させることを目的として、生活習慣（食事や運動）やメンタルヘルスに関する講座を実施しました。船員教育機関のご協力をいただき船員養成校8校で開催し、延べ488人の学生に参加していただきました。

臨床心理士、精神保健福祉士等を講師として派遣し、船員が船上という限られた空間で集団生活をすることや、不規則な勤務形態となる特殊な労働環境であることを踏まえ、将来の生活習慣病を予防する食生活の方法や船内におけるコミュニケーションの取り方、ストレス発散方法等について講義し、健康意識の醸成を図りました。

学生からは、今後の船員生活に役立てたいというご意見も多くある一方、船員保険の制度についても知りたいとの要望もあったことから、これらの改善点等を踏まえながら30年度も実施してまいります。

【(図表 6-25) 特別講義の実施状況】

開催場所	開催日	参加人数
小樽海上技術学校	平成 29 年 11 月 16 日 (木)	34 人
口之津海上技術学校	平成 29 年 11 月 20 日 (月)	96 人
館山海上技術学校	平成 29 年 11 月 30 日 (木)	44 人
唐津海上技術学校	平成 29 年 11 月 30 日 (木)	45 人
海技大学校	平成 30 年 1 月 22 日 (月)	27 人
波方海上技術短期大学校	平成 30 年 2 月 5 日 (月)	87 人
宮古海上技術短期大学校	平成 30 年 2 月 9 日 (金)	44 人
清水海上技術短期大学校	平成 30 年 2 月 23 日 (金)	111 人

Ⅶ) 地方自治体等が開催する港イベント等への参加

直接加入者等と接する機会を設けるため、協会支部と合同で地方自治体等が開催する港イベントに参加しました。

出展ブースにおいて、血管年齢測定等を実施し、参加者には歯周病予防のミニリーフレット付歯ブラシセット等を配布するとともに、ジェネリック医薬品の使用促進、健診の啓発及び、禁煙啓発のPRを行いました。(図 6-26 参照)

【(図表 6-26) 港イベントの参加】

イベント名	日時	出展ブース	出展ブース来場者数	連携支部
第 63 回焼津みなとまつり	4 月 9 日 (日)	血管年齢測定 肌年齢測定	350 人	静岡支部
第 22 回萩・魚まつり	10 月 8 日 (日)	血管年齢測定	400 人	山口支部
第 28 回いしのまき大漁まつり	10 月 15 日 (日)	血管年齢測定	310 人	宮城支部
第 36 回長崎さかな祭り	10 月 22 日 (日)	血管年齢測定	340 人	長崎支部

【第 63 回焼津みなとまつりの様子】



【第 36 回長崎さかな祭りの様子】



4. 福祉事業の着実な実施

29年度においても、船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業を実施しました。

無線医療助言事業については独立行政法人地域医療機能推進機構（横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院）に、洋上救急医療援護事業については公益社団法人日本水難救済会に、また、保養事業等については一般財団法人船員保険会等にそれぞれ業務委託し、専門的技術、知見等を有する関係団体の協力の下、事業の円滑かつ効率的な実施に努め、加入者の生命の安全確保及び福利厚生の上昇を図りました。

さらに、保養事業全般について、加入者や船舶所有者へ広報チラシや「船員保険のご案内」等において周知するなど、広報に努めました。

なお、旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、その利用者数が見込み数を下回っていることから、利用手続きの煩雑さを少しでも軽減できるよう、船員保険部のホームページからの申請を可能としました。また、比較的長期や同一年度内複数回の旅行に対応できるよう、宿泊数の年度上限を2泊から4泊に見直しました。このような取組みにより、若干ではあるものの利用者数も増加しており、今後とも利用実態等を踏まえ、必要な見直しの検討を行いつつ利用者の拡大を図ることとしています。

【(図表 6-27) 福祉事業の実績】

		27年度	28年度	29年度	前年度比
無線医療助言事業	通信数	1,074	932	980	48
洋上救急医療援護事業	出勤件数	15	26	29	3
保養事業	利用宿泊数	11,215	12,292	12,134	▲158
	入浴利用数	15,752	18,358	19,449	1,091
契約保養施設利用補助事業	利用宿泊数	2,735	4,500	2,388	▲2,112
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業	利用者数	753	689	771	82
	利用宿泊数	1,106	908	1,073	165

5. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

i) 組織運営体制の強化

組織運営体制については、28年10月に開始した新人事制度の運用を本格的に実施し、新たな役割等級制度のもとに、従来グループ長が行っていた業務管理や人事管理の一部をグループ長補佐に担わせ、グループ長が対外的活動やグループ全体のマネジメントにより注力できるよう体制整備を進めました。

ii) 協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着及び実績や能力本位の人事の推進

協会の理念を実現し、協会の取組みを支え事業を発展させることができる人材を組織として育成するため、新たな人事制度の運用を本格的に開始しました。職員に対しては、期待する職員像を示し、目標管理を明確にした人事評価制度を通じて組織目標の達成を促すほか、創造的かつ意欲的な業務を行い高い実績をあげた職員に対し適正な処遇を行うことにより、職員のモチベーションの維持・向上を図りました。

制度を運用していく中で見つかった課題や改善点については、職員からの意見等を参考に見直しの検討を行い、人事評価要領の一部見直しを行う等、職員の実績がより公正に評価されるよう改善しました。

具体的な運用面においても、評価期間における各職員の取組内容や成果を適切に人事評価に反映させるとともに、その評価結果を賞与や定期昇給、昇格に反映すること等により、実績や能力本位の人事を推進しました。

また、適材適所の人員配置や人材育成、組織基盤の強化や課題解決型の人事の推進を目的として、29年10月に全国規模の人事異動を行いました。

このほか、節目となる4月、10月及び1月に全職員に対し理事長からメッセージを発信し、協会のミッションや目標等についての徹底を図りました。また、社内報として「協会けんぽ通信」を定期発行しているほか、全国支部長会議の資料や各支部の創意工夫ある取組事例等を各職員が端末からいつでも閲覧できるよう掲載し、協会全体の運営方針に関する組織内の情報共有や活性化を図っています。

iii) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、職員に行動規範小冊子を常時携行させ、コンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する職員の意識の醸成を図りました。

コンプライアンスの推進に関する取組み等を検討・審議するため、29年度は、本部コンプライアンス委員会を2月に開催し、コンプライアンスの徹底に努めました。

また、コンプライアンス、ハラスメント防止、情報セキュリティ及び個人情報保護に関しては、職員研修を毎年度継続的に実施し、その徹底に努めました。

特に、ハラスメント防止に関しては、本部主催の集合研修として5月に「ダイバーシティ時代のハラスメント防止研修」を管理職を対象に実施し、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等について理解を深めるとともに、働き方が多様

化しハラスメントが起きやすい状況を理解し、ハラスメントが起きない職場づくりを図りました。

このほか、29年5月の改正個人情報保護法の施行に伴い、要配慮個人情報及び匿名加工情報の取扱いについて、個人情報保護管理規程の一部改正、ガイドラインの制定等を行うとともに、法律に基づく適正な取扱いについて周知・徹底を行いました。

(情報セキュリティの強化)

協会の情報セキュリティ管理体制の強化等を目的として、情報セキュリティ対策の包括的な規程である「情報セキュリティ規程」について、30年3月に改定を行いました。この改定の内容については、情報セキュリティ管理者の下にグループ情報セキュリティ管理者（グループ長又は室長）を新たに設置して管理体制を強化するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティインシデントの発生を防ぐ観点から、情報の格付け（機密性1～3）を定義し、格付けに応じた情報管理のルール等を規定しました。

このほか、情報セキュリティ研修実施後の9月には職員を対象に情報セキュリティに関する自己点検を実施しました。また、11月には役職員を対象に標的型メール攻撃に対する教育訓練を、30年2月には協会のホームページを対象として、外部からの不正アクセスに対して十分な情報セキュリティ強度を持っているかどうかを確認・検証するペネトレーションテストを行いました。更に、システム運用全般の業務プロセスや情報セキュリティ対策等の確認（リスク評価）を行い、これらの点検結果や訓練結果等を踏まえ、30年3月には30年度の情報セキュリティ対策推進計画を策定しました。この計画に基づき、30年度も引き続き情報セキュリティ教育や訓練・自己点検等の取組を実施していくこととしています。

iv) リスク管理

協会では大規模な災害等が発生し、協会本部の業務遂行が困難となった場合、加入者及び事業主等の利益に影響する業務を優先して継続・復旧させるための体制構築を目的として、事業継続計画を29年4月に策定しました。

また、大規模災害によるシステムの停止を想定した情報システム運用継続計画についても、協会内部のリスク管理委員会で議論を進め、30年度早期の完成に向けて準備を進めています。

情報セキュリティに関しては、「被害の拡散を防ぐため、迅速かつ的確な初動対応を実施できるか」、「再発防止に向けて、必要な対策を速やかに実施できるか」を念頭に置いて、情報セキュリティインシデント対応訓練（WEB閲覧時に端末がマルウェア感染した場合を想定）を29年9月に実施し、インシデント対応能力の向上を図りました。

また、災害発生時の業務継続計画としてデータセンターを東西2か所に設置し、相互にバックアップする態勢を整えましたが、災害により一方のデータセンターが稼働できない状態になっても、他方のデータセンターにおいて業務を継続するための災害対策リハーサルを30年2月～3月に実施しました。

(2) 人材育成の推進

保険者として活動範囲が拡大している協会では、人材育成は大変重要な課題です。協会の人事制度では、職場における人材育成（OJT）を中心に、それを補完する集合研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせ、計画的な人材育成に取り組むこととしています。また、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土の醸成に努め、人材育成を推進しています。

集合研修として実施した階層別研修においては、人材育成方針のもと、全階層において、等級ごとに求められる役割の理解と必要な能力の習得を図るとともに、協会の理念の実現に向けて、組織のマネジメント体制の強化に向けて、幹部職層・管理職層の更なる育成、特に、管理職の入り口と位置付けられているグループ長補佐に対して重点的な育成を行いました。

また、各業務に必要な知識の習得、スキルアップを目的とした業務別研修、階層や業務分野に関わらず、協会職員として理解すべき事項について学習するテーマ別研修、支部の実情に応じた支部別研修等を実施しました。

(3) 業務改革・改善の推進

船員保険の業務等に対するお客様等からの声を収集、分析することとしたほか、多角的な視点から業務改善策等を検討し、業務の効率化とお客様サービスの向上を推進するため、25年度に船員保険部内にサービス向上委員会を設置し、29年度においても四半期ごとに開催しました。

(4) 経費の節減等の推進

経費削減のための取組みとしては、消耗品について本部で全国一括調達（入札）を行っています。消耗品のうち、コピー用紙、トナーについてはスケールメリットによるコストの削減を図ったほか、事務用品等については、スケールメリットによるコストの削減に加え、発注システムを活用し、随時発注による在庫量の適正化も併せて図っています。

また、調達にあたっては、契約の透明性を高めるとともに調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約が必要なものについては、本部・支部ともに調達審査委員会において個別に調達内容、調達方法、調達費用等の妥当性について審査を行っています。

第7章 東日本大震災及び熊本地震への対応

1. 東日本大震災への対応

23年3月に発生した東日本大震災では、医療保険者として被災された加入者の費用負担の軽減等についての対応を行ったほか、自治体等との連携による被災地での支援活動を行ってきました。このうち費用負担の軽減については、29年度においても引き続き「医療機関等での窓口負担（一部負担金等）の免除」、及び「健診・保健指導の自己負担分の還付」を実施しました。

29年度における加入者への対応

協会では、国の方針や財政措置等を踏まえ、29年度においても被災された加入者への必要な措置を以下のとおり継続して実施しました。

i) 医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除

原発事故に伴う警戒区域等の被災された加入者について、協会が発行する免除証明書を提示することにより、医療機関等を受診した際の窓口負担（一部負担金等）を免除する措置を29年度も継続実施しました。なお、28年4月1日から29年2月17日の間において居住制限区域・避難指示解除準備区域の指定が解除された地域または29年2月17日現在において29年3月末の指定の解除が決定された地域の上位所得者については、29年9月30日で免除措置を終了しました。また、29年2月18日から30年2月5日の間において居住制限区域・避難指示解除準備区域の指定が解除された地域（29年2月17日現在において29年3月末の指定の解除が決定された地域を除く）の上位所得者については、30年2月28日で免除措置を終了しました。

（参考）協会における一部負担金等の免除証明書の有効枚数

[船員保険]

	有効枚数
平成30年3月31日現在	10枚(6世帯)

ii) 健診及び保健指導を受けた際の自己負担分の還付

原発事故に伴う警戒区域等の被災された加入者について、受診した健診・保健指導に係る自己負担分の還付を29年度も継続実施しました。なお、上位所得者のうち、28年度中に居住制限区域・避難指示解除準備区域の指定が解除された地域の加入者については29年度内の受診をもって還付を終了しました。

2. 熊本地震への対応

28年4月に発生した熊本地震では、医療保険者として被災された加入者の費用負担の軽減や被災地での支援活動等、加入者へのサービスが低下することのないよう機動的かつ組織的な対応を行ってきました。このうち費用負担の軽減については、29年度においても引き続き「医療機関等での窓口負担（一部負担金）の免除」を実施しました。

29年度における加入者への対応

熊本地震により被災された加入者について、協会が発行する免除証明書を提示することにより、医療機関等を受診した際の窓口負担（一部負担金等）を免除する措置を29年度も継続実施し、29年9月30日で対応を終了しました。

第8章 今後の運営

協会では、

- (1) 基盤的保険者機能として、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。
- (2) 戦略的保険者機能として、第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図ること、時宜を得た広報やジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。
- (3) 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化をはかり組織基盤を強化していく。

等を掲げ、各種業務に取り組むこととしています。

30年度は、これらの取組みを着実に進めていくとともに、被保険者や船舶所有者のご意見やご要望等をできる限り事業運営に反映させることで、加入者サービスの向上に努めてまいります。

協会の運営に関する各種指標（船員保険関係数値）

【目標指標】

		目標	実績
サービススタンダードの遵守	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数の目標（10営業日）の達成率	100%	100% (100%)
	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数	10営業日以内	平均 6.00日 (平均 5.75日)
保険証の交付	資格情報の取得（年金事務所からの回送）から保険証送付までの平均日数	3営業日以内	平均 2.00日 (平均 2.00日)
疾病任意継続被保険者の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得（年金事務所からの回付）のいずれか遅い方から保険証送付までの平均日数	3営業日以内	平均 1.97日 (平均 1.95日)
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者	37.8% (37.0%)
		被扶養者	18.8% (17.8%)
船員手帳健康証明書データの取得	船員手帳健康証明書データの取得率	45.0%	※1 (29.3%)
保健指導の実施	特定保健指導実施率 (6か月後評価)	被保険者	15.7%※2 (14.7%)
		被扶養者	20.1% (10.6%)
レセプト点検効果額	加入者1人当たり診療内容等査定効果額（医療費ベース）	93円以上	72円 (93円)
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）	72.4%	73.5% (72.1%)

※1 29年度の船員手帳健診証明書データについては、現在、実績データ取込中です。

※2 船員手帳の健康証明書データ取得分については収集中のため、被保険者の特定保健指導実施率の計算には含めていません。

※3（ ）内は、28年度の数値です。

【検証指標】

			実績	
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数		9件	(7件)
	船員保険給付種別	療養費	1件	(1件)
		高額療養費	2件	(1件)
		傷病手当金	1件	(2件)
		年金	3件	(0件)
		その他	1件	(1件)
	健診関係		1件	(1件)
その他		0件	(1件)	
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容	苦情	2件	(2件)
		ご意見ご提案	3件	(5件)
		お礼・お褒めの言葉	8件	(4件)
お客様満足度	調査内容と満足度	申請に対する満足度	80.3%	(85.0%)
		手続き方法に対する満足度	86.9%	(92.3%)
		職員の応接態度に対する満足度	95.3%	(95.8%)
		サービス全体としての満足度	82.8%	(88.6%)
レセプト点検	加入者1人当たり資格点検効果額		2,296円	(2,548円)
	加入者1人当たり外傷点検効果額		269円	(228円)
	加入者1人当たり内容点検効果額		437円	(345円)
業務の効率化・経費の削減	契約件数及び割合（100万円を超える契約）		28件	[100.0%]
		一般競争入札による契約	11件	[39.3%]
		企画競争による契約	0件	[0.0%]
		随意契約	17件	[60.7%]
	随意契約の内訳（100万円を超える契約）		17件	[100.0%]
		事務所賃貸（工事、清掃等）関係	0件	[0.0%]
		システム（改修、保守、賃貸）関係	6件	[35.3%]
		一般競争入札不落による契約	0件	[0.0%]
		その他	11件	[64.7%]
	コピー用紙等の消耗品の使用状況	コピー用紙（A4）		442箱
プリンタートナー（黒）		27個	(31個)	
プリンタートナー（カラー）		22個	(30個)	

※1 （ ）内は、28年度の数値です。

※2 []内は、数値の構成比です。

平成 29 年度の財務諸表等

平成 29 年度

決算報告書

【船員保険勘定】

第 10 期

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

全国健康保険協会

船員保險勘定

決算報告書

(船員保険勘定)

(単位:百万円)

収 入				
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
保険料等交付金	36,528	36,169	△359	賞与額が見込みを下回ったことによる保険料収入の減
疾病任意継続被保険者保険料	1,188	1,220	31	
国庫補助金	2,789	2,867	77	システム改修にかかる補助金の増 注1①
国庫負担金	163	163	-	
職務上年金給付費等交付金	5,521	5,521	-	
貸付返済金収入	0	0	△0	
運用収入	0	0	0	
雑収入	83	121	38	
累積収支からの戻入	1,609	1,596	△13	
計	47,882	47,657	△225	
支 出				
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
保険給付費	26,392	26,473	81	職務上保険給付費が見込みを上回ったことによる増 注1②、注2
拠出金等	10,132	10,149	18	
前期高齢者納付金	3,067	3,059	△8	
後期高齢者支援金	6,640	6,688	48	
老人保健拠出金	0	0	△0	
退職者給付拠出金	425	402	△22	
病床転換支援金	0	0	0	
介護納付金	3,191	3,189	△3	
業務経費	2,755	2,370	△385	
保険給付等業務経費	131	85	△46	
レセプト業務経費	23	18	△5	
保健事業経費	683	555	△128	健診実施率が見込みを下回ったことによる減
福祉事業経費	1,872	1,689	△183	特別支給金等が見込みを下回ったことによる減 注3
その他業務経費	46	23	△22	
一般管理費	1,338	774	△564	
人件費	433	357	△76	職員給与の減 注4
福利厚生費	1	0	△1	
一般事務経費	904	417	△487	システム構築の一部を翌年度に延期したことによる減
貸付金	0	0	△0	
雑支出	246	300	54	職務上年金給付費等交付金返還金の増 注1③
予備費	140	-	△140	
累積収支への繰入	3,687	-	△3,687	
計	47,882	43,255	△4,627	
収支差	0	4,402	4,402	

(注1) 東日本大震災関係については以下のとおり。

- ① 国庫補助金には、平成29年度災害臨時特例補助金、平成29年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金を含めて計上している。
- ② 保険給付費には、一部負担金等免除に伴う費用(1百万円)を含めて計上している。
- ③ 雑支出には、平成28年度災害臨時特例補助金返還金、平成28年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金返還金を含めて計上している。

(注2) 熊本地震について、保険給付費に一部負担金等免除に伴う費用(1百万円)を含めて計上している。

(注3) 福祉事業経費には、特別支給金(予算額:1,522百万円、決算額:1,463百万円)など、職務上の事由による保険給付を受給している者に対し付加的に支給する現金給付の費用が含まれている。

(注4) 常勤職員に係る人件費は、決算報告書では一般管理費の人件費として計上しているが、損益計算書では各業務に従事する者に係る人件費は各業務経費に計上している。

(注5) 収支差4,402百万円は、累積収支に繰り入れる。

(注6) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

平成29年度

財 務 諸 表

【船員保険勘定】

第10期

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

全国健康保険協会

船員保險勘定

貸借対照表

平成30年3月31日現在
(単位：円)

科 目	金 額	額
資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金	48,045,983,064	
未収入金	2,835,163,702	
前払費用	34,284	
貸倒引当金	△ 132,882,274	
流動資産合計		50,748,298,776
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	8,997,703	
工具備品	5,246,759	
有形固定資産合計	14,244,462	
2 無形固定資産		
ソフトウェア	117,280,639	
ソフトウェア仮勘定	25,404,354	
無形固定資産合計	142,684,993	
固定資産合計		156,929,455
資産合計		50,905,228,231

(単位：円)

科 目	金 額	
負債の部		
I 流動負債		
未払金	3,147,034,002	
未払費用	8,079,208	
預り補助金	392,000	
前受収益	115,271,904	
賞与引当金	27,988,061	
役員賞与引当金	1,490,205	
流動負債合計		3,300,255,380
II 固定負債		
退職給付引当金	486,771,132	
役員退職手当引当金	265,253	
固定負債合計		487,036,385
負債合計		3,787,291,765
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	465,124,590	
資本金合計		465,124,590
II 船員保険法第124条の準備金		
準備金	43,833,536,453	
準備金合計		43,833,536,453
III 利益剰余金		
当期末処分利益	2,819,275,423	
(うち当期純利益)	(2,819,275,423)	
利益剰余金合計		2,819,275,423
純資産合計		47,117,936,466
負債・純資産合計		50,905,228,231

【船員保険勘定】

損益計算書

自 平成29年4月1日

至 平成30年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額		
経常費用			
事業費用			
保険給付費			26,450,958,215
拠出金等			
前期高齢者納付金	3,058,682,502		
後期高齢者支援金	6,688,233,608		
老人保健拠出金	111,683		
退職者給付拠出金	402,383,068		
病床転換支援金	40,202		10,149,451,063
介護納付金			3,188,576,303
業務経費			
保険給付等業務経費			
人件費	281,032,345		
福利厚生費	363,601		
委託費	4,147,667		
郵送費	20,462,309		
減価償却費	37,744,233		
その他	36,505,507	380,255,662	
レセプト業務経費			
人件費	35,402,111		
福利厚生費	26,491		
委託費	5,584,205		
郵送費	739,463		
減価償却費	7,909,644		
その他	477,408	50,139,322	
保健事業経費			
健診費用	295,801,762		
委託費	245,510,253		
郵送費	10,204,264		
その他	3,078,709	554,594,988	
福祉事業経費			
福祉事業給付金	1,474,480,285		
委託費	192,973,053		
郵送費	1,910,618		
減価償却費	3,895,135		
その他	3,211,140	1,676,470,231	
その他業務経費		23,191,144	2,684,651,347
一般管理費			
人件費		106,303,395	
福利厚生費		89,602	
一般事務経費			
委託費	158,692,728		
地代家賃	84,611,726		
システム関連費	3,174,012		
その他	134,787,498	381,265,964	
減価償却費		1,339,299	
その他		1,773,035	490,771,295

(単位：円)

科 目	金 額		
事業費用合計			42,964,408,223
経常費用合計			42,964,408,223
経常収益			
事業収益			
保険料等交付金収益		36,169,000,000	
疾病任意継続被保険者保険料収益		1,178,062,628	
職務上年金給付費等交付金収益		5,279,848,906	
国庫補助金収益		2,866,210,000	
国庫負担金収益		163,247,000	
診療報酬返還金収入		470	
返納金収入		64,531,379	
損害賠償金収入		26,910,371	
その他		900	
事業収益合計			45,747,811,654
事業外収益			
財務収益			
受取利息	459,665	459,665	
雑益		34,094,129	
事業外収益合計			34,553,794
経常収益合計			45,782,365,448
経常利益			2,817,957,225
特別利益			
貸倒引当金戻入益		1,325,011	1,325,011
税引前当期純利益			2,819,282,236
法人税、住民税及び事業税			6,813
当期純利益			2,819,275,423

【船員保険勘定】

キャッシュ・フロー計算書

自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日
(単位：円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 26,468,431,221
拠出金等支出	△ 10,129,865,063
介護納付金支出	△ 3,181,967,303
国庫補助金返還金支出	△ 241,833,094
被保険者貸付金支出	△ 136,100
人件費支出	△ 394,090,099
その他の業務支出	△ 2,757,227,423
保険料等交付金収入	36,220,000,000
疾病任意継続被保険者保険料収入	1,213,907,985
国庫補助金収入	8,436,462,000
国庫負担金収入	163,247,000
被保険者貸付返済金収入	136,100
その他の業務収入	73,886,871
小計	2,934,089,653
利息の受取額	459,665
法人税等の支払額	△ 5,874
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,934,543,444
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,256,233
無形固定資産の取得による支出	△ 47,082,492
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 48,338,725
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	0
IV 資金の増加額	2,886,204,719
V 資金期首残高	45,159,778,345
VI 資金期末残高	48,045,983,064

【船員保険勘定】

利益の処分に関する書類

(単位：円)

科 目	金 額
I 当期末処分利益	2,819,275,423
当期純利益	2,819,275,423
II 利益処分類	2,819,275,423
船員保険法第124条の準備金繰入額	2,819,275,423
III 次期繰越利益	-

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の船員保険法第124条の準備金残高は 46,652,811,876円となります。

注 記 事 項

I 財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成 20 年 9 月 26 日厚生労働省令第 144 号）に定める基準により作成しております。

II 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	13～15 年
工具備品	5～15 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用のソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に 5 年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 23 日法律第 30 号）附則第 26 条第 3 項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第 27 条第 2 項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 182 号）第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

3. 船員保険法第124条の準備金の計上基準

船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、船員保険法施行令（昭和28年8月31日政令第240号）第28条に定める基準により、計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

5. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

III 貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額 16,068,449円

IV 損益計算書関係

該当事項は、ありません。

V キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	48,045,983,064円
資金期末残高	48,045,983,064円

VI 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正15年6月30日勅令第243号）第1条に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	48,045,983,064	48,045,983,064	—
(2) 未収入金	2,835,163,702		
貸倒引当金	△132,882,274		
	2,702,281,428	2,702,281,428	—
資産計	50,748,264,492	50,748,264,492	—
(1) 未払金	3,147,034,002	3,147,034,002	—
負債計	3,147,034,002	3,147,034,002	—

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

VII 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当協会は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤続年数及び等級に基づく累積ポイント並びに退職事由に基づき決定された一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	525,342,916 円
勤務費用	28,563,714 円
利息費用	578,630 円
数理計算上の差異の発生額	△52,467,728 円
退職給付の支払額	△1,921,186 円
退職給付債務の期末残高	500,096,346 円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前

払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	500,096,346 円
未積立退職給付債務	500,096,346 円
未認識数理計算上の差異	△13,325,214 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	486,771,132 円
退職給付引当金	486,771,132 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	486,771,132 円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	28,563,714 円
利息費用	578,630 円
数理計算上の差異の費用処理額	3,776,922 円
確定給付制度に係る退職給付費用	32,919,266 円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 0.11%

VIII 重要な債務負担行為

該当事項は、ありません。

IX 重要な後発事象

該当事項は、ありません。

X その他の注記事項

東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した平成 29 年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 19 日厚生労働省発保 0419 第 5 号厚生労働事務次官通知）の 3 及び平成 29 年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 12 日厚生労働省発保 0412 第 4 号厚生労働事務次官通知）の 3 に定める事業に係る国庫補助金受入額並びにその使用状況は以下のとおりであります。

（単位：円）

対象事業	受入額	使用状況 (*1)	残額 (*2)
医療保険事業	890,000	499,000	391,000
特定健診事業	1,000	—	1,000
合計	891,000	499,000	392,000

(*1) 船員保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等に

よる費用であり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

- (*2) 国庫補助金の未使用額は、翌事業年度以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。また、前事業年度の未使用額については、当事業年度に 338,000 円を返還し、前事業年度に計上した預り補助金（期首残高 338,000 円）を全額取崩ししております。

附属明細書

(船員保険勘定)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細
4. 国等からの財源措置等の明細
5. 役員及び職員の給与費の明細

【船員保険勘定】

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却 累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額	摘要
建物	19,068,093	-	-	19,068,093	10,070,390	1,284,507	8,997,703	
有形固定資産	10,620,578	624,240	-	11,244,818	5,998,059	1,894,127	5,246,759	
計	29,688,671	624,240	-	30,312,911	16,068,449	3,178,634	14,244,462	
ソフトウェア	792,303,231	9,407,880	-	801,711,111	684,430,472	47,709,677	117,280,639	
無形固定資産	-	25,404,354	-	25,404,354	-	-	25,404,354	注1
計	792,303,231	34,812,234	-	827,115,465	684,430,472	47,709,677	142,684,993	

(注1) 当期増加額は、全国健康保険協会番号制対応のためのアプリケーション開発業務によるもの(20,711,214円)であります。

2. 引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	210,593,241	132,882,274	76,385,956	134,207,285	132,882,274	注1
賞与引当金	27,786,585	27,988,061	27,786,585	-	27,988,061	
役員賞与引当金	1,455,916	1,490,205	1,455,916	-	1,490,205	
退職給付引当金	455,773,052	32,919,266	1,921,186	-	486,771,132	
役員退職手当引当金	610,369	119,401	464,517	-	265,253	
計	696,219,163	195,399,207	108,014,160	134,207,285	649,396,925	

(注1) 当期減少額のうち、洗替法による戻入額を計上しております。

3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金					
政府出資金	465,124,590	-	-	465,124,590	
船員保険法第124条の準備金	41,362,514,743	2,471,021,710	-	43,833,536,453	注1
利益剰余金					
当期末処分利益	2,471,021,710	2,819,275,423	2,471,021,710	2,819,275,423	

(注1) 当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

4. 国等からの財源措置等の明細

(単位：円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘 要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	2,776,986,000	-	2,776,986,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	10,792,000	-	10,792,000	
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	39,958,000	-	39,958,000	
災害臨時特例補助金（医療保険）	499,000	-	499,000	
介護保険事業費補助金	37,975,000	-	37,975,000	
事務費負担金	163,247,000	-	163,247,000	
計	3,029,457,000	-	3,029,457,000	

5. 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円、人)

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(58,140)	(-)	(-)	(-)
	17,393,289	1	464,517	-
職員	(31,473,703)	(14)	(-)	(-)
	289,970,987	44	1,921,186	1
計	(31,531,843)	(14)	(-)	(-)
	307,364,276	45	2,385,703	1

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

(注3) 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与、退職手当については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

(注4) 非常勤の役員及び職員は、外数として () で記載しております。

参 考 资 料

平成29年度お客様満足度調査結果（船員保険）について

1 調査の概要

加入者の意見を適切に把握しサービスの改善や向上を図るため、29年8月1日から30年3月30日までの間において、以下のとおりお客様満足度調査を実施しました。

（1）調査対象者

- ① 疾病任意継続被保険者の資格を取得した方
- ② 傷病手当金、高額療養費及び休業手当金を支給した方

（2）調査方法

（1）の調査対象者ごとにアンケートはがきを疾病任意継続被保険者の資格を取得した方（以下「疾病任継対象者」という。）には保険証を送付する際に、傷病手当金高額療養費及び休業手当金を支給した方（以下「保険給付対象者」という。）には支給決定通知書を送付する際に同封しました。

（3）アンケート送付数等

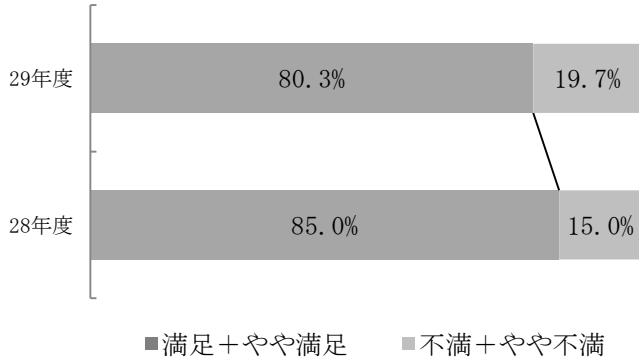
調査対象者	アンケート送付数	アンケート回収数	回収率
疾病任継対象者	2,932名	323名	11.0%
保険給付対象者	2,139名	459名	21.5%
合計	5,071名	782名	15.4%

2 調査結果

(1) 全体（疾病任継対象者、保険給付対象者）

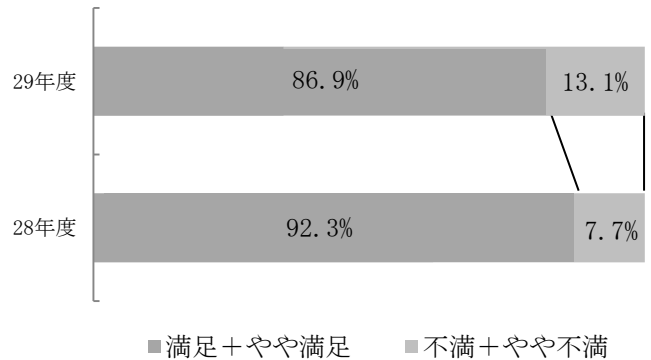
[事務処理に要した期間に対する満足度]

申請から保険証が手元に届くまたは給付金が振り込まれるまでの期間について



[手続き方法に対する満足度]

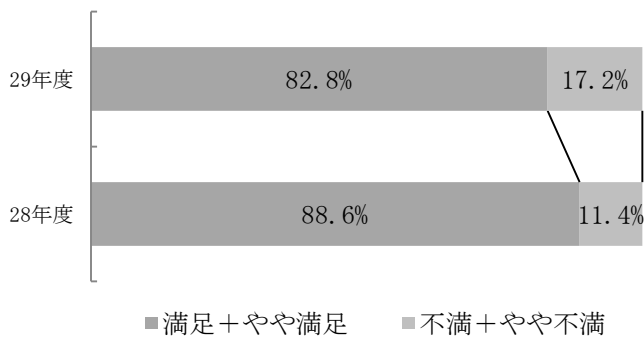
申請書の分かりやすさ、見やすさについて



■満足+やや満足 ■不満+やや不満

■満足+やや満足 ■不満+やや不満

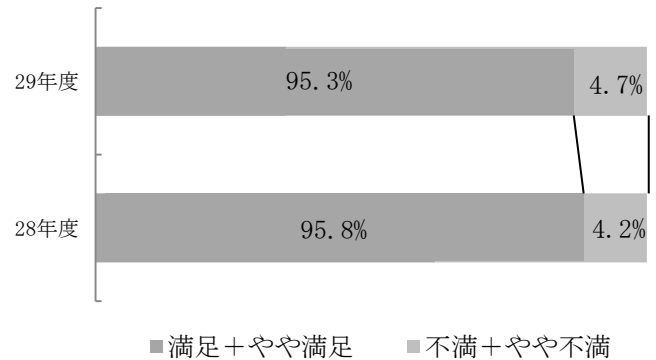
[サービス全体としての満足度]



■満足+やや満足 ■不満+やや不満

[職員の応接態度に対する満足度]

電話によるお問い合わせに対する説明内容や言葉使いについて

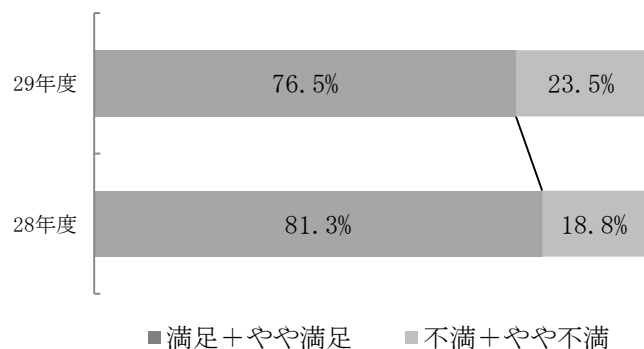


■満足+やや満足 ■不満+やや不満

(2) 疾病任継対象者

[事務処理に要した期間に対する満足度]

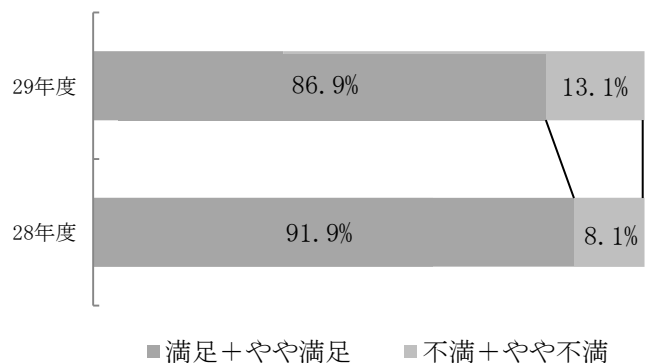
申請から保険証が手元に届くまでの期間について



■満足+やや満足 ■不満+やや不満

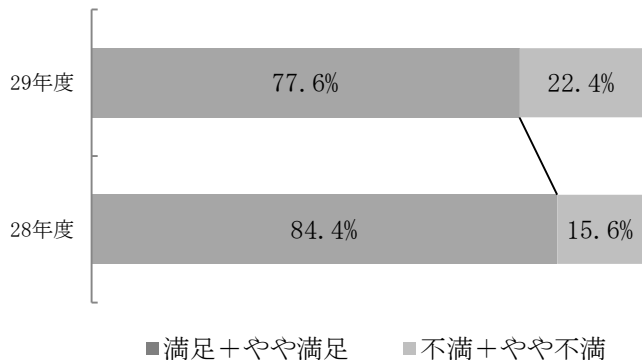
[手続き方法に対する満足度]

申請書の分かりやすさ、見やすさについて

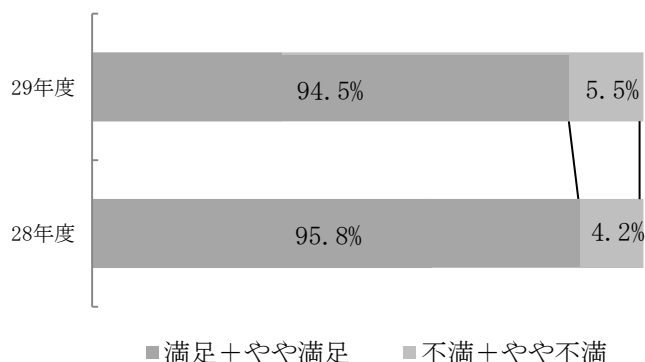


■満足+やや満足 ■不満+やや不満

[サービス全体としての満足度]

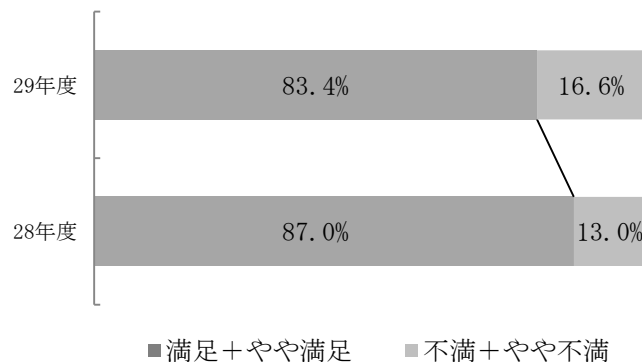


[職員の応接態度に対する満足度]
電話によるお問い合わせに対する説明内容や言葉使いについて

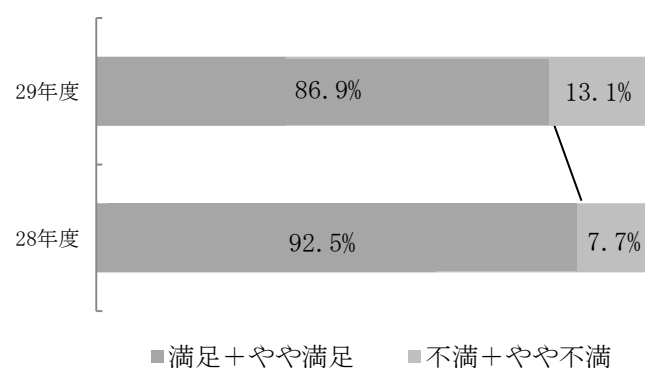


(3) 保険給付対象者

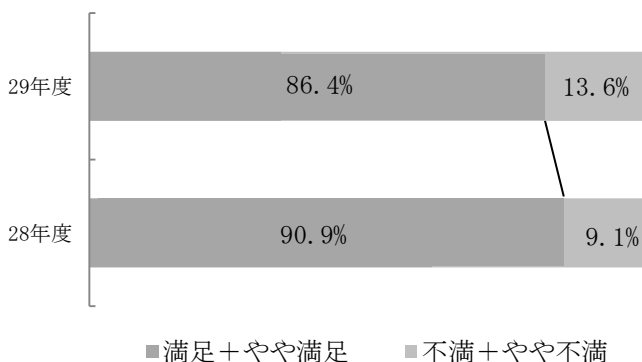
[事務処理に要した期間に対する満足度]
給付金が振り込まれるまでの期間について



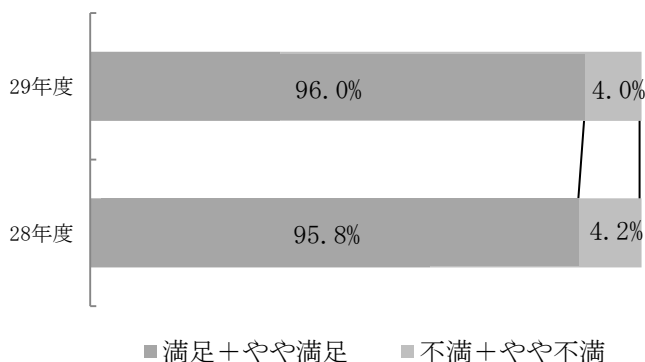
[手続き方法に対する満足度]
申請書の分かりやすさ、見やすさについて



[サービス全体としての満足度]



[職員の応接態度に対する満足度]
電話によるお問い合わせに対する説明内容や言葉使いについて



第2期船員保険データヘルス計画

平成30年3月12日

目次

○基本情報	1
○基本分析における現状の把握	4
○船員保険の健康課題の抽出	15
○第2期船員保険データヘルス計画の概要	17
○保健事業の実施計画	18
○保健事業の実施状況	21

基本情報① 《被保険者等の推移、健診・特定保健指導実績》

【船員保険被保険者の特徴】

- ・被保険者の98%が男性です。
- ・被保険者数については緩やかな減少傾向でしたが、27年度より増加に転じています。
- ・被扶養者数についてははやや減少傾向にあり、被保険者よりもその傾向が顕著です。
- ・船舶所有者数は緩やかな減少傾向です。

被保険者数等の推移（各年度末）							
区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	対27年度増減
被保険者数	再掲	58,231人	57,859人	57,750人	57,919人	58,031人	+112人
	女性	881人	849人	856人	877人	897人	+20人
	疾病任意継続被保険者	3,557人	3,398人	3,221人	3,107人	3,057人	▲50人
被扶養者数	71,237人	69,288人	67,347人	65,842人	64,161人	▲1,686人	
加入者数	129,468人	127,147人	125,097人	123,761人	122,192人	▲1,569人	
船舶所有者数	5,819	5,782	5,729	5,670	5,619	▲51	

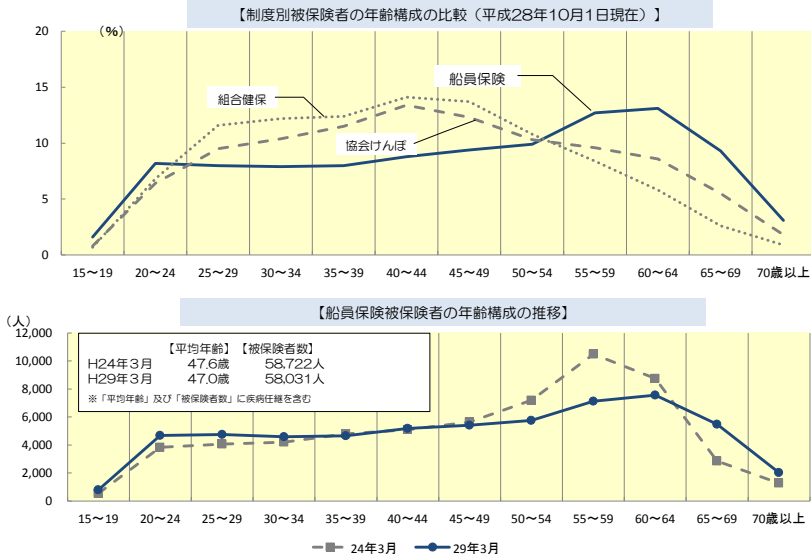
【健診・保健指導実績】

- ・健診受診率及び特定保健指導実施率は、被保険者、被扶養者とも緩やかな増加傾向です。

健診実績					特定保健指導実績						
区分		25年度	26年度	27年度	28年度	区分		25年度	26年度	27年度	28年度
被保険者	対象者数	30,341人	30,047人	29,942人	29,767人	被保険者	対象者数	6,587人	7,271人	7,842人	8,211人
	実施率	57.0%	62.2%	65.7%	67.7%		実施率	7.0%	5.6%	10.6%	9.6%
	実施者数	17,307人	18,700人	19,684人	20,152人		実施者数	462人	410人	831人	767人
	生活習慣病予防健診	36.7%	37.3%	38.0%	39.2%		対象者数	311人	338人	335人	369人
	船員手帳健康証明書 テイク取得	6.181%	7.481%	8.314%	8.497%		実施率	10.9%	13.6%	11.3%	16.0%
被扶養者	対象者数	19,826人	19,340人	19,006人	18,347人	実施者数	34人	46人	38人	59人	
	実施率	14.8%	16.0%	17.4%	18.2%	対象者数	6,898人	7,609人	8,177人	8,580人	
	実施者数	2,929人	3,089人	3,312人	3,332人	実施率	7.2%	6.0%	10.6%	9.9%	
合計	対象者数	50,167人	49,387人	48,948人	48,114人	対象者数	7,200人	7,609人	8,177人	8,580人	
	実施率	40.3%	44.1%	47.0%	48.6%	実施率	7.2%	6.0%	10.6%	9.9%	
	実施者数	20,236人	21,789人	22,996人	23,484人	実施者数	496人	456人	869人	846人	

1

基本情報② 《被保険者の年齢構成》

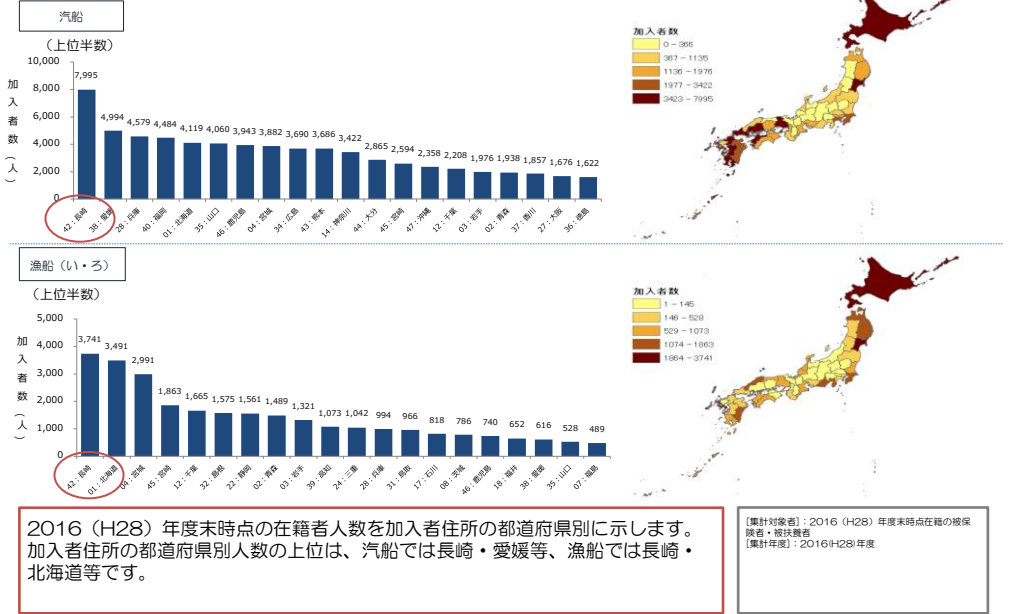


- ・船員保険の被保険者は、組合健保及び協会けんぽに比べて50歳以降の割合が高い状況にあります。
- ・船員保険の被保険者は、平成24年3月と平成29年3月の年齢階級別の人数を比較すると、15歳～34歳の人数が若干増加しており、45歳から60代前半では人数が大幅に減少しています。

2

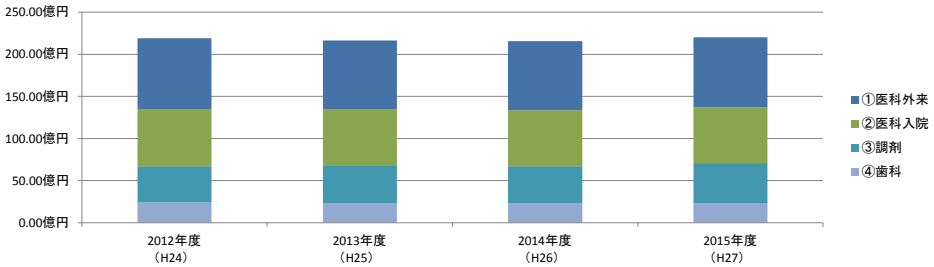
基本情報 ③ ≪都道府県別の加入者数≫

図表 加入者住所の都道府県別加入者数（2016（H28）年度）



基本分析による現状の把握 ① ≪診療種別医療費の推移≫

図表 診療種別の推計（2012（H24）年度～2015（H27）年度）



診療種別（医科外来・医科入院・調剤・歯科）毎の2012（H24）年度から2015（H27）年度の医療費の伸び率を示します。

		2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)
① 医科外来	(医療費)	83.93億円	82.20億円	82.15億円	83.55億円
	(対前年度伸び率)	-	▲2.1%	▲0.1%	1.7%
② 医科入院	(医療費)	68.05億円	66.86億円	66.32億円	66.11億円
	(対前年度伸び率)	-	▲1.7%	▲0.8%	▲0.3%
③ 調剤	(医療費)	42.83億円	44.10億円	43.86億円	47.70億円
	(対前年度伸び率)	-	3.0%	▲0.5%	8.8%
④ 歯科	(医療費)	24.18億円	23.26億円	23.28億円	23.11億円
	(対前年度伸び率)	-	▲3.8%	0.1%	▲0.7%
総医療費	(医療費)	218.99億円	216.42億円	215.61億円	220.47億円
(①+②+③+④)	(対前年度伸び率)	-	▲1.2%	▲0.4%	2.3%

【出典】：船員保険事業年報
【集計年度】：2012（H24）年度～2015（H27）年度
【集計シフト】：医科外来・医科入院・調剤・歯科・DPC
※職務外のシフトであること
（職務上の事由コードがあるシフトデータを含めない）

基本分析による現状の把握 ② < 疾病別医療費（入院） >

図表 入院一傷病分類別の推計（2012（H24）年度～2016（H28）年度）

（単位：億円）

傷病分類名（疾病21分類）	2012年度（H24）	2013年度（H25）	2014年度（H26）	2015年度（H27）	2016年度（H28）
	医療費	医療費	医療費	医療費	医療費
02：新 生 物	12.85	12.39	11.18	11.63	11.98
09：循環器系疾患	9.97	9.52	9.74	9.35	10.86
13：筋骨格系・結合組織疾患	5.34	5.11	5.09	5.24	5.12
19：損傷・中毒・外因性	4.48	4.32	5.05	5.32	4.88
11：消化器系疾患	4.60	4.63	4.85	4.71	4.81
10：呼吸器系疾患	3.62	3.56	3.45	3.83	4.15
06：神経系疾患	3.36	3.31	3.12	3.00	3.08
05：精神・行動障害	3.22	2.85	3.10	2.96	2.85
14：腎尿路生殖器系疾患	2.11	2.61	2.19	2.17	2.45
04：内分泌・栄養・代謝疾患	1.88	1.92	2.14	1.98	2.30
03：血液・造血器・免疫障害	1.64	1.69	1.37	1.41	1.93
99：不明	1.41	1.38	1.07	1.59	1.88
15：妊娠・分娩・産じょく	1.55	1.74	1.93	1.50	1.72
18：他に分類されないもの	1.39	1.51	1.27	1.25	1.50
01：感染症・寄生虫症	1.72	1.75	1.43	1.71	1.49
16：周産期発生病態	1.19	1.06	1.22	1.56	1.37
07：眼・付属器疾患	1.05	1.11	1.30	1.19	1.18
17：先天奇形変形・染色体異常	1.05	0.96	0.90	0.86	1.10
12：皮膚・皮下組織疾患	0.63	0.51	0.55	0.48	0.66
08：耳・乳突突起疾患	0.22	0.35	0.37	0.37	0.32
計	63.27	62.27	61.31	62.11	65.63

【集計対象者】：各年度在籍の被保険者・被扶養者
 【集計年度】：2012（H24）年度～2016（H28）年度
 【集計レセプト】：医科入院（代表疾病のみ、疑い疾病含む）
 ※医療費には、食事療養費・生活療養費を含めない
 ※欄外外のレセプトであること
 （欄外上の事由コードがあるレセプトデータを含めない）

医科入院の2012（H24）年度から2016（H28）年度の傷病分類別（疾病21分類）の医療費を示します。

2016（H28）年度の入院医療費をみると「新生物」「循環器系疾患」が高く、重症化させない施策の検討が必要です。

5

基本分析による現状の把握 ③ < 疾病別医療費（入院外） >

図表 入院外一傷病分類別の推計（2012（H24）年度～2016（H28）年度）

（単位：億円）

傷病分類名（疾病21分類）	2012年度（H24）	2013年度（H25）	2014年度（H26）	2015年度（H27）	2016年度（H28）
	医療費	医療費	医療費	医療費	医療費
04：内分泌・栄養・代謝疾患	11.71	11.79	11.91	11.98	12.04
10：呼吸器系疾患	10.57	10.19	10.43	10.64	10.77
09：循環器系疾患	10.57	10.35	10.05	9.81	9.37
02：新 生 物	7.77	7.70	8.04	8.82	8.57
13：筋骨格系・結合組織疾患	7.19	7.21	7.22	7.33	7.09
14：腎尿路生殖器系疾患	6.51	6.40	6.12	6.13	5.96
11：消化器系疾患	4.51	4.63	4.54	4.66	4.49
07：眼・付属器疾患	3.88	3.98	4.08	4.21	3.99
01：感染症・寄生虫症	3.35	3.08	3.18	3.66	3.76
12：皮膚・皮下組織疾患	2.93	2.94	3.03	3.24	3.22
19：損傷・中毒・外因性	2.61	2.56	2.62	2.71	2.73
05：精神・行動障害	2.44	2.29	2.34	2.35	2.26
06：神経系疾患	1.79	1.84	1.89	1.96	1.75
99：不明	1.28	1.30	1.35	1.38	1.70
08：耳・乳突突起疾患	1.10	1.05	1.06	1.07	1.09
18：他に分類されないもの	1.00	0.97	1.01	1.11	0.98
03：血液・造血器・免疫障害	0.41	0.35	0.33	0.42	0.48
17：先天奇形変形・染色体異常	0.19	0.20	0.20	0.22	0.28
15：妊娠・分娩・産じょく	0.13	0.13	0.15	0.17	0.13
16：周産期発生病態	0.02	0.04	0.04	0.05	0.06
計	79.98	78.99	79.58	81.93	80.71

【集計対象者】：各年度在籍の被保険者・被扶養者
 【集計年度】：2012（H24）年度～2016（H28）年度
 【集計レセプト】：医科外来（代表疾病のみ、疑い疾病含む）
 ※医療費には、食事療養費・生活療養費を含めない
 ※欄外外のレセプトであること
 （欄外上の事由コードがあるレセプトデータを含めない）

医科外来の2012（H24）年度から2016（H28）年度の傷病分類別（疾病21分類）の医療費を示します。

2016（H28）年度の入院外医療費をみると「内分泌・栄養・代謝疾患」が高く、罹患させない施策の検討が必要です。

6

基本分析による現状の把握 ④ <<生活習慣病の年齢階層別有病者数と医療費>>

年齢階層別に2016(H28)年度の生活習慣病糖尿病・高血圧・脂質異常症)医療費と有病者数を示します。

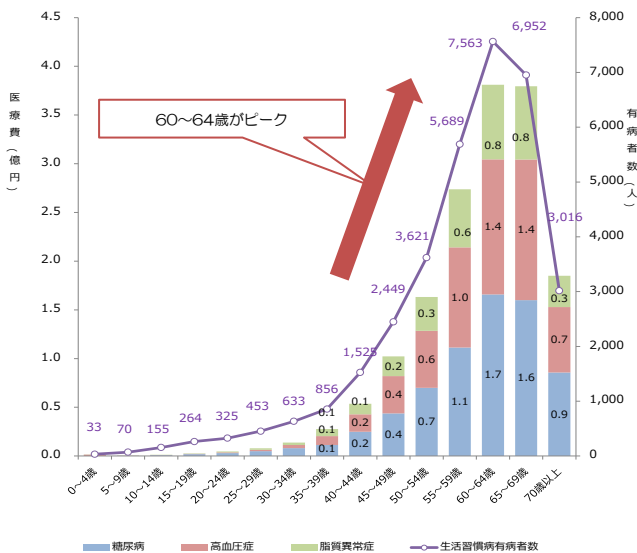
生活習慣病の医療費と有病者数は、60～64歳がピークで7,563名です。60～64歳で生活習慣病有病者の約4分の1を占めています。生活習慣病の有病者は35～39歳ごろから徐々に増加が始まります。

早期から生活習慣病予防を実施することで、今後の増加幅を抑えることができると考えられます。

【集計対象者】：2016(H28)年度在籍の被保険者・被扶養者
 【集計年度】：2016(H28)年度
 【集計シフト】：登載外票・登載入票シフト
 【集計対象】：疾病別医療費分配処理を実施した決定点數(代表疾病以外含む、疑い疾病含む)
 ※職務外のシフトであること
 (職務上の事由コードがあるシフトデータを含まない)
 ※糖尿病・・・ICD10コード前3桁が「E11」～「E14」
 ※高血圧症・・・ICD10コード前3桁が「I10」～「I15」
 ※脂質異常症・・・ICD10コード前3桁が「E78」

※生活習慣病有病者数・・・
 疾病別医療費分配処理実施後のシフトにおいて、糖尿病または高血圧または脂質異常症に該当するシフトが発生している者の人数(代表疾病以外含む、疑い疾病含む)

図表 年齢階層別生活習慣病医療費と有病者数 (2016 (H28) 年度)

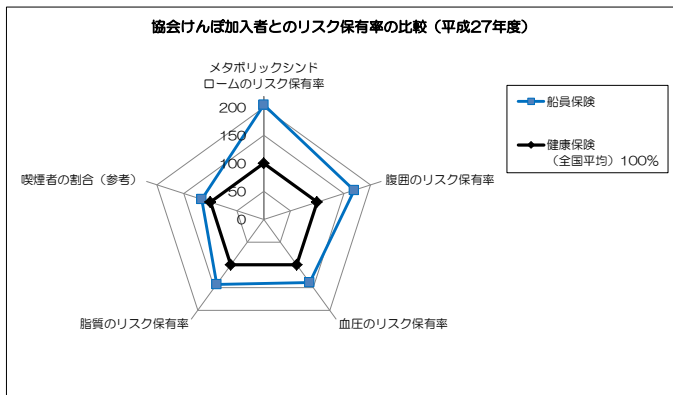


基本分析による現状の把握 ⑤ <<協会けんぽ加入者との各リスク保有率の比較>>

協会けんぽ加入者(被保険者)との各リスク保有率の比較を示します。

協会けんぽ加入者(被保険者)と比較すると各リスク保有率が高い水準にあります。

平成27年度	船員保険	健康保険 (全国平均)	船員保険 (健康保険を100%とした場合)	健康保険 (全国平均) 100%
メタボリックシンドロームのリスク保有率	28.4	13.9	204	100
腹囲のリスク保有率	58.0	34.3	169	100
血圧のリスク保有率	55.7	40.2	139	100
脂質のリスク保有率	39.6	27.7	143	100
喫煙者の割合(参考)※	40.0	34.4	116	100



【出典】：(健康保険)都道府県支別健康診データ (平成27年度)
 【集計対象者】：各年度在籍の被保険者 (35歳～75歳)
 【集計年度】：2015年(平成27年度)

※喫煙者の割合(参考)・・・問診票「喫煙」の回答が「はい」

基本分析による現状の把握 ⑥ 《肥満・非肥満者の経年変化》

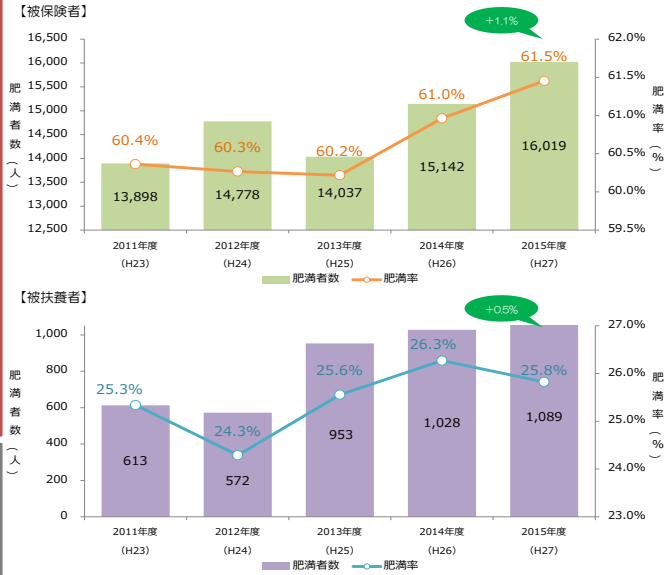
肥満者の割合の推移を示します。

被保険者において、肥満者の人数は増加傾向にあります。

特に、2015(H27)年度の肥満者の割合が61.5%と過去5年間で最大の数値となっています。

被扶養者についても、肥満者は増加傾向にあります。

図表 肥満者割合の推移（2011（H23）年度～2015（H27）年度）



【集計対象者】：各年度在籍の35歳以上の被保険者および40歳以上の被扶養者かつ健診受診者

【集計年度】：2011(H23)～2015(H27)年度

※肥満者数・・・

【男性】腹囲が85cm以上またはBMIが25以上である者の人数

【女性】腹囲が90cm以上またはBMIが25以上である者の人数

※肥満率・・・肥満者数÷健診受診者数

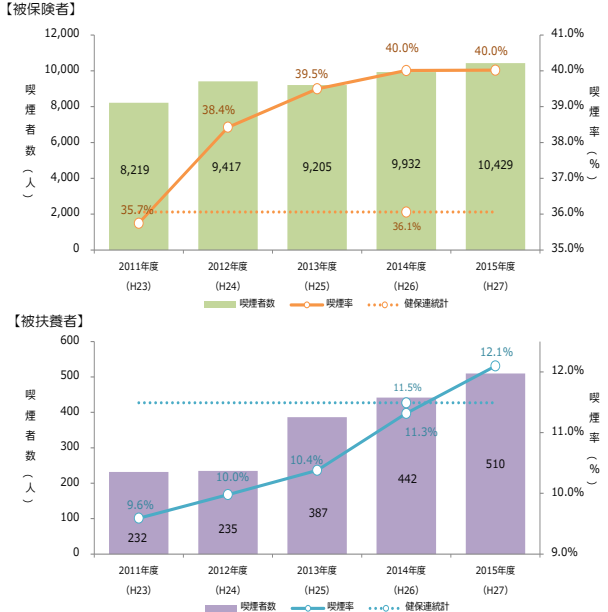
基本分析による現状の把握 ⑦ 《生活習慣の経年比較（喫煙）》

喫煙率の推移を示します。

被保険者・被扶養者ともに喫煙率は増加傾向にあります。

健保連統計と比較すると、船員保険加入者は喫煙率が高い水準にあることがわかります。

図表 喫煙率の推移（2011（H23）年度～2015（H27）年度）



【集計対象者】：各年度在籍の35歳以上の被保険者および40歳以上の被扶養者かつ健診受診者

【集計年度】：2011(H23)～2015(H27)年度

※喫煙者数・・・問診票「喫煙」の回答が「はい」である者の人数

※喫煙率・・・喫煙者数÷健診受診者数

※健保連統計に被保険者・被扶養者の分類が存在しないため、被保険者には「男性」、被扶養者には「女性」を置いて比較。

基本分析による現状の把握 ㊤ 《生活習慣の経年比較（飲酒）》

問診票の飲酒頻度の割合の推移を示します。

被保険者について、2015(H27)年度において、毎日飲酒する者は43.1%であり、半数弱を占めています。この傾向は2011(H23)年度と比較すると、概ね横ばいであるといえます。

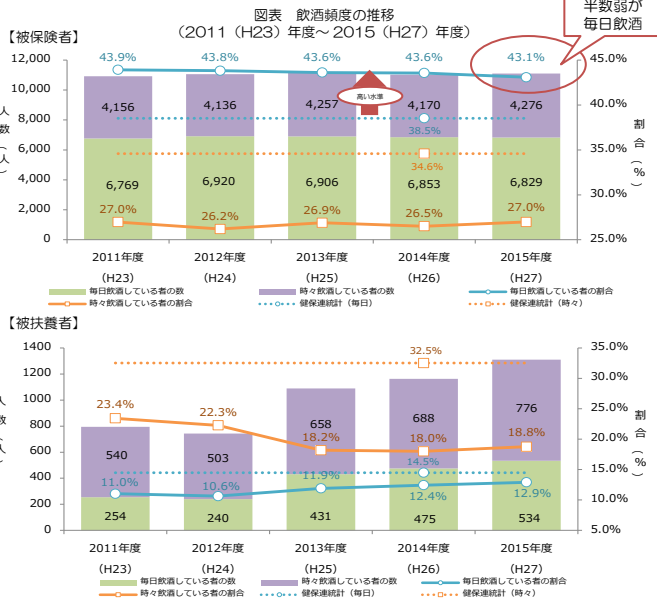
被扶養者については、時々飲酒、毎日飲酒する者の割合は低いですが、毎日飲酒する者の割合は増加傾向にあります。

健保連続統計と比較すると、被保険者の毎日飲酒する者の割合が高い水準にあります。

【集計対象者】：各年度在籍の35歳以上の被保険者および40歳以上の被扶養者かつ問診票回答者
【集計年度】：2011(H23)～2015(H27)年度

※人数・・・問診票「飲酒」の回答が「毎日」「時々」である者の人数
※割合・・・人数÷問診票回答者

※健保連続統計に被保険者・被扶養者の分類が存在しないため、被保険者には「男性」、被扶養者には「女性」を適用して比較。



11

基本分析による現状の把握 ㊤ 《精神疾患の有病者数の推移》

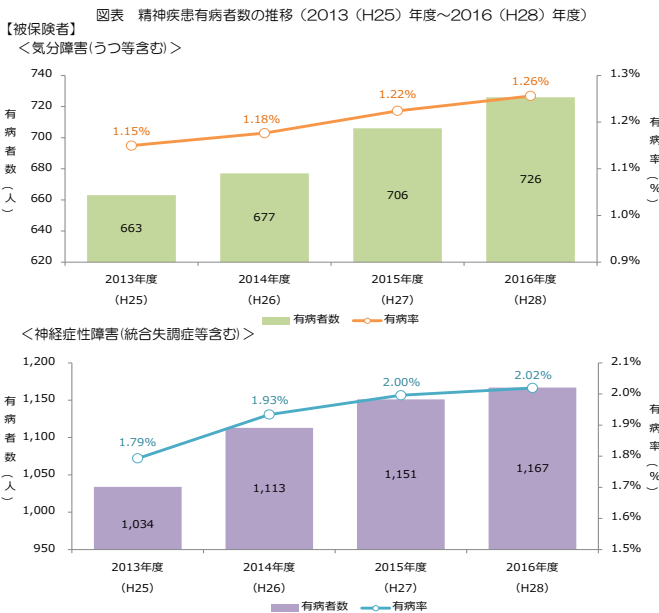
精神疾患の有病者数の推移を示します。精神疾患はうつ等を含む「気分障害」および統合失調症等を含む「神経症性障害」のそれぞれで集計しています。なお、集計対象は被保険者としています。

「気分障害（うつ等含む）」「神経症性障害（統合失調症等含む）」ともに、近年増加傾向にあります。

【集計対象者】：各年度在籍の被保険者
【集計年度】：2013(H25)～2016(H28)年度
【集計シセット】：基幹外来・産科入院シセット
※精神科以外のシセットであること（腫瘍上の事由コードがあるシセットデータを含まない）

※気分障害・・・ICD10コード前3桁が「F30」
※神経症性障害・・・ICD10コード前3桁が「F40」
※有病者数・・・臨床別医療費分配処理実施後のシセットにおいて、精神疾患に該当するシセットが発生している者の人数（代表疾病のみ、疑い疾病含む）

※有病率・・・有病者数÷各年度で1日でも資格を有していた者の人数



12

基本分析による現状の把握 ⑩ << 船舶所有者別特定保健指導実施率 >>

2015 (H27) 年度の特定保健指導実施率別の船舶所有者数を示します。

被保険者・被扶養者ともに特定保健指導を実施していない船舶所有者数が多くあります。

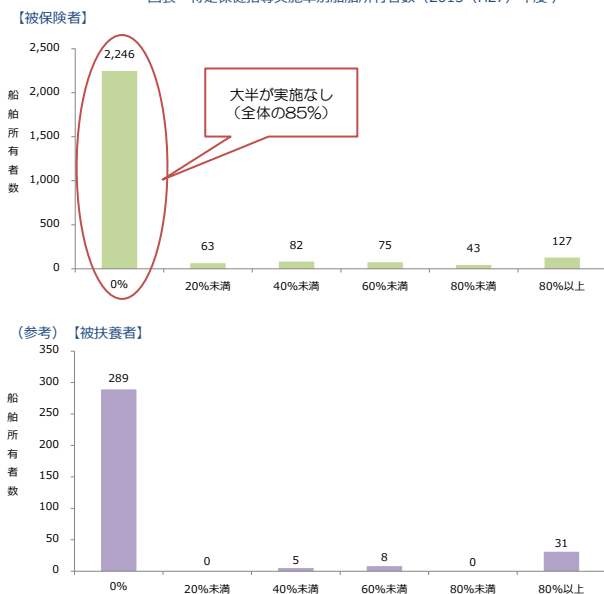
被保険者においては、85%程度の船舶所有者にて特定保健指導が実施されていません。

【集計対象者】：2014 (H26) 年度の35歳以上の被保険者および40歳以上の被扶養者かつ保健指導レベル「積極的支援」または「動機付け支援」である者

【集計年度】：2014 (H26) 年度

※特定保健指導実施者・・・特定保健指導データが存在する者
※特定保健指導実施率・・・特定保健指導実施者÷集計対象者

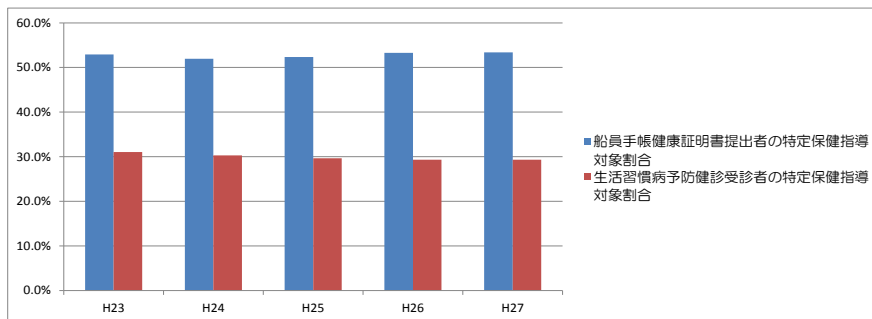
図表 特定保健指導実施率別船舶所有者数 (2015 (H27) 年度)



13

基本分析による現状の把握 ⑪ << 生活習慣病予防健診受診者と船員手帳健康証明書提出者における特定保健指導対象割合 >>

図表 特定保健指導対象者割合 (2011 (H23) 年度～2015 (H27) 年度)



<< 船員手帳健康証明書提出者 >>

	H23	H24	H25	H26	H27
特定保健指導対象者 (人)	3,938	4,455	3,837	4,797	5,435
船員手帳健康証明書提出者 (人)	7,439	8,576	7,329	9,005	10,180
船員手帳健康証明書提出者の特定保健指導対象割合 (%)	52.9%	51.9%	52.4%	53.3%	53.4%

<< 生活習慣病予防健診受診者 >>

	H23	H24	H25	H26	H27
特定保健指導対象者 (人)	4,840	4,832	4,737	4,646	4,662
生活習慣病予防健診対象者 (人)	15,588	15,950	15,978	15,837	15,899
生活習慣病予防健診受診者の特定保健指導対象割合 (%)	31.0%	30.3%	29.6%	29.3%	29.3%

船員手帳健康証明書提出者の特定保健指導対象割合は生活習慣病予防健診受診者と比較すると約5割と高い水準にある。

14

船員保険の健康課題の抽出①

基本情報		対策検討時に留意すべき事項
参照頁	特徴	
1頁	・被保険者の98%が男性。	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者については、男性を中心とした対策を検討する。 ・健診受診率の向上については、従来までの対策の延長線上にないドラステックな対策を検討する。 ・船員保険と被扶養者の接点は、船員保険からお送りする紙媒体による情報提供等に限定されているため、新たな広報チャンネルを模索する必要がある。 ・年齢構成にあわせて高齢者に対する対策のみならず、将来の加入者構成を見据えて、若年層からの対策も検討する必要がある。 ・近隣に特定保健指導実施機関がない場合の対策及び効率的な保健指導の方法を検討する必要がある。
1頁	・健診受診率及び特定保健指導実施率は、被保険者、被扶養者とも緩やかな増加傾向。	
2頁	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者は、組合健保及び協会けんぽに比べて50歳以降の割合が高い状況。 ・被保険者は、平成24年3月と平成29年3月の年齢階級別の人数を比較すると、15歳～34歳の人数が若干増加しており、45歳から60代前半では人数が大幅に減少している。 	
3頁	・加入者住所の都道府県別人数の上位は、汽船では長崎・愛媛等、漁船では長崎・北海道等である。また、加入者は全国に点在している。	

15

船員保険の健康課題の抽出②

基本分析による現状の把握		対策の方向性
参照頁	基本分析による現状把握から見える主な健康課題	
5頁	・入院医療費をみると「新生物」が高い。	<ul style="list-style-type: none"> ・がんの早期発見のため、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮頸がん及び乳がんの検診をカバーする生活習慣病予防健診の受診を強化する必要がある。 ・生活習慣の改善による発症予防、健診による早期発見・治療、合併症の予防対策が必要である。 ・若年層からの健康意識の醸成を図るための機会を提供する必要がある。
6頁	・入院外医療費をみると「内分泌・栄養・代謝疾患」が高い。	
7頁	・生活習慣病の有病者は35～39歳ごろから徐々に増加が始まる。	
8頁	・各リスク保有率は他保険者と比較すると高い水準にある。	
9頁	・肥満者の人数が増加傾向にある。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病は肥満がベースになっているといわれており、食生活の改善が欠かせないことから、船内調理に関する栄養指導等の対策が必要がある。 ・禁煙に関する情報提供のみならず、禁煙を直接支援する取組みが必要である。
10頁	・他保険者と比較すると喫煙率が高い水準にある。	
11頁	・被保険者の毎日飲酒する者の割合が高い水準にある。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康情報の提供等により節酒を啓発する必要がある。 ・メンタルヘルスセミナー等を開催し発症予防に努める必要がある。
12頁	・「気分障害(うつ等含む)」「神経症性障害(統合失調症等含む)」ともに増加傾向にある。	
13頁	・85%程度の船舶所有者にて特定保健指導が実施されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶所有者に健康増進による生産性の維持向上の重要性等をアピールし、特定保健指導の利用について理解を促す必要がある。
14頁	・船員手帳健康証明書提出者の特定保健指導割合は、生活習慣病予防健診受診者と比較すると高い水準にある。	

16

第2期船員保険データヘルス計画の概要

【目的等】

加入者の健康維持増進及び疾病の予防や早期回復を図るために必要な保健事業を効果的かつ効率的に実施するため、第2期船員保険データヘルス計画を策定する。

第2期船員保険データヘルス計画は、第1期船員保険データヘルス計画の結果を踏まえ、船舶所有者と協働して取組む「コラヘルス」などを併せて実施し、加入者の行動変容、ヘルスリテラシーを高めることにより健康増進を図ることとする。

なお、第1期船員保険データヘルス計画（平成27年度～29年度）においては、船員保険加入者の健康課題である「メタボリックシンドロームリスクの保有率」及び「喫煙率」の減少を目標に、情報提供等による啓発活動を中心とした取組みを実施してきたが、加入者の行動変容には不十分であり、食事や運動環境などを整えることも重要であると考えた。

【基本方針】

第2期船員保険データヘルス計画では、第1期船員保険データヘルス計画に引き続き、船員保険加入者の健康課題である「**メタボリックシンドロームリスクの保有率**」及び「**喫煙率**」の減少を目標として、健康づくりに関する情報提供及び啓発活動に加え、船舶所有者と協働した加入者の健康づくり支援を併せて実施し、加入者の健康意識を高め、行動変容に繋げること等により健康増進を図ることとする。

【取組の3本柱】

- ①健診事業等の推進 ②船舶所有者等の連携 ③健康づくりに関する情報提供及び啓発活動

【計画の期間】

第2期船員保険データヘルス計画は平成30年度から平成35年度までの6年間となっており、平成32年度までを前期、平成33年度から平成35年度までを後期に区分けし、前期終了後に中間評価を実施することとしている。

【参考】〈第1期船員保険データヘルス計画（H27～H29年度）中間評価〉

リスク		2014年度 (H26)		2015年度 (H27)		2016年度 (H28)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
喫煙	リスクあり	9,932人	40.0%	10,435人	40.0%	8,009人	42.9%
	受診者	24,829人		26,073人		18,682人	
メタボリックシンドローム	リスクあり	6,584人	26.5%	7,401人	28.4%	5,173人	27.7%
	受診者	24,842人		26,079人		18,669人	

※2016（H28）年度の健診データは全量ではありません。

17

保健事業の実施計画① 〈健診事業等の推進〉

区分	事業名	目的及び概要	対象者	実施計画				アウトプット		アウトカム	
				30年度	31年度	32年度	33年度～35年度	中間評価 (32年度)	最終評価 (35年度)	中間評価 (32年度)	最終評価 (35年度)
健診事業等の推進	生活習慣病予防健診	【目的】生活習慣病リスクの把握、特定保健指導対象者の抽出 【概要】船舶所有者経由で受診勧奨案内を実施	35歳～74歳 被保険者 40歳～74歳 被扶養者	・生活習慣病予防健診の自己負担無償化 ・オプション検査項目（前立腺がん）の追加	・生活習慣病予防健診の実施継続の拡充のさらなる進化	・継続	32年度の中間評価を踏まえた実施計画を作成	・被保険者受診率44%	・被保険者受診率50%	・特定保健指導利用者の増加（H26<H32）	・特定保健指導利用者の増加（H28<H35）
	船員手帳健康証明書データの取得	【目的】生活習慣病リスクの把握、特定保健指導対象者の抽出 【概要】船舶所有者及び被保険者に船員手帳健康証明書データの提出を依頼	40歳～74歳 被保険者	・船員手帳健康証明書の取得を容易にするための新たな仕組みについて検討を行う。 ・新規適用船舶所有者へ船員手帳健康証明書の取得の提供依頼チラシを同封	・左記の検討を速く実施可能なものは実施する。	・継続		・船員手帳健康証明書データ取得率30%	・船員手帳健康証明書データ取得率32%	・船員手帳健康証明書データ提供者の特定保健指導利用者の増加（H26<H32）	・船員手帳健康証明書データ提供者の特定保健指導利用者の増加（H32<H35）
	特定健康診査	【目的】生活習慣病リスクの把握、特定保健指導対象者の抽出 【概要】被保険者の住所へ受診勧奨案内を送付。	40歳～74歳 被扶養者	・地方自治体・協会支店と連携し、がん検診との同時実施を行う。 ・協会支店と連携した集団健診に船員保険加入者も参加できるように調整を図る。	・継続	・継続		・被扶養者受診率26%	・被扶養者受診率35%	・特定保健指導利用者の増加（H26<H32）	・特定保健指導利用者の増加（H32<H35）
	特定保健指導	【目的】メタボリックシンドローム該当者の減少 【概要】積極的支援・動機付け支援対象者への特定保健指導の実施	40歳～74歳 被保険者及び被扶養者における基準該当者	・初回電話の分割実施等を拡大して実施率の向上を図る。	・継続	・継続		・被保険者実施率22%	・被保険者実施率31%	・メタボリック保有率の減少（H26<H32）	・メタボリック保有率の減少（H28<H35）

18

保健事業の実施計画② << 船舶所有者等との連携 >>

区分	事業名	目的及び概要	対象者	実施計画				アウトプット		アウトカム	
				30年度	31年度	32年度	33年度～35年度	中間評価(32年度)	最終評価(35年度)	中間評価(32年度)	最終評価(35年度)
船舶所有者等との連携	船舶所有者と協働した加入者の健康づくり支援	【目的】 自社船員の健康課題を認識していただき、船舶所有者と協働して船員の健康の向上を図る。 【概要】 船舶所有者単位の健康課題を見える化した情報提供資料を用いて、船舶所有者と協働して健康づくり事業を進める。	・船舶所有者 ・被保険者	・船舶所有者と協働した健康づくり支援をパイロット的に開始する。	・30年度のパイロット的取組みの結果を踏まえた本格的実施	・継続	32年度の中間評価を踏まえ実施計画を作成	・協働した船舶所有者数15件以上	・協働した船舶所有者数35件以上	・協働した船舶所有者における特定保健指導実施率の増加(H30<H32)	・協働した船舶所有者における特定保健指導実施率の増加(H32<H35)
	出前健康講座	【目的】 健康について学ぶ機会を創り積極的に実践に繋げるよう支援する。 【概要】 各研修会等に外部専門家を招き出張し、健康について学ぶとともに実践に繋げるための講座を開催する。	・船舶所有者 ・被保険者等	・出前健康講座のメニューに「メンタルヘルス講座」を追加し進捗年実施する。 ・船員災害防止協会と連携し「船員労働安全衛生月間」等において出前健康講座を開催する。	・「メンタルヘルス講座」は30年度の中込み実績を踏まえ実施	・出前健康講座のメニューを見直しつつ継続実施		・年間30回開催	・年間35回開催	—	—
	船員養成校等での若年層に向けた健康づくり支援	【目的】 生活習慣及びメンタルヘルスに関する「健康づくり講座」を実施し、将来の生活習慣病や心の病へのリスクを軽減させる。 【概要】 船員養成校等へ外部専門家を講師として派遣し講義を行う。	・船員養成校等の学生	・海上技術学校等にて「健康づくり講座」を開催する。 ・新たな船員養成校等で実施できるか調査を図る。	・継続	・継続		・年間8回以上開催	・年間8回以上開催	—	—

19

保健事業の実施計画③ << 健診づくりに関する情報提供及び啓発活動 >>

区分	事業名	目的及び概要	対象者	実施計画				アウトプット		アウトカム	
				30年度	31年度	32年度	33年度～35年度	中間評価(32年度)	最終評価(35年度)	中間評価(32年度)	最終評価(35年度)
健康づくりに関する情報提供及び啓発活動	健康支援に関する情報提供等及び具体的な方法についての整理・検討	【目的】 喫煙者の健康リスクの減少及び喫煙の受動喫煙による健康リスクの減少 【概要】 健康支援に関する情報提供の他、具体的な方法について整理・検討し可能な取組みを実施する。	・喫煙被保険者 ・喫煙被扶養者	・健康支援に関する情報提供を行うとともに、健康支援の具体的な方法について整理・検討する。	・30年度の健康支援策の検討結果を踏まえ実施可能な取組みを開始する。	・継続	32年度の中間評価を踏まえ実施計画を作成	・健康づくり参加者60名	・健康づくり参加者130名	・喫煙率の減少(H26<H32)	・喫煙率の減少(H32>H35)
	健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供用子等の送付	【目的】 生活習慣病の重症化予防のための健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供用子等を個別に送付 【概要】 健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供用子等を個別に送付	・健診を受診した方うち特定保健指導対象者の一人ひとりに健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供用子等を個別に送付	・左記の①～③には該当しない喫煙者に対しては健康支援に関するリーフレットを送付する。	・健診受診者全員に健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供用子を送付する。	・健診を受診した方うち特定保健指導対象者のうち3名喫煙者等に関する生活習慣改善レベルにあるオーダーメイドの情報提供リーフレットを個別に送付		・オーダーメイドを送付した健康増進受診者の健康増進受診率25%	・オーダーメイドを送付した健康増進受診者の健康増進受診率30%	・翌年度の健診結果にて検査値の改善率の増加(H30<H32)	・翌年度の健診結果にて検査値の改善率の増加(H30<H35)
	機関紙等の発行	【目的】 船員保険からの情報提供による健康意識の向上。 【概要】 納入告知書、関係団体広報紙、メルマガ等で健康づくりに関する取組み等を情報提供する。	・船舶所有者 ・加入者	・全被保険者及び船舶所有者に健康づくり支援に関するリーフレット等を情報提供	・継続 ・掲載を依頼する機関紙数を増やす。	・継続		—	—	—	—
	地方自治体等が主催するイベントへの参加	【目的】 加入者と接する機会を設け、健康づくり等の取組みをPRする。 【概要】 協会支部と合同で地方自治体等が開催するイベントに参加し、健康づくり等の取組みをPRする。	・イベントに開催される船員保険加入者等	・47所のイベントへ参加し、前年参加者数を増やす	・参加するイベントを変更しつつ継続実施	・参加するイベントを変更しつつ継続実施		・年間4ヶ所以上のイベントに参加	・年間6ヶ所以上のイベントに参加	—	—
	健康づくり・健康意識等に関する調査の実施	【目的】 D+計画を効果的かつ効率的に実施するための被保険者・船舶所有者の健康づくり等に関する意識調査を実施する。	・船舶所有者 ・被保険者	・31年度の健康づくり・健康意識等に関するアンケート調査の実施に向け質問項目等を精査	・健康づくり・健康意識等に関するアンケート調査の実施	—		—	・被保険者アンケート回収率30%	・被保険者アンケート回収率50%	—

20

保健事業の実施状況①

№	事業名	目的及び概要	アウトプット 詳細 (達成時期：20年度)	アウトカム 詳細 (達成時期：20年度)	実施状況	振り返り 成功・推進要因等	振り返り 課題・改善点等
1	生活習慣病予防健診の推進（被保険者向け健診）	【目的】 生活習慣病リスクの把握、特定保健指導対象者の抽出 【概要】 船の入出港に合わせた時間帯での巡回健診など、船員労働の特殊性に配慮して実施	受診率の向上 (受診率45.0%以上)	受診者の健康維持・改善（各リスク保有率の減少）	【27年度】 ・36.5% (目標：40.5%) 【28年度】 ・37.0% (目標：42.5%)	・協けん入出港巡回健診機関で、かつ船員各種健診実施機関に対し意向調査を実施し、巡回健診機数増加 ・関係団体及び輸入品告知書等を通じた定期的な広報	・生活習慣病予防健診実施機数が不足している。(25機関) ※追加がないのは、約3,130機関 ・船員手帳健診を受診していない
2	特定保健指導の推進（被扶養者向け健診）	【目的】 生活習慣病リスクの把握、特定保健指導対象者の抽出 【概要】 特定健診に加えて生活習慣病予防健診も受診可能とするなど健診内容の充実を図り実施	受診率の向上 (受診率29.0%以上)	受診者の健康維持・改善（各リスク保有率の減少）	【27年度】 ・17.4% (目標：19.0%) 【28年度】 ・17.8% (目標：24.0%)	・被扶養者向けの巡回健診を新し併せてオプショナル検査を実施し、集客向上に努めた。 ・29年度から一部の自治体で、がん検診と特定健診の同時受診を実施。	・被保険者と違い、健診が義務付けられていないため受診率が向上しない。
3	特定保健指導の推進	【目的】 メタリックシンドローム該当者の減少 【概要】 特定保健指導該当者に対し利用券を送付するなどし実施	実施率の向上 (被保険者：実施率32.0%以上) (被扶養者：実施率10.0%以上)	メタボリスク保有率の減少（H26<H29）	【27年度】 ・被保険者14.0% (目標：19.0%) 【28年度】 ・被扶養者13.8% (目標：7.0%) 【29年度】 ・被保険者14.7% (目標：25.0%) ・被扶養者10.6% (目標：8.0%)	・特定保健指導を全面的に実施する事業者を活用した特定保健指導の実施。 (H28.11～) ・特定保健指導対象者に対してアンケートの徹底提供同子を送付し、特定保健指導の利用促進を実施。	・乗船の閑暇で利用率が向上しない。 ・被扶養者は原則、自己負担金が発生するため利用に消極的。
4	船員手帳健康証明書データ収集の強化	【目的】 生活習慣病リスクの把握、特定保健指導対象者の抽出 【概要】 船所有者及び被保険者に船員手帳健康証明書データの入出力を依頼し実施	船員手帳健康証明書データ取得率の向上 (取得率45.0%以上)	船員手帳健康証明書データ提供者の特定保健指導利用者数の増加（H26<H29）	【27年度】 ・28.6% (目標：32.0%) 【28年度】 ・29.3% (目標：38.0%)	・生活習慣病予防健診未受診者把握のため、船員手帳健康証明書データの提供を依頼 ・船員手帳健康証明書データの未提出船所有者に再々、提供依頼 ・船員手帳健康証明書データの未提出船所有者に電話による勧奨を実施。	・船所有者に船員手帳の保管義務がないため提供率が伸びない。 ・船所有者の事務作業の負担。
5	船員手帳健康証明書データ提供者への健康づくり支援	【目的】 被保険者の健康意識の醸成 【概要】 前年度の船員手帳健康証明書データ提供者へ健康づくり支援等に関する冊子を送付	前年度の船員手帳の写しの提供者全員へ健康づくりの支援等に関する冊子を送付	船員手帳の写しの提供者の生活習慣・意識の改善	【27年度】 ・8,084人へ送付 (前年度提出者全員) 【28年度】 ・7,913人へ送付 (前年度提出者全員)	・船員手帳の写しの提供者に対して、健康情報を振り返る冊子の提供。	・生活習慣病予防健診とどれくらいの人が必要か不明。

21

保健事業の実施状況②

№	事業名	目的及び概要	アウトプット 詳細 (達成時期：20年度)	アウトカム 詳細 (達成時期：20年度)	実施状況	振り返り 成功・推進要因等	振り返り 課題・改善点等
6	健診結果に基づく受診者に対するオーダーメイドの情報提供冊子の送付	【目的】 メタリックシンドローム該当者の減少、生活習慣病の重症化予防及び健康意識の醸成 【概要】 健診結果に基づいたオーダーメイドの情報提供冊子を送付	該当者全員へ健診結果に基づいたオーダーメイドの情報提供冊子を送付	高リスク保有者の医療機関受診人数の増加（H26<H29）	【27年度】 ・受診冊子1,334人/29年12,269人へ送付 【28年度】 ・受診冊子1,194人/28年18,221人へ送付	・被保険者が興味を持つようなオリジナルデザインを採用した「健康情報冊子」を作成。	・乗船中の制限により、乗船期間中に巡回等ができない者が多い。
7	ホームページ・メールマガジンにおける健康情報の充実	【目的】 健康情報の提供による疾病予防等の推進 【概要】 HPやメルマガに健康情報を掲載する。	(ホームページ) 当該ページ閲覧数の増加 (メールマガジン) 健康記事掲載件数の増加	喫煙率・メタボ該当率の減少（H26>H29）	【27年度】 「喫煙」記事掲載件数1,604件 ・メルマガ掲載件数7件（ネット掲載より27.7～28.3まで配信中止） 【28年度】 ・「ヘルソコンパス」掲載件数4,073件 ・メルマガ掲載件数12件（ネット遮断により28.4～28.8まで配信中止）	・27年度に実施した健康づくりの取組のアンケート結果を船内生活を取り入れた内容で編集して、喫煙対策やメタボ対策をテーマにしたHPコンテンツを作成。 ・外部業者にWEB制作を委託し、興味を引くようなパナーの配置や、わかりやすく読みやすいレイアウトデザインとなるよう工夫し掲載。	・紙版やメタボ予防の広報は、すでに顕著な効果が見られるものではないため、繰り返し広報を行い、船所有者や事務担当等が持つ方から継続的に働きかけてもらうことが必要。 ・冊子を配布することによる効果測定は難しい。
8	加入者・船所有者へ送付する告知等に健康情報の充実	【目的】 健康情報の提供による疾病予防等の推進 【概要】 加入者・船所有者へ送付する告知等に健康情報を掲載する。	各種通知書へチラシ添付	喫煙率・メタボ該当率の減少（H26>H29）	【27年度】 納入品告知書10件、船員保護書、乗務員のリーフレット、未受診者勧奨 【28年度】 納入品告知書10件、船員保護書、乗務員のリーフレット、未受診者勧奨	・日本年金機構と連携を図り、28年度より納入品告知書、船員保護書、乗務員のリーフレット、未受診者勧奨に関するチラシを添付したことで、加入者や事務担当等へ定期的な広報ができた。	・紙版やメタボ予防の広報は、すでに顕著な効果が見られるものではないため、繰り返し広報を行い、船所有者や事務担当等が持つ方から継続的に働きかけてもらうことが必要。 ・チラシ等の配布による効果測定は難しい。
9	関係団体広報等に掲載する健康情報の充実	【目的】 健康情報の提供による疾病予防等の推進 【概要】 関係団体の広報等に健康情報の掲載を依頼する。	健康情報記事掲載団体数	喫煙率・メタボ該当率の減少（H26>H29）	【27年度】 健康情報記事掲載団体数：7団体（47件掲載） 【28年度】 健康情報記事掲載団体数：8団体（69件掲載）	・27年度より関係団体の広報担当者を直接訪問し、健康づくり等に関するPRを行い連携強化を図った。 ・船員保護事業（健康づくりの支援）アンケート結果は船別に集計を行い、各関係団体の特徴や傾向等を明らかにして船員の健康づくりに関係を持っていただくよう働きかけた。	・紙版やメタボ予防の広報は、すでに顕著な効果が見られるものではないため、繰り返し広報を行い、各関係団体と継続的に働きかけてもらうことが必要。 ・今後は関係団体等を通して、コラボへ入念に訴求していく必要がある。 ・記事掲載による効果測定は難しい。

22

保健事業の実施状況 ③

No.	事業名	目的及び概要	アウトプット 詳細 (達成時期：20年度)	アウトカム 詳細 (達成時期：20年度)	実施状況	振り返り 成功・推進要因	振り返り 課題・改善要望等
10	メタボリックシンドロームの高い改善効果が見込まれる年齢層への重点的な働きかけ	【目的】 他の保険者と比較しメタボ該当者の増加率が低い年齢層の生活習慣を改善する。 【概要】 メタボ該当者の増加率が高い年齢層に注意喚起を行い生活習慣を改善するための行動変容につなげる。	メタボリックシンドロームに関する啓発チラシの配布（特定年齢層の加入者）	・特定年齢層の方の受診率増加 ・メタボリックスク保有率の減少（H26>H29）	【27年度】 「メタボ」に関する啓発チラシを作成し未受診者約200名へ届付（被保険者26,920人） 【28年度】 「がん検診」に関する啓発チラシを作成し未受診者約200名へ届付（被保険者26,949人）	・付加価値情報の提供による未受診者動向の実施。	・メタボ該当者の増加率が高い年齢層に特化したイベント等は実施。
11	出前健康講座の開催	【目的】 健康について学習する機会を設け、疾病の予防を図り、生涯にわたり健康生活を送れるよう支援する。 【概要】 各種研修会等に保健師等を講師として派遣し、加入者等が健康について学ぶとともに実践につなげるための講座を実施する。	年間20回開催	参加者の健康づくり意識の増進（アンケート結果により評価）	【27年度】 ・32回開催 （参加人数1,526名） 【28年度】 ・26回開催 （参加人数1,114名）	・船員災害防止協会と連携し「船員労働安全衛生月間」を積極的に出前健康講座を開催。	・講師である保健師のマンパワー不足により積極的な広報ができない。
12	事業所カネコを活用した健康経営の取組みの支援	【目的】 健康経営の普及・促進 【概要】 船員の健康管理を経営的に観点から捉え、健康増進に取り組むきっかけとする。	年間230船船所有者への働きかけの発信	特定保健指導利用者数の増加（H26<H29）	【27年度】 ・訪問13件 ・郵送120件 【28年度】 ・訪問16件 ・郵送100件	・喫煙率が高い船所有者に対して、禁煙マンガ啓発冊子を送付し意識の啓発に努めた。	・「健康度カルテ」の配付が目的ではなく、きっかけづくりとして船所有者とコラボし、継続的に働きかけが必要。
13	健康情報の提供等による意識の啓発	【目的】 健康情報の提供による疾病予防等の推進 【概要】 健康づくりに関する情報提供冊子を送付することにより習慣づくりの支援を行う。	船船所有者、被保険者全員へ送付	送付対象の生活習慣改善意識の増進（アンケート結果により評価）	【27年度】 健康度啓発冊子（船船所有者全員、被保険者）の送付 ・全船所有者4,545、喫煙率改善冊子6,578人へ送付 【28年度】 「ハルスコンパス」の送付 ・全船所有者4,500、喫煙率改善冊子68,500人へ送付	・喫煙対策については、船船所有者には、船員に始める喫煙対策に理解を促す、喫煙には健康に与える影響を伝えることにより、喫煙者の意識を促す取組みとして、船員の独特の勤務形態や生活実態を考慮して、船内での喫煙禁止の徹底や喫煙者のノブハブを紹介する冊子「ハルスコンパス」を配付し加入者の健康づくりを支援した。	・禁煙やメタボ予防の広報は、船員保険から一度啓発冊子を送付しただけで不十分と顕著な効果が現れるものでないため、繰り返し広報を行い、船所有者や船長など影響力を持つ方から積極的に働きかけをもらうことが必要。 ・冊子の配布による効果測定は難しい。

23

保健事業の実施状況 ④

No.	事業名	目的及び概要	アウトプット 詳細 (達成時期：20年度)	アウトカム 詳細 (達成時期：20年度)	実施状況	振り返り 成功・推進要因	振り返り 課題・改善要望等
14	関係省庁・団体と連携した事業の実施	【目的】 健康情報の提供等による疾病予防等の推進 【概要】 関係省庁・団体と連携して事業を実施する。	連携した関係省庁等の数	・加入者の生活習慣改善意識の増進 ・船員省庁・団体との連携強化	【27年度】 連携した関係省庁・団体数1件（船員災害防止協会） 【28年度】 連携した関係省庁・団体数3件（船員災害防止協会、若手典久基市、青森県11市）※広域連携は続く	・船員災害防止協会には、船員保険部担協会で連携していただけでなく、健康づくり冊子の共同制作を進めていくことで連携の強化を図ることができた。 ・28年度の「船員労働安全衛生月間」における船員災害防止大会で運動、歯科、メンタルケアを推進し、大会当日ハルスコンパスの配付するなど、船員保険事業の周知を図ることができた。 ・28年度より地方自治体等が開催する海事イベント等へ支部と合同で出展。 ・支部と連携することにより、合同での集約開催が可能となった。	—
15	レセプト・健診結果等の分析の充実	【目的】 船員保険の特徴を的確に分析した情報を提供し意識の醸成を図る。 【概要】 データヘルス計画の効率的・効果的な事業推進を図るため、レセプトデータ等の分析体制を強化する。	分析結果の関係方面への発信	効率的・効果的な健康づくり事業策定・実施	【27年度】 ・実施なし 【28年度】 ・実施なし（外委委託者による分析は実施）※20年度に実施するデータヘルス計画に基づき分析体制を強化する	・専門的な知見を有する外部委託者を利用し、レセプトデータと健診結果データを組み合わせる連携者として保有しておいたデータ分析ツールを活用し、回収率を向上させた。 ・回収率は当初見込みの10%を上回る回収率。	・船員保険システムにはレセプト等の分析機能が実装されていないため、第一期については外部委託者による分析を実施した。今後はレセプトのデータ分析業務を中長期的にどのように実施していくか検討が必要。
16	健康づくり・健康増進等に関する調査の実施	【目的】 データヘルス計画を効率的・効果的に実施するため、被保険者・船船所有者の意識に対するニーズや生活習慣等について調査する。 【概要】 保健事業等の立案に必要なデータ収集を外部委託者により実施する。	全被保険者・船船所有者への調査の実施	・加入者、船船所有者のニーズ把握 ・効果的・効果的な健康づくり事業策定・実施	【27年度】 ・全被保険者4,158名 （回収率51.1%） ・被保険者2,000名送付（回収率26.5%） 【28年度】 ・実施なし	・船船所有者及び被保険者の健康づくりに関するニーズを把握し活用し、回収率は当初見込みの10%を上回る回収率。	—

24